

平成26年第1回定例会予算審査特別委員会全体会（環境生活委員会所管）会議録

平成26年3月11日
10時00分～15時39分
全員協議会室

出席者氏名

山形 金也	委員長	椎塚 俊裕	副委員長
大塚 弘史	委員	山宮留美子	委員
深沢 幸子	委員	後藤 光秀	委員
滝沢 健一	委員	坂本 隆司	委員
伊藤 悦子	委員	糸賀 淳	委員
横田 美博	委員	油原 信義	委員
大竹 昇	委員	後藤 敦志	委員
北澤 満	委員	寺田 寿夫	委員
鴻巣 義則	委員	近藤 博	委員
川北 嗣夫	委員	曾根 一吉	委員
桜井 昭洋	委員	大野誠一郎	委員

オブザーバー出席者氏名

岡部 洋文 議長

執行部説明者

市長	中山 一生	副市長	長岡 一美
市民生活部長	羽田 利勝	都市環境部長	木村 茂
市民課長	木村 豊	市民協働課長	加藤 勉
		農政課長兼	
商工振興課長	大竹 昇	農業委員会事務局長	石島 修
都市計画課長	鈴木 康弘	施設整備課長	菅原 安雄
下水道課長	栗山 幸一	環境対策課長	宮田 研二
放射線対策課長	酒川 栄治		

事務局

局長 佐藤 久雄 主査 仲村 真一

議題

議案第38号 平成26年度龍ヶ崎市一般会計予算（環境生活委員会所管事項）
議案第40号 平成26年度龍ヶ崎公共下水道事業特別会計予算
議案第41号 平成26年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計予算

山形委員長

皆さん、おはようございます。

これから予算審査特別委員会を再開いたしますが、本日は傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

傍聴の方、入室をお願いします。

傍聴の方に申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

また、本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3年を迎えます。この震災により犠牲になられた全ての方々に対しまして、哀悼の意を表し、地震発生の午後2時46分より1分間の黙禱をささげ、ご冥福をお祈りしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまから予算審査特別委員会を再開いたします。

本日は、環境生活委員会の所管事項について説明と質疑を行います。本委員会の運営に当たりましては、前回申し上げたとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

なお、執行部におかれましては、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

また、本日の環境生活委員会所管事項の質疑につきましては、一般会計予算及び特別会計予算合わせて1人30分の持ち時間の範囲で通告順に沿って進めてまいりたいと思いますので、発言に際しましては、委員、執行部ともに挙手をされるようお願いいたします。

それでは、これから予算審査特別委員会の環境生活委員会所管事項の審査に入ります。

議案第38号 平成26年度龍ヶ崎市一般会計予算の環境生活委員会の所管事項についてを議題といたします。

執行部から項目に沿ってご説明願います。

羽田市民生活部長

それでは、議案第38号 平成26年度龍ヶ崎市一般会計予算の所管についてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございます。市民活動センター管理運營業務委託契約の負担行為でございます。市民活動センターの管理運営につきましては、平成27年4月1日から指定管理者による運営を予定していることから、平成26年度において予算措置が必要な手続を進めるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、その下、第3表の地方債でございます。一番上のコミュニティセンター整備事業、これにつきましては、大宮コミュニティセンターなどの外壁等の改修工事に充てる起債でございます。充当率は75%でございます。

1つあきまして、県営土地改良事業です。板橋・伊佐津線の道路整備事業及び利根町北部ほ場基盤整備事業に充てる起債でございます。充当率は90%でございます。

木村都市環境部長

その下になります。地方道路等整備事業でございます。こちらにつきましては、道路の改良、改修に絡むものでございます。充当率につきましては90%でございます。

その下でございます。

同じく地方道路等整備事業の借換分でございます。こちらにつきましては、平成11年の臨時経済対策事業、そして平成15年の臨時地方道整備事業、平成16年の地方再生事業債、こちらが償還の最終年となります。そういったことから、借換債を記載して対応するものでございます。

その下になります。排水路整備事業でございます。こちらにつきましては、充当率75%になります。

その下でございます。

同じく借換分でございます。こちらにつきましては、平成16年の排水路整備事業、やは

りこちらを一括償還の最終年を迎えるに当たりまして、借換をしようとするものでございます。

その下になります。都市公園整備事業でございます。こちらにつきましては充当率90%でございます。

16, 17ページへお移りください。

羽田市民生活部長

款13の使用料及び手数料でございます。総務管理使用料でございます。説明の欄でご説明いたしていきます。

2番でございます。西部出張所施設目的外使用料、こちらにつきましては、市政情報モニター設置に係る行政財産使用料です。

下の3番です。東部出張所施設目的外使用料、これにつきましても同じく市政モニターの関係でございます。

4番の市民活動センター施設目的外使用料、こちらにつきましては、全庁及び災害対応型自動販売機の設置料でございます。

5番のコミュニティセンター施設目的外使用料につきましては、全庁及び、これも災害対応型自動販売機設置料で13コミュニティセンターに設置しているものでございます。

18, 19ページをお開きください。

保健衛生使用料の1番の斎場使用料、これは火葬室800件、通夜75件などの使用料を見込んでございます。

木村都市環境部長

その下になります。斎場施設目的外使用料でございます。こちらにつきましては、自動販売機に係るものでございます。

一つ飛んでいただきまして、清掃施設目的外使用料でございます。こちらはNTTや東電柱に係るものでございます。

羽田市民生活部長

その下の職業訓練校施設目的外使用料、こちらは電柱2本分の使用料でございます。

続いて、商工使用料の1番、市街地活力センターコミュニティルームの使用料、こちらは活力センター2階部分の使用料でございます。1カ月当たり5,000円を計上したものでございます。

その下、2番の市街地活力センター施設目的外使用料、こちらは活力センター2階部分にある商工会事務所の賃借料、電気料、上下水道料分でございます。

3番のにぎわい広場使用料、こちらは毎年7月に行われる八坂祭における出店使用料35件分を計上してございます。

木村都市環境部長

道路橋梁使用料に入ります。

1番でございます。こちらにつきましては、東電、NTT、東京ガスが主な占有をしているところでございます。

その下の駐車場使用料でございます。これは佐貫駅東のコインパーキングに係るものでございます。

3番の法定外公共物使用料、こちらにつきましても、東電、NTT柱に係るものでございます。

河川使用料でございます。

1番の河川占用料、こちらにつきましては、橋梁はけ口の構造物、ヒューム管、電柱等に係るものでございます。

その下の法定外公共物使用料水路分でございます。こちらにも電柱及び鉄塔、通路等に係るものになります。

都市計画使用料に移ります。

1番の都市公園使用料でございます。こちらは、映画やCM等の撮影に係るものとしまして、10件ほど計上させていただいております。

その下でございます。目的外使用料でございますが、こちらにつきましても、電柱、N T T柱等に係るものでございます。

3番でございます。森林公園使用料、こちらにつきましてもログハウス、キャビン、かまどの使用料でございます。

4番の目的外使用料につきましても、福祉の店の売店や電気代ほかでございます。

4番の住宅使用料でございます。

1番の市営住宅使用料でございます。こちらにつきましても、現在161棟入居いたしております。それで、徴収率としまして97.3%で計上させていただいております。前年より1.3ポイント増で計上でございます。

その下の2番の滞納繰越分でございますが、こちらにつきましても、例年同様徴収率15%で計上させていただいております。

3番の市営住宅の駐車場使用料でございます。こちらにつきましても、現在161台の駐車スペースをお貸ししております。やはり97.3%の徴収率で計上させていただいております。

その下になります。滞納繰越分でございますが、こちらは15%で計上でございます。

5番の目的外使用料につきましても、やはりN T T、東電柱の占用の関連でございます。

羽田市民生活部長

続きまして、款13の使用料及び手数料の総務管理手数料でございます。

2番でございます。認可地縁団体証明手数料でございます。不動産登記の際に添付する証明手数料の代金でございます。1通当たり300円でございます。

その下の3番、自動車臨時運行手数料、これは仮ナンバーを貸し出す際の手数料でございます。1,000件分を予定してございます。

次のその下でございます。1番の税務手数料西部出張所分の取り扱い分、その下の2番の税務手数料東部出張所分の取り扱い分でございます。こちらにつきましても、納税証明書、課税証明書等の発行手数料でございます。1件当たり300円でございます。

20、21ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳手数料の1番、戸籍手数料です。戸籍謄本発行手数料について1万件分、除籍謄本発行手数料について4,600件分を計上したものでございます。

木村都市環境部長

その下になります。狂犬病予防手数料でございます。注射済み証で単価が400円で4,500件、新規登録で単価が2,000円で500件ほど見込んでおります。

清掃手数料に移ります。

1番の犬猫等処理手数料1件分を計上いたしております。

その下の2番、一般廃棄物処理業ごみ許可申請手数料、単価5,000円の4件分。

そしてその下になります。3番の粗大ごみ処理・廃家電収集運搬手数料、単価1,540円で1,500個ほどを見込んでおります。

その下、4番、5番につきましても、単価の5,000円で4件ほど見込んでいます。

羽田市民生活部長

続きまして、農業手数料でございます。

1 番の鳥獣飼養登録手数料でございます。県からの登録の委任事務でございます。メジロの登録手数料として2羽分計上しております。

木村都市環境部長

土木管理手数料に移ります。

1 番の屋外広告物許可手数料でございます。こちらにつきましては、電柱の広告や広告板、照明広告等に関するものでございます。

2 番、3 番につきましては、科目設定でございます。

4 番の開発許可関係申請手数料、こちらにつきましては、法29条、第43条の建築許可及び6条の証明手数料でございます。

その下でございます。市街化証明手数料、こちらにつきましては1筆300円でございます。実績に応じて計上しているものでございます。

22, 23ページへお移りください。

国庫支出金の衛生費国庫補助金になります。

保健衛生費補助金の2番でございます。社会資本整備総合交付金環境対策分、こちらにつきましては、太陽光発電システム等に係る補助金でございます。

その下になります。放射線量低減対策特別緊急事業費、こちらは嘱託員の報酬や測定器の厚生費が対象となっております。

清掃費の補助金で、その下の1番、循環型社会形成推進交付金でございます。こちらにつきましては、合併処理浄化槽の50基が対象となっているものでございます。

続いて、土木管理費補助金でございます。

1 番の社会資本整備総合交付金の耐震診断分でございます。1件当たり3万円で10戸を対象としております。

その下でございます。社会資本整備総合交付金の耐震改修分でございます。耐震改修が6件、計画が10件を予定しているものでございます。

道路橋梁費補助金でございます。

1 番の社会資本整備総合交付金橋梁修繕分でございます。こちらは北文間の学校橋の修繕設計が対象となっております。

その下の狭隘道路整備分につきましては、5件分の計上でございます。

24, 25ページへお移りください。

一番上になります。3番の社会資本整備総合交付金、こちらにつきましては、道路のひび割れ等の補修が対象となっているものでございます。

その下の社会資本整備総合交付金の公園整備分でございますが、龍ヶ岡公園の大型遊具及び蛇沼公園の木道が対象となっているものでございます。

羽田市民生活部長

続きまして、款14の国庫支出金でございます。

戸籍住民基本台帳費委託金の1番です。中長期滞在者居住地届け出等事務費でございます。こちらは国からの委任事務でございます。前年度の実績に応じて委託料が算出されるものでございます。

木村都市環境部長

二つ飛んでいただきまして、1番の浅間ヶ浦排水施設管理費でございます。国土交通省からのポンプ場の維持管理費の委託費でございます。

26, 27ページにお移りください。

羽田市民生活部長

款15の県支出金でございます。

戸籍住民基本台帳費補助金の1番です。事務処理特例交付金旅券発給事務分でございます。こちらにつきましては、均等割と前年度の件数割で交付されるものでございます。28, 29ページをお開きください。

木村都市環境部長

災害救助費補助金の2番ですか。災害救助費繰替支弁費交付金応急仮設住宅分でございます。こちらにつきましては、東日本大震災の避難者の受け入れをしております、その仮設住宅の借り上げ分でございます。16戸分を計上いたしております。

続きまして、保健衛生費補助金の4番でございます。事務処理特例交付金の環境事務分、公害防止事務及び動物愛護事務に係るものでございます。

その下になります。同じく事務処理特例交付金の浄化槽分、これは受付事務に係るものでございます。

2番の合併処理浄化槽設置事業費でございます。国基準額分、こちらにつきましては、国と同様の互助金に対する3分の1の補助でございます。

その下でございますが、県単分、こちらにつきましては、県が徴収しております森林湖沼環境税、これを原資といたしまして、県独自の上乗せ分にプラスすることの単独浄化槽の撤去に係る補助金でございます。

羽田市民生活部長

その下でございます。農業費補助金の1番の農業委員会費交付金でございます。これは県から農業委員会費、農業委員会委員の報酬手当等が交付されるものでございます。

2番の事務処理特例交付金につきましては、農地法に基づく農地売買、転用等、県からの委任事務に係る経費として交付されるものでございます。

3番の機構集積支援事業でございます。こちらは農業委員会の農地の利用関係等の活動を支援するための補助金で、10分の10でございます。

4番の事務処理特例交付金農政事務分でございます。これは、カラスやハクビシンなどの有害鳥獣の捕獲に要する事務処理に対して交付されるもので、7件分を計上してございます。

5番、認定農業者育成確保資金利子補給費でございます。認定農業者に対する機械購入等の融資の利子補給でございます。県、市とも補給率は2分の1、1団体に交付するものでございます。

6番、農業経営基盤強化資金利子補給費でございます。認定農業者に対する施設整備等の融資の利子補給でございます。こちらも補給率は県、市ともに2分の1でございます。

7番、新規就農総合支援事業、こちらは45歳未満の自営就農者に年間150万円を最長5年間交付するものでございます。

8番の戸別所得補償経営安定推進事業です。農地集積協力金の補助金でございます。補助率は10分の10です。

9番のいばらきの園芸産地改革支援事業費につきましては、JA施設園芸部会への温風暖房機に対する補助でございます。補助率は3分の1でございます。

10番、環境保全型農業直接支援対策事業費、こちらは環境保全効果の高い特別栽培米や有機農業などの営農活動に取り組む農業者に対して支援をするものでございます。8件分を計上してございます。

11番の家畜伝染病予防事務費でございます。こちらは、家畜伝染病の予防事務に係る手数料に対して交付されるものでございます。

12番の農地・水・環境保全対策向上対策交付金、こちらは、地域が行う環境保全活動事業の事務費として定額配分されるものでございます。

13番、事務処理特例交付金土地改良事務分、こちらは、県より権限移譲された土地改良区役員の変更等の届け出に対して交付されるものです。1件分でございます。

14番の経営所得安定対策直接支払推進事業費，こちらは，龍ヶ崎市地域農業再生協議会の運営費として，県の予算の範囲内で補助されるものでございます。

次に，林業費補助金でございます。

1番，身近なみどり整備推進事業費，これは平地林の下草刈り等の費用で，3ヘクタールに対するものでございます。

30，31ページをお開きください。

商工費補助金でございます。

1番の地方消費者行政活性化交付金，これは消費生活相談窓口高度化事業に対するもので，給食センターで実施しております放射能測定器の保守点検の費用でございます。

木村都市環境部長

その下になります。1番の事務処理特例交付金建築指導事務分でございます。これは，屋外広告物や景観法の届け出に関するものでございます。

2番でございます。木造住宅耐震診断費でございます。これは上限6,750円で10戸分ほど計上いたしております。

3番の地籍調査費につきましては，川原代9，入地3地区，14ヘクタールが対象でございます。

その下の1番の事務処理特例交付金の河川事務分，準用河川等に係るものでございます。

続きまして，その下になります。事務処理特例交付金の都市計画事務分，これは国土法届け出に関するものでございます。

その下の緑の少年団活動費，こちらは県緑化推進機構より交付されるものでございます。

羽田市民生活部長

款15の県支出金でございます。

戸籍住民基本台帳費委託金の1番でございます。人口動態事務費，これにつきましては，毎月1回，人口の動態を調査しまして県へ報告する事務費に対するものでございます。

2番の電子証明書発行手数料徴収等事務費，こちらにつきましては，住民基本台帳カードへの電子証明書のデータの登録事務を県から委任されていますことから，これに対する交付金，200件に対するものでございます。

次に，統計調査費委託金の1番，統計調査委員確保対策事業費でございます。調査員募集のためのチラシ作成費用に対するものでございます。

2番の常住人口調査費につきましては，調査に要する事務用品等でございます。

4番の経済センサス調査区管理費，こちらは調査区のデータを常に正確な状態に管理する費用でございます。

5番，経済商業統合調査費，こちらは5年ごとの周期調査でございまして，事業所及び企業の経済活動の状況を調査する費用でございます。

6番の工業統計調査費，こちらは毎年製造業の事業所を対象に生産額等を調整する費用でございます。

7番，農業センサス調査費，こちらは5年ごとの周期調査でございまして，農林業の現状等を的確に捉える調査でございます。

8番，全国消費実態調査費，こちらは同じく5年ごとの周期調査でございまして，世帯を対象とした家計簿調査の費用でございます。

9番，国勢調査区域設定費でございます。こちらは平成27年度の国勢調査の基礎となる調査区を設定するための費用でございます。

続きまして，款16の財産収入でございます。

木村都市環境部長

ちょっと待っていただけますか。

二つ飛んでいただきまして、1番の建築確認取扱事務、こちらにつきましては10件ほど計上させていただいております。

その下でございます。防災調節池等維持管理費でございます。こちらにつきましては、羽原川、大正堀川、破竹川の残流域西の調整池に係る維持管理の委託でございます。

その下でございます。破竹川調節池維持管理費、こちらにつきましては龍ヶ岡公園部分に係るものでございます。

羽田市民生活部長

次に、款16の財産収入でございます。

利子及び配当金でございます。

32, 33ページをお開きください。

中ほどの9番、農業振興基金利子の収入でございます。これは基金利子の収入でございます。

木村都市環境部長

こちらでございます。物品売払収入に移ってください。

2番の環境対策課資源物等売払収入でございます。こちらにつきましては、廃食用油の売り払いでございます。

羽田市民生活部長

続きまして、款18の繰入金でございます。

5番の農業振興基金繰入金、こちらは豊作村での秋の収穫祭への基金を繰り出すものでございます。

34, 35ページをお開きください。

木村都市環境部長

諸収入でございます。

上から2段目、過料の歩きたばこ、ポイ捨て等禁止条例違反金でございます。1件当たり2,000円で5件を計上させていただいております。

羽田市民生活部長

続きまして、款20の諸収入でございます。

5番の自治金融資金貸付金元利収入の1番です。自治金融、こちらにつきましては、年度当初に市内金融機関に預託した預託金が年度末に全額返還されるものでございます。

続きまして、諸収入の農業費受託収入の1番でございます。農業者年金受託収入でございます。こちらは農業者年金業務に伴う受託の収入でございます。

木村都市環境部長

雑入に入ります。

団体支出金で1番、清掃工場関連還元施設整備事業費負担金でございます。こちらにつきましては、河内町、利根町から収入するものでございます。

36, 37ページへお移りください。

一番上になります。

10番の牛久沼地域清掃作戦事業費でございます。こちらは牛久沼流域水質浄化対策協議会より収入するものでございます。

羽田市民生活部長

次に、雑入の9番でございます。中小企業金融制度信用保証料返戻金、こちらは科目設

定となっております。

続きまして、13番の広告掲載料でございます。こちらはJR佐貫駅、広報紙、ホームページへの広告掲載料でございます。

25番の西部出張所電話使用料、所管でございます。

26番の市民活動センター機器使用料、こちらも所管でございます。

木村都市環境部長

27番の広告掲載料、所管となります。

その下、28番、コミュニティバス高齢者定期券売払収入でございますが、おたっしやパスと言いまして、1カ月、3カ月、6カ月の定期がございます。その売り払いの収入でございます。

羽田市民生活部長

続きまして、31番、コミュニティセンター電話使用料、所管でございます。

32番のコミュニティセンター機器使用料、こちらも所管でございます。

33番の県民交通災害加入推進費、こちらは市民が加入する災害保険の加入者1人当たり70円の収入があるものでございまして、3,200人の加入を見込んだものでございます。

その下、34番、統計資料頒布収入、こちらが所管でございます。

木村都市環境部長

45番になります。雑草除去受託料、平米当たり100円で19万7,000平米を予定いたしております。

46番、所管となります。

羽田市民生活部長

一番下の47番、県民手帳頒布収入、こちらは県民手帳の販売額15%が歳入になるものでございます。

38、39ページをお開きください。

木村都市環境部長

49番、50番、51番、それぞれ所管でございます。

羽田市民生活部長

続きまして、市債でございます。

市債につきましては、別表、先ほど第3表、地方債のとおりでございます。

歳入のほうは以上でございますけれども、先ほど私の説明の中で、21ページの戸籍住民基本台帳手数料の1番と2番、ちょっと説明が抜けてしまいました。申しわけございません。

これの1番の戸籍手数料……

木村都市環境部長

言ったよね。

羽田市民生活部長

すみません。住民手数料、2番の住民証明手数料について抜けてしまいました。こちらにつきましては、住民票の発行手数料等ございまして、7万4,000件分の計上になってございます。

大変失礼しました。

以上で歳入のほうは終了になります。

続きまして、歳出でございます。

44, 45ページをお開きください。

主なもので説明をさせていただきます。

款2の総務費でございます、一般管理費でございます。1400番の市民行政推進活動費でございます。

1番の報酬につきましては、市民活動推進委員の委員報酬6回分でございます。

8番の報償費、こちらにつきましてはまちづくりポイント制度のポイント還元商品代等でございます。

11番の需用費、こちらにつきましては、まちづくりポイント制度の啓発用品のパンフレット、のぼり等の費用でございます。

12番の役務費でございます。こちらは公園や水路などの管理を行っている里親登録者1,400人分の傷害保険料でございます。

19番の負担金につきましては、下のJR市民号、こちらは随行者負担金でございます、1名分を計上してございます。

その下の補助金でございます。市民活動団体設立支援、これはNPOなどの市民活動団体の設立を支援するための補助金。1団体に対して上限が10万円で5団体分を計上してございます。

その下、交付金でございます。まちづくり協働事業、こちらは協働事業提案制度による事業で、年度内に交付決定する分の計上でございます。

その下、1,500万の男女共同参画推進費の1番、報酬につきましては、男女共同参画推進委員会委員への報酬、会場6回、委員5回分の報酬を計上してございます。

次の報償費でございます。こちらは専門相談員の謝礼及び実践講座等の開催への講師への謝礼、3回分でございます。

次に、13番委託料でございます。こちらは男女共同参画を推進するための女性人材講座の開催費用でございます。

52, 53ページをお開きください。

出張所費でございます。中ほどでございます、3400番の西部出張所管理運営費、1番、報酬、こちらにつきましては、一般職・非常勤職員2名分でございます。

次に、23番の償還金の関係でございます。こちらは都市再生機構への建てかえ施行分の償還金で、用地費及び工事費でございます。償還期間は昭和61年から平成27年度までとなっております。

次に、3500番、東部出張所管理運営費、1番、報酬、こちらにつきましては、一般職・非常勤職員1名分でございます。

続きまして、一番下でございます。地域振興費の3700番、市民活動センター管理運営費でございます。

54, 55ページをお開きください。

13番の委託料でございます。委託料の中では、一番下でございます。市民活動センター夜間管理運営、こちらは午後7時から10時までの貸館業務をシルバー人材センターに委託しようとするものでございます。

19番の交付金でございます。こちらは、まちづくり推進事業につきましては、市民活動センターの管理運営をNPO法人茨城県南生活者ネットに委託しようとするものでございます。

木村都市環境部長

その下になります。3800番、コミュニティバス運行事業でございます。

8番の報償費でございますが、バスモニター15人分に対するコミュニティバス回数券の謝礼でございます。

22番の補償，補填及び賠償金の補償金でございます。こちら，コミュニティバスの補償金につきましては，運行経費から収入見込み額を引いたものを計上いたしております。

循環ルート，ABCDEルート，それぞれ見積もって計上いたしております。

その下になります。3850番，公共交通対策費でございます。

1番の報酬でございますが，公共交通協議会委員の報酬4回分を計上いたしております。19番の負担金の一番下になります。バス運行対策費でございます。こちらにつきましては，地域間幹線系統の運行維持といったことで負担するものでございますが，この運行対象となっております路線は，竜ヶ崎駅取手線，そして竜ヶ崎駅江戸崎線の2路線でございます。

その下でございます。補助金でございます。

鉄道近代化設備整備費でございます。こちらは関東鉄道竜ヶ崎線の車両の空気ばねの交換等が対象となっております。県と同額の協調補助でございます。

続いて，ノンステップバスの購入費でございます。こちらにつきましても関東鉄道が購入いたしますバスの購入の補助でございます。上限が95万となっております。

その下の22番の補償金でございますが，路線バスの中間割引350万円に加えることのデマンド的乗り合いタクシー517万円を計上いたしております。

羽田市民生活部長

その下の3900番でございます。集会施設整備補助事業でございます。

19番の補助金でございます。こちらにつきましては，事業費の2分の1かつ100万円を限度とする補助制度でございます。六ツ谷集会所1カ所分を計上したものでございます。

56，57ページをお開きください。

コミュニティセンター費の4110番のコミュニティセンター管理費でございます。

1番，報酬につきましては，13センターのセンター長，副センター長，施設管理嘱託員の報酬分でございます。

次に，13番，委託料でございます。

下から2番目でございます，建築物定期調査報告，こちらにつきましては，馴染コミュニティセンターの2年に1回の定期調査でございます。

その下のコミュニティセンター夜間管理運営，こちらは馴染コミュニティセンター分でございます。午後5時から午後10時までの施設管理などを委託するものでございます。シルバー人材センターを予定しています。

その下の14番，使用料及び賃借料でございます。こちらにつきましては，川原代，北文間，大宮コミュニティセンターの用地賃借料でございます。

15番，工事請負費につきましては，大宮コミュニティセンターほか改修工事につきましては，大宮コミュニティセンターと八原のコミュニティセンターの外壁，屋根等の修理，修繕を予定しています。

その下の川原代コミュニティセンターほか空調機改修工事，こちらにつきましては，川原代，馴染，八原の改修工事を予定してございます。

4120番，コミュニティセンター活動費の8番，報償費でございます。これは中核的な地域コミュニティ組織が組織されていない4地区のコミュニティセンターでの講座の講師謝礼でございます。1センター当たり20万円を計上してございます。

19番，補助金でございます。こちらはコミュニティセンター自治活動費につきましては，中核的なコミュニティ組織化の予定のない4地区のコミュニティセンター活動推進協議会の活動費に1センター当たり70万円補助するものでございます。

58，59ページをお開きください。

諸費でございます。中ほどでございます。5100番の自治組織関係経費でございます。

8番，報償費，これは住民自治組織活動推進奨励金でございます。1戸当たり1,000円で3万戸分を計上してございます。

次に、19番、負担金、補助金でございます。

地域づくり事業、こちらにつきましては、中核的な地域コミュニティーが組織されない地区に1戸当たり基本額3万円及び戸数割300円を補助するものでございます。4地区の47住民自治組織を予定してございます。

次に、60、61ページをお開きください。

中ほどでございます、6060番の地域コミュニティ推進費、8番報償費。これは、地域担当職員研修に係る講師謝礼でございます。

その下の補助金につきましては、地域コミュニティ設立準備費、これは中核的な地域コミュニティ組織の立ち上げのための設立準備会に補助するもので、1地区当たり20万円、2地区を予定してございます。

次に、地域コミュニティ推進事業費、こちらは中核的な地域コミュニティ組織に対する補助金でございまして、地域活動の推進を目的として1地区当たり基本額100万円、世帯割500円を補助するものでございます。

続いて、64、65ページをお開きください。

款2の総務費でございます。

戸籍住民基本台帳費の6700番、職員給与費、こちらは市民課13名分でございます。

続いて、6800番、戸籍事務費です。こちらにつきましては、19番、負担金でございます。こちらは龍ヶ崎戸籍住基協議会への負担金でございます。こちらは6市2町で構成している協議会で、人口割、均等割で負担するものでございます。

次に、6900番、住民記録等証明事務費。1番、報酬、こちらは一般職・非常勤職員6名分でございます。

一番下の18番、備品購入費でございます。こちらにつきましては、窓口用の防犯カメラの購入費でございます。

続いて、7000番でございます。旅券発給事務費。1番、報酬につきましては、一般職・非常勤職員2名分でございます。

66、67ページをお開きください。

款2の総務費でございまして、統計調査総務費の8300番、職員給与費でございます。こちらは商工統計グループ1名分でございます。

続きまして、8400番、統計調査事務費、こちら所管でございます。

8710番、統計調査費の1番、報酬、こちらにつきましては、非常勤職員であります調査員、指導員130名分を計上したものでございます。

7番、賃金につきましては、臨時職員1名分でございます。

8番、報償費、こちらにつきましては、調査協力者への謝礼金などでございます。

68、69ページをお開きください。

款3の民生費でございます。

社会福祉総務費9500番、下のほうでございます。市民法律相談等事業でございます。

11番、需用費につきましては、人権同和研修会等の資料等でございます。

13番、委託料。こちらは法律相談年33回分でございます。この法律相談は、8月を除きまして毎月3回実施しております。

19番、負担金でございます。こちらは龍ヶ崎人権擁護委員協議会の負担金でございます。

70、71ページをお開きください。

こちらにつきましては、県地域人権運動連合会ほか2団体への負担金となっております。

木村都市環境部長

86、87ページにちょっとお戻りいただけますか。86、87ページでございます。

民生費の災害救助費でございます。15460番、応急仮設住宅費でございます。

12番の役務費につきましては、1戸分の火災保険料、14番の使用料及び賃借料につきましては、東日本大震災による被災者の仮設住宅として借り上げているものでございます。

16世帯ほどの避難者がいるわけですが、福島から14、岩手、宮城それぞれ1世帯でございます。

衛生費に入ります。

15500番、職員給与費でございます。6人分の人件費になります。

90、91ページへお移りください。

下から3番目でございます。16400番、狂犬病予防費でございます。需用費につきましては、鑑札や注射済票等でございます。役務費につきましては通信運搬費でございます。

その下の16500番、環境審議会費でございます。報酬につきましては、環境審議会3回分の開催を計上いたしております。

その下の16600番、環境行政推進費でございます。

8番の報償費ですが、これは市民環境講座の講師謝礼2回分を計上いたしております。

92、93ページへお移りください。

19番の負担金、補助及び交付金の補助金でございます。新エネルギーシステムの導入でございます。こちらにつきましては3年目の補助となりますが、その内容でございます。太陽光発電に関するものとしまして、1キロワット3万5,000円、3キロワットを上限として130件ほど予定いたしております。そのほかエコキュート、ハイブリッド、エコ上手、エコフィール、こちらで給湯器について100件、そのほかエコオイル、そして新たにエコファームということで、合わせまして12件ほど予定しているところでございます。

続いて16700番、環境衛生対策費でございます。報酬につきましては、歩きたばこ、ポイ捨て等防止指導員に係るものでございます。

8番の報償費でございます。こちらは犬のしつけ教室講師の謝礼2回分になってございます。

13番の委託料でございます。雑草等除去受託分でございますが、平米当たり92円に消費税を掛けた単価をお願いしております。面積は19万7,000平米を予定しております。

その下の犬猫等処理でございますが、閉庁日に係るへい獣処理でございます。

その下の佐貫駅前の公衆トイレの清掃につきましては2カ所、それぞれ2時間で365日でございます。

その下の16800番、不法投棄対策事業、こちらにつきましては例年の計上でございます。

その下でございます。16850番、放射線対策事業でございます。

1番の報酬、4番の共済費、9番の旅費、こちらにつきましては嘱託職員に係るものでございます。

12番の役務費でございます。手数料でございますが、補助対象で測定器の校正費を計上いたしております。

13番の委託料につきましては、市域全域609地点の測定と除染関連でございます。

続きまして、16900番、斎場管理運営費でございます。

11番の需用費で主なものとしましては、燃料費の464万6,000円、光熱水費の378万4,000円でございます。

13番の委託料でございます。施設管理及び火葬でございます。斎場につきましては、正月三が日と友引の日が休館日となっているものでございます。その管理でございます。

続きまして、17000番、職員給与費でございます。こちらにつきましては2名分の人件費になります。

94、95ページへお移りください。

17100番、公害対策費でございます。13番の委託料でございますが、河川及び湖沼水質調査、19地点で予定いたしております。

その下の交通騒音・振動及び交通量測定でございますが、交通騒音につきましては7地点で、環境騒音につきましては8地点で行うことを予定いたしております。

その下でございます。自動車騒音常時監視、こちらにつきましては主要地方道の2路線で行うものでございます。

清掃費に移ります。

17500番，職員給与費でございます。8人分の人件費になります。

その下の17600番，清掃事務費でございます。これは3月，6月，11月に実施いたしま
すクリーン大作戦の経費が主なものでございます。

その下でございます。17700番，塵芥処理費でございます。

13番の委託料でございますが，96，97ページへお移りください。

一番上のごみ収集運搬でございます。こちらにつきましては，市域を東西に分けて2区
分で契約いたしております。そのほか燃やさないごみにつきましては市域全域を1区分と
して契約を行うものでございます。

一つ飛びまして，指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券等販売でございます。指定ごみ袋につ
きましては，1箱1,000円で，そして粗大ごみの処理券につきましては1枚20円で販売を
お願いしているものでございます。19番の負担金でございます。上段につきましては，塵
芥処理組合の運営費でございます。下段につきましては清掃工場等の整備に係る事業債の
償還費で，現在の清掃工場の起債が平成26年度で終了いたしますことから，前年対比しま
すと2億9,115万7,000円，76.9%の減となっております。

その下になります。17800番，ごみ減量促進費でございます。報酬につきましては，審
議会2回の開催分でございます。

8番の報償費につきましては，ごみ減らし隊研修時等の講師の謝礼でございます。

13番の委託料でございます。ごみ質調査，これにつきましては夏と冬，年2回を行っ
ているものでございます。

その下でございます。資源ごみ収集運搬でございます。こちらにつきましては，4区分
に分けて行っております。瓶，缶，紙，布で一つ，そしてペットボトルでございます。

続いて，資源ごみコンテナ配布及び回収でございます。これは行政ステーション461カ
所に係るものでございます。

18番の備品購入，こちらにつきましてはBDFを燃料といたしますトラックの購入が主
なものでございます。

続いて19番の補助金でございます。集団資源物回収助成金及び行政資源物の回収助成金，
それぞれ1キログラム当たり4円を補助するものでございます。

その下の生ごみ処理機の購入，これにつきましては復活いたしまして2年目となります。

続きまして，その下，17900番，し尿処理費でございます。負担金でございます。上段
につきましては施設の運営に係るもの，下段につきましてはし尿処理施設等の整備に係る
事業費の償還に係るもので，前年とほぼ同額でございます。

18000番，合併処理浄化槽設置助成事業でございます。

19番の補助金でございます。合併処理浄化槽設置事業でございます。こちらにつきま
しては，N5型，5人槽でございます。これを20基，そしてN7型，7人槽について25基，
Nの10型，10人槽でございます。これを5基ですので，浄化槽につきましては50基，それ
に加えまして単独浄化槽の撤去費としまして30基，合わせて80基に係る助成となります。

羽田市民生活部長

一番下でございます。款5の労働費でございます。

労働諸費の18100番の労働事務費でございます。負担金でございます。

98，99ページをお開きください。

一番上のいばらき出会いサポートセンターでございます。こちらは結婚支援活動を行っ
ておりますいばらき出会いサポートセンターへの負担金でございます。このセンターにつ
きましては，県内各地でふれあいパーティーの開催，マルチサポーターの育成などを行っ
ているところでございます。

その下，龍ヶ崎地区高等職業訓練協会でございます。これは5市町で構成されてお
ります協会への認定訓練助成事業への負担金でございます。

その下、補助金でございます。中小企業労働者共済融資信用保証料補給金、こちらにつきましては、県労働金庫から融資を受けております中小企業の労働者の債務の補償料でございます。

次に、款6の農林水産業費でございます。

農業委員会費の18300番でございます。職員給与費農業委員会、これにつきましては事務局分、1名分でございます。

その下、18400番、農業委員会事務費の報酬、こちらは会長及び会長代理、委員20名分の報酬、嘱託員1名分の報酬となっています。

次に、13番、委託料でございます。委託料につきましては、現況届等の封入・封緘業務でございます。こちらは選挙人の現況届等の封入・封緘に係る委託費でございます。

その下の議事録作成、こちらは農業委員会総会の議事録作成の委託料でございます。

その下、農家基本台帳システムの保守につきましては、台帳システムの年間保守料でございます。

14番の使用料及び賃借料でございます。こちらは現地調査用の車両のレンタル料などでございます。

次に、18500番、農業者年金受託事業につきましては、所管でございます。

続いて、農業総務費です。18600番、こちらにつきましては農政課8名分の給与でございます。

その下、18700番、農業総務事務費の需用費でございます。こちらは牛久沼へのウナギやフナの放流事業費20万円及び食育推進のための芋苗等の購入費でございます。

19番、負担金につきましては、園芸いばらき振興協会、こちらは農業用のプラスチックの事務処理業務を行っております。これの運営費を負担するものでございます。

次に、100、101ページをお開きください。

農業振興費の18800番でございます。農業経営基盤強化促進対策事業です。

1番の報酬、こちらは非常勤職員報酬27名分でございます。

13番委託料、こちらは農業振興整備計画書の作成業務委託費でございます。

19番負担金のうちの補助金でございます。認定農業者育成確保資金利子補給金、こちらは農業機械の購入に対する利子補給で、農業者の借入金利が1%を超えないよう、県と市で2分の1ずつ助成するものでございます。1名分です。農業経営基盤強化資金利子補給金、こちらは農業施設の建設に対する利子補給金です。これも同じく県と市で2分の1ずつ助成するもので、6名分でございます。

その下、青年就業給付金、こちらは県単事業でございます。45歳未満の自営就農者に年間150万円を給付するもので、11名分です。ただし、年間所得が250万円以上の者は対象外となります。

その下、農地集積協力金、こちらは地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地所有者に補助するものでございます。3件分でございます。

18950番の龍ヶ崎ブランド育成事業の1番、報酬でございます。非常勤職員報酬分でございます。これは農産物認定制度審議会委員の報酬となります。

次に、19番の補助金でございます。いばらきの園芸産地改革支援事業、こちらはJA施設園芸部会への温風暖房機の補助でございます。農業ヘルパー制度支援事業、こちらは農家の就労不足を補うとともに、市民に雇用の機会を提供するものでございまして、補助率は1農家当たりヘルパー料の10%とし、年額2万円を限度とするものでございます。

次に、減農薬米普及促進事業でございます。これにつきましては、学校給食で使用する米を通常の2分の1の化学肥料や農薬で栽培する特別栽培米に対するもので、作付面積の拡大を図ろうとするものでございます。60キログラム当たり2,000円を補助するもので、105トン分を計上したものでございます。

次に、産地アップ支援事業でございます。こちらは成果物生産者の組織化と高品質な成果物を安定的かつ計画的に出荷できる体制を構築し、産地の育成を目的とするものでござ

いまして、JAの施設部会、トマト及び花き部会のコギクへの資材経費の一部を補助するものでございます。

次に、19000番の環境にやさしい農業推進事業の需用費でございます。こちらは堆肥を製造販売する龍ヶ崎市有機生産組合が使用する草刈り、裁断機等の消耗品を計上したものでございます。

続いて、13番、委託料につきましては、この堆肥販売所で堆肥原材料等の分別作業を委託する費用を計上してございます。

19番、負担金でございます。負担金の農業用プラスチック処理費は、農業用廃プラスチック類の処理費の負担金を園芸いばらき振興協会へ負担するものでございます。

次の補助金でございます。有機堆肥配布でございます。こちらは堆肥による有機農業の推進を図るための補助金で、堆肥の製造販売に係る経費の一部を助成するものでございます。

その下、農業用プラスチック適正処理推進事業。こちらは年2回の廃プラスチックの回収に対し、廃プラスチック適正処理推進協議会へ補助するものでございます。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業、こちらにつきましては、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対しての支援でございます。

102、103ページをお開きください。

19450番、農業振興事業でございます。

19番、補助金でございます。地域農業振興支援活動費、こちらはまちづくり文化財団が離農者から農地を借り受けて担い手に貸し付ける農地利用集積円滑化事業、このための事務担当職員の人件費として計上してございます。

19500番、農業振興基金、こちらにつきましては、農業振興基金利子の積み立てのための支出でございます。

次に、19560番でございます。農作物風評被害等対策事業の1番、報酬、こちらにつきましては、放射能測定事務の嘱託員1名分の報酬でございます。

13番委託料でございます。こちらは食品放射能測定システムの保守でございます。1回分の計上でございます。

次に、畜産業費の19600番の畜産振興事業、19番、負担金でございます。畜産協会へのものでございます。県、JA、市町村などで構成しております畜産農家の生産向上のための技術指導を行っている組織への負担でございます。

次に、補助金でございます。家畜防疫・衛生事業、これにつきましては、家畜伝染病の発生を未然に防止するため、予防接種などの費用として家畜衛生指導協会へ補助するものでございます。

次に、農地費の19700番、職員給与。こちらにつきましては、農地担当職員1名分の給与費でございます。

その下、19800番、土地改良助成事業の19番、負担金でございます。まず、県土地改良事業団連合会、こちらにつきましては、県内の市町村及び土地改良区で構成されております会員の行う土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するための負担金でございます。

次に、小野川地区湛水防除事業管理協議会、こちらは龍ヶ崎市、稲敷市、牛久市、関係土地改良区で構成されておまして、維持管理費の負担金でございます。当市の負担割合は17.5%となっております。

その下でございます。久賀地区湛水防除施設管理運営協議会、こちらは稗柄地区の排水施設の維持管理費でございます。

その下、江川排水路改修事業、こちらにつきましては、龍ヶ崎市の市街地の江川改修に係る地元負担分15%を償還するものでございます。平成36年度までの償還となっております。

次に、地域資源保全事業でございます。こちらは、農家集落による水路や農道の保全活動に対するもので、4地区への負担金でございます。

その下、農業排水路維持管理費でございます。こちらは市街地の排水も処理しておりま

す塗戸地区の排水機場の維持管理負担金でございます。豊田新利根土地改良区へ負担するものであります。

次に、19900番、土地改良整備事業でございます。

19番、負担金でございます。農免道路整備、こちらは県が実施しております板橋伊佐津線の農免道路の整備の市町村負担金で、負担割合は稲敷市との延長割合となっております。当市の負担割合は53.5%であります。

次に、経営体育成基盤整備、こちらは平成21年度から事業を開始しております利根北部土地改良事業の市町村負担金でございます。負担割合につきましては、利根町との面積割となっております、当市は7%の負担となっております。

木村都市環境部長

その下になります。20000番、農業集落排水事業特別会計繰出金、所管でございます。

羽田市民生活部長

次に、その下の20100番の牛久沼土地改良区農業排水路管理費の負担金でございます。こちらにつきましては、農業排水路施設等の維持管理に係る負担金でございます、改良区施設の維持管理費を対象に負担割合を定めております。

次に、水田営農活性化対策事業、20200番でございます。生産調整推進対策事業費でございます。

104、105ページをお開きください。

負担金でございます。生産調整センターでございます。こちらは生産調整推進会議の費用、推進委員の手当などを当センターへ負担するものであります。補助金でございます。生産調整推進対策事業、こちらは生産調整達成者で転作を実施した農家への助成でございます。大豆、麦につきましては10アール当たり1万5,000円、飼料米につきましては1万円を補助するものでございます。

その下、転作定着化促進事業、こちらも生産調整達成者で、1ヘクタール以上の連担する団地内の作付農家に助成するものでございます。

その下の加工用米集荷促進事業、こちらは同じく生産調整達成者で、加工米の出荷農家に助成するもので、助成額は10アール当たり1万6,000円を補助するものになります。

その下、経営所得安定対策直接支払推進事業、こちらは龍ヶ崎市地域農業再生協議会の運営費としての県補助でございます。

次に、款6の農業水産業費の林業振興費でございます。

20300番の身近なみどり推進事業の13委託料でございます。こちらは住宅地周辺の森林を保全する事業でございます、森林の下草刈りや間伐などの委託料でございます。今年度の実施地域は貝原塚町、泉町で3ヘクタールを予定しております。

次に、款7の商工費でございます。

商工総務費の20400番、こちらは職員給与費でございます、私と商工振興課6名分でございます。

次に、20500番の商工事務費でございます。13番、委託料でございます。これにつきましては、コミュニティビジネスのセミナー開催の費用を計上してございます。

19番、負担金でございます。負担金につきましては、圏央道沿線地域産業交流活性化協議会への負担でございます。これは圏央道沿線の市町村への企業誘致促進のための設置された協議会でございます。

次に、補助金でございます。企業誘致奨励金でございます。事業所を新設、または増設した企業に固定資産税相当額を3年間補助するもので、6社分でございます。

その下、中小企業事業資金制度信用保証料補給金でございます。こちらは、自治金融、振興金融の貸し付けの保証料で、県信用保証協会へ納付するものでございます。

次に、コミュニティビジネス等起業支援でございます。こちらは、コミュニティビジ

ネスにつきましては、地域の課題を地域の人のビジネスの手法を用いて解決しようとするものでございまして、このビジネスの立ち上げに対する補助金でございます。1件当たり50万円を限度とするもので、2件分を見込んでございます。

次に、交付金でございます。地域振興対策事業、こちらは自治金融、振興金融の貸付事務に対して商工会へ交付するものでございます。

次に、21番の貸付金でございます。自治金融資金貸付金、こちらは融資金利の引き上げの原資として金融機関に預託したもので、年度末に全額返還されるものでございます。

次に、24番投資及び出資金でございます。県信用保証協会損失補償寄託金でございます。貸付金の代位弁済が発生したときの損失補償でございます。補償割合につきましては、市が8%、保証協会が8%、金融機関が20%、保険機関が64%との割合で補償するものでございます。

続いて、商工振興費でございます。20600番、市街地活性化対策費でございます。

こちら19番の交付金でございます。

106, 107ページをお開きください。

中心市街地活性化事業、こちらにつきましては、11月23日開催の商業まつり、いがっぺ市開催に対する交付金でございます。

その下のまいんバザール開催事業、こちらにつきましては毎月第1日曜日ににぎわい広場で開催するまいんバザール事業に対する交付金でございます。

その下、チャレンジ工房どらすて運営事業、こちらにつきましては、コロッケや農産物の直販事業、レンタルキッチンなどのどらすて運営事業に対する交付金でございます。

その下、プレミアム商品券事業、こちらにつきましては、商工会の交付金でございます。この商品券につきましては1割のプレミアムをつけたもので、昨年同様総額1億1,000万円の発行を見込むものでございます。

次に、20700番、市街地活性化施設管理運営費でございます。こちらは市街地活力センターまいん及びにぎわい広場の管理運営に関するものでございます。

1番の報酬、こちらにつきましては、まいんの嘱託職員7名分でございます。

次に、14番の使用料及び賃借料、こちらにつきましては、まちづくり文化財団へ支払うまいんの敷地使用料及びにぎわい広場の敷地使用料でございます。

15番の工事請負費につきましては、まいんのトイレ改修費でございます。3基分でございます。

続いて、一番下でございます。消費生活対策費の21000番の消費生活センター運営費、1番、報酬、こちらは相談員の3名分でございます。

13番、委託料、こちらにつきましては、給食センターに設置しております食品放射能システムの保守料でございます。

19番、負担金、こちらにつきましては、県と市町村の消費者行政に関する意見交換及び消費者行政を推進する研修会等を実施のための負担金でございます。

108, 109ページをお願いいたします。

木村都市環境部長

土木費に入ります。

21100番、職員給与費、2名分の人件費になります。

三つ飛んでいただきまして、21500番、公共施設維持補修事業でございます。こちらにつきましては、まず13番の委託料でございます。上段につきましてはアスファルトやコンクリートがらの処理、下段につきましては公園樹木の枝等の処理でございます。18番の備品購入費ですが、手押しのバロネスの購入でございます。

その下でございます。建築指導費に入ります。

21600番の職員給与費、3名分の人件費になります。

その下の21700番、建築指導事務費でございます。1番の報酬につきましては、特殊旅

館等審議会 1 回分の委員の報酬でございます。

続きまして、21800番、住宅建築物耐震改修促進事業でございます。19番の補助金でございます。

110, 111ページへお移りください。

上段の耐震診断でございますが、1 件当たり 3 万で10戸分を予定しております。

その下の耐震改修費でございますが、高齢者の住宅関連で40万円で4戸、そして一般の住宅で30万円で2戸、合わせて6戸分の計上となっております。耐震改修計画費につきましては10万円の10戸分を計上いたしております。

その下になります。地籍調査関連でございます。21900番、職員給与費、こちらは2名分の人件費でございます。

その下の22000番、地籍調査事業でございます。1 番の報酬につきましては、地籍調査協力員6名、延べ108日分の報酬を計上いたしております。

13番の委託料の下段でございます。地籍調査測量、こちらにつきましては、川原代9、そして入地3地区、14ヘクタールの測量でございます。

道路橋梁費に移ります。

22100番、職員給与費、こちらにつきましては8人分の人件費になります。

その下でございます。道路管理事務費でございます。

11番の需用費で主なものでございますが、光熱水費が2,442万、電気料でございます。修繕料としまして250万で計上いたしております。

13番の委託料でございます。道路台帳補正でございます。こちらにつきましては、前年度認定等による補正でございます。

一番下の学校橋の修繕実施設計、こちらは北文間のこの学校橋の長寿命化に係る修繕の設計でございます。

19番の補助金でございます。狭隘道路整備事業分が5件分、22番の賠償金につきましては、道路事故賠償金で歳入と同額の計上となっております。

その下の22300番、道路整備促進費でございます。加盟団体への負担金が主なものでございます。

112, 113ページへお移りください。

22400番、道路維持補修事業でございます。

11番の需用費でございますが、主なものと、消耗品費の300万円、そして修繕料の1,000万円が上げられます。

13番の委託料でございます。上から3番目でございます。道路清掃等維持管理、こちらにつきましては、ニュータウン地区、佐貫地区、旧市街の幹線道路延長で75キロメートルから80キロメートルに及ぶ除草及び樹木の剪定、害虫の除去、消毒ですか、こちらが対象となっております。

続きまして、18番の備品購入費でございます。回送車の購入を予定いたしております。

19番の負担金、こちらにつきましては下段の自動車リサイクル、こちらにつきましては回送車分でございます。

その下になります。22500番、道路排水管理費でございます。

13番の委託料でございますが、市内18カ所の雨水排水ポンプ場の維持管理でございます。

その下の22600番、交通安全施設整備事業、こちらにつきましては例年の計上でございます。ラインやカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設工事でございます。

道路新設改良費に移ります。

22700番、職員給与費、こちらにつきましては2名分の人件費になります。

その下の22800番、道路改良事業でございます。

13番の委託料、3段目の市道第1-327号線の地質調査でございますが、こちらは北竜台のオートバックスの北側の犬羽谷津地区の道路の地質調査でございます。

15番の工事請負費につきましては、表示の13路線に係る工事でございます。

114, 115ページへお移りください。

22番の補償、補填及び賠償金の補償金ですが、こちらは工事に伴う電柱7本分でございます。

その下の22850番、市道第3-113号線整備事業でございます。板橋地区の道路関連の用地購入でございます。

13番の委託料、土地評価につきましては14画地、境界確定業務につきましては44地点でございます。

17番の公有財産購入費でございますが、延長で450メートル、幅員3メートルを予定いたしております。

22番の補償金につきましては、就業不能補償でございます。

河川費に移ります。

23000番、河川事務費でございます。

19番の交付金、まちづくり協働事業でございますが、こちらにつきましては、小貝川、牛久沼地域の環境美化活動に取り組んでおります花とふれあいの輪への交付金でございます。

その下の23100番、準用河川等事務費でございます。

13番の委託料でございます。こちらにつきましては、除草等に係るものが主なものでございます。

19番の負担金でございます。豊田新利根土地改良区への排水路の維持に係る負担金でございます。

続いて排水路整備費でございます。

23200番、職員給与費、1名分の人件費でございます。

その下の23300番、排水路整備事業でございます。

116, 117ページにお移りください。

工事請負費でございます。上段の入地地区排水路工事、こちらにつきましては新規でございます。下段の直鮎・高砂地区の排水路工事、こちらにつきましては継続3年目で、26年度で完了する予定でございます。

19番の負担金でございます。こちらにつきましては、豊田新利根土地改良区への排水路整備に係る負担でございます。

22番の補償金につきましては、物件移転補償でございます。

都市計画費に移ります。

23400番、職員給与費につきましては6人分の人件費でございます。

その下の23500番、都市計画事務費でございます。

1番の報酬につきましては、都市計画審議会4回分の委員の報酬でございます。

13番の委託料でございます。こちらにつきましては、佐貫1号線の馴染地区用途地域の変更等に係る調査でございます。

続きまして、23700番、職員給与費、2名分の人件費になります。

その下、23800番、街路事務費、所管でございます。

その下の24000番、公共下水道特別会計繰出金、所管でございます。

24100番、都市下水道管理費でございます。

13番の委託料でございます。上段の雨水排水ポンプ場の維持管理、こちらにつきましては浅間ヶ浦排水ポンプ場の維持管理、そして中段の調整池のポンプ場維持管理は立羽の調整池及び米町排水ポンプ場に係るものでございます。電気工作物保安管理は浅間ヶ浦の排水ポンプに係るものでございます。

続きまして、その下、24200番、職員給与費でございます。4人分の人件費になります。

118, 119ページへお移りください。

24300番、都市公園管理費でございます。

11番の需用費で主なものを申し上げますと、光熱水費、上下水道、電気代でございます

が、1,500万円、修繕費で450万円でございます。

13番の委託料でございます。2段目の公園清掃等維持管理、こちらにつきましては70公園に係る週2回のトイレ清掃等でございます。シルバー人材センターにお願いするものでございます。

一つ飛びまして、飲料水の滅菌装置保守、こちらにつきましては、龍ヶ岡公園、城南スポーツ公園、牛久沼水辺公園、向陽台公園に係るものでございます。遊具の点検につきましては、97公園に係るものでございます。

工事請負費につきましては、表示の参考図でございますが、3段目の防犯カメラの設置でございます。こちらにつきましては、龍ヶ岡公園に大型遊具を設置する関連から、やはりいたずらされる関連もございまして、カメラの設置をいたそうとするものでございます。

その下の24400番、森林公園管理運営でございます。

13番の委託料でございます。森林公園管理運営につきましてはシルバー人材センターに、そして二つ飛びまして、樹木の消毒、こちらは桜の木180本を予定しております。その下の松くい虫の防除、こちらにつきましても樹幹への注入で160本を予定しております。飲料水の滅菌装置の補修につきましては年4回でございます。

14番の使用料及び賃借料、こちらにつきましては9地権者12.6ヘクタールでございます。土地の買い上げでございます。

24700番、緑化推進事業でございます。

補助金でございますが、城ノ内小学校、松葉小学校、長戸小学校それぞれの少年団の活動で1万5,000円ずつを交付、補助するものでございます。

住宅費に移ります。

24800番、職員給与費、2名分の人件費になります。

24900番、市営住宅管理費でございます。

1番の報酬につきましては、入居者選考委員会1回の委員報酬に加えること、抽せん会の立ち会いとして2名の委員に立ち会ってもらいますので、その報酬でございます。

13番の委託料でございますが、施設の除草、これは富士見住宅の擁壁に係るものでございます。

120、121ページへお移りください。

樹木の剪定、こちらにつきましても富士見住宅に係るもの、そして、樹木の消毒につきましては、富士見、奈戸岡、砂町に係るものでございます。

18番の備品購入につきましては、浴槽1台分の備品購入でございます。

ちょっと飛びますが、136、137ページへお移りください。

羽田市民生活部長

公民館費でございます。

30700番の土地再生機構公民館償還金です。こちらにつきましては、松葉地区公民館の駐車場用地の取得分及び長山地区公民館の建設分の償還金でございます。松葉コミセンのほう平成30年度までの償還、長山コミセンが平成32年度までの償還というようなことになっています。

大変申しわけございません。先ほどの歳出のほうで説明に錯誤がございました。訂正させていただきます。65ページでございます。6900番の住民記録等証明事務費の中の一番下の18番、備品購入費について、先ほど窓口用の防犯カメラというようなご説明をいたしましたけれども、これは窓口用のレジスターの購入というようなことです。大変申しわけございません。

以上をもちまして、平成26年度一般会計予算所管事項の説明を終わらせていただきます。以上です。

山形委員長

これから議案に対する質疑を行います。
通告順に発言を許可いたします。

深沢委員

では、よろしくお願いたします。

まず、91ページ、環境行政推進費のところ、太陽光、次の93ページの補助金の新エネルギーシステム導入ということで、太陽光、3年目に入るというようにお話いただきました。それからエコキュート、エコファームといろいろな話をお聞きしました。その24年度の効果を教えてください。

宮田環境対策課長

効果のほうですね。導入効果としましては、こちら太陽光発電のシステムの関係で、温室効果ガス、CO₂の削減の効果という形でございます。太陽光発電システムの総出力、24年度分ですと424.96キロワットでございまして、二酸化炭素に換算しますと、排出削減量が153.5トンとなっております。

以上です。

深沢委員

ありがとうございます。

今、電気の買い取り料、金額下がってきていますよね。この中で導入を進めていくのにどのようなことをお考えでしょうか。

宮田環境対策課長

今後も24年、25年と過去2年間補助のほうを行っておりまして、26年度も引き続き行ってまいりたいと思います。ただ、買い上げの単価のほうは東京電力とかのほう下がってきておりますが、補助のほうは引き続き行ってまいりたいと思います。ただ、26年度は全体枠として補助枠が24、25年度は1,580万でしたが、今年は枠を増やしまして、25万増やしまして1605万円の予算を計上しております。

深沢委員

補助のことではなくて、市民の皆様にごんごんに導入してもらおうかというのをこれからどのように進めていかれるのかなというのをちょっとお聞きしたいんですが。

宮田環境対策課長

やはり電力のほうですか、そちらの石油エネルギーの消費の削減という形で、りゅうほ一とか市のホームページとかで市民の方にPRしてまいりたいと思います。

深沢委員

わかりました。

では、105ページです。105ページの01020500商工事務費の委託料のところ、委託料のシンポジウム及びセミナーの件なんですが、コミュニティビジネスのセミナーをやるということで今お聞きしました。具体的にどのようなことだか内容を教えてください。

大竹商工振興課長

コミュニティビジネスにつきましては、地域の課題等を地域の人材や資源を活用しながら、有償の手法を用いて解決するビジネスでございます。今年度のセミナーの内容につきましては、主にコミュニティビジネスの基礎的な考え方と精神的な事例の紹介を交えつつ、

コミュニティビジネスのポイントを学んでもらおうとするものでございます。

なお、平成25年度に補助団体にしました2団体の事例発表も同時にやりたいと考えております。

以上です。

深沢委員

対象者、また周知をどのようにされますか。

大竹商工振興課長

対象者につきましては、主にこれからコミュニティビジネスの起業を考えている方。例えば福祉関係では高齢者支援や子育て支援に関する起業を考えている方や、教育関係では野外活動やパソコン教室、またはお助け隊などを対象として考えております。また、周知の方法でございますけれども、りゅうほーお知らせ版と市公式ホームページに掲載するほか、各地区のコミュニティセンター長宛てに開催通知を送付するとともに、各コミュニティセンター内に開催案内を掲示していただくことを考えております。

以上でございます。

深沢委員

ぜひ多くの方が参加できるように周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じその105ページの0102066市街地活性化対策費の19番、隣のページのプレミアム商品券事業についてです。このプレミアム商品券は今回も私買わせていただきまして、本当にいろんなお店に行くきっかけづくりにとってもいい事業じゃないかなと思っております。でも、買わないものまで買ってしまふんですね。ですので、いいなと思うんですが、この買い物ができる期間というのが、急いで買わなければならないかなとなってしまうので、いいきっかけづくりなので、この期間についてももう少し拡充という考えはないでしょうか。

大竹商工振興課長

ご指摘のとおり期間を長くしてほしいというアンケートの調査からもありましたので、その期間については、今後、商工会、事業主体は商工会でございますので、再度協議いたしまして、商品券の使用期間延長について検討していきたいと考えております。

深沢委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

やっぱりその商店街に足を運ぶには期間が長いほうがそののまちに運んでいくのにもいいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、商品券を使える場所の拡充についてはどうでしょうか。

大竹商工振興課長

加盟店につきましては、昨年度182店舗から、今年度は185店舗、3店舗の微増ではございますけれども、今後とも200軒以上を使えるような加盟店を目指しまして、また商工会と事務局と連携いたしまして、加盟店の拡充に努めてまいりたいと考えております。

深沢委員

ぜひ、使える場所が多ければ多いほど皆さんの足もそちらに向くと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは、私一つの考えなんですけど、コミュニティバスの回数券、普通に使うとおつりが出ませんので、あれだと思ふんですけども、回数券とか定期なんかにも使えないかなんて思ふんですけど、ご検討ください。

次行きます、107ページ。

同じ107ページの01021000消費生活センター運営費のところですか。詐欺のあのいろんな手口を使ってきますよね。今日も毎日新聞のほうに、龍ヶ崎の方がロトシックスで詐欺に遭われた模様が載っていました。その情報収集や対応についてお聞かせください。

大竹商工振興課長

龍ヶ崎市消費生活センターにおきましては、国及び県からの悪質商法等の最新情報が提供されております。また、市民の方からも情報を提供していただくこともございます。このような情報等の周知につきましては、緊急性の高いものについては、防災無線放送やメール配信サービスにて情報を提供しております。また、緊急性の低いものにつきましては、市広報紙や消費生活相談委員によります消費生活出前講座等の中で注意を呼びかけているところでもございます。消費生活出前講座につきましては、今年度15回を開催したところでございます。

以上です。

深沢委員

ありがとうございます。

新たな詐欺や当市で起きた詐欺の周知の件ですけれども、メールなんかでよく来ます。それから、防災無線なんかも流れているのも聞くんですが、やっぱりそういう新たな詐欺とかそういうものにかかりやすいと言ったら申しわけないんですけれども、高齢者の方が多いんじゃないかなと思うんですけれども、その高齢者に向けてはメール配信等ではね、また無線も、ご近所の方たちも何だかわかんないうちに終わってしまっているみたいなことを言われる高齢者の方が多いもんですから、何か違う周知の方法、例えばその高齢者の集まる長寿会みたいところにそういう話をするとか、何か違う方法はないでしょうか。

大竹商工振興課長

高齢者への対応でございます。消費生活高齢者月間、これ毎年9月なんですけれども、月間時や市広報紙による特集記事の掲載、または長寿大学や各コミュニティセンターなどの消費生活出前講座を積極的に行っているところでもございます。今後も引き続き悪質商法等への情報等につきまして、市民の方々へ提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

深沢委員

ありがとうございます。

ぜひ龍ヶ崎でそういう詐欺に遭う方が出ないようにしていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほど話していた消費生活の出前講座、お聞きしましたら、職員さんではないので、夜はないというようなお話だったんですが、できれば、働いていらっしゃる方とか夜しか駄目という方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、そういう夜の出前講座がやっていただけたらありがたいなと思いますので、そのご検討もよろしくお願ひいたします。

以上です。ありがとうございました。

近藤委員

はじめに、23ページの循環型社会形成推進交付金ですけれども、先ほどご説明がありましたので、これは割愛いたします。

25ページ、上から2段目の社会資本整備総合交付金公園整備分です。これは大型遊具に関連するものですが、はじめに、この社会資本整備総合交付金について、どういう

ものなのをお聞かせください。

菅原施設整備課長

社会資本整備総合交付金ということでございます。地方公共団体が行う社会資本の整備、その他の取り組みを支援していただいております。交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るということを目的としております。

地方公共団体が計画に基づいて行う事業に対し、国が事業費の一部を負担する交付金でございます。平成22年度から施行されております。

以上でございます。

近藤委員

ありがとうございます。

その社会資本の整備ということで、幾つか項目、交通安全から経済云々ということでありましたけれども、環境ね。大体みんな全部ということになってしまうわけですね。

それで今回、公園整備という形で交付を受けるということになったんですけれども、交付対象事業として公園整備、大型遊具ですね。これが決定するまでの経緯についてお聞かせください。

菅原施設整備課長

経緯でございます、話すとちょっと長くなりますが、社会資本整備総合交付金制度が創設された平成22年度より、国は平成25年度以降の公園施設の改築や更新に対する国の補助事業については、地方公共団体が制定する、いわゆる公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている施設に限るとされていたことから、社会資本整備総合交付金を活用したというようなことでございます。

これにつきましては、平成22年度から平成24年度にかけ、本市が管理している143公園の全ての施設を対象として、龍ヶ崎市公園施設長寿命化計画を策定したところでございます。策定理由といたしましては、本市の公園施設の多くが処分権限期限を超え、これはいいか。使用見込みが平成20年から大体30年前半に使用期限といたしますか、施設の使用期限が集中しているので、公園施設の更新や改築を計画的に実施するために、長寿命化計画を策定いたしました。その後、社会資本整備総合交付金の整備事業を行っていくために、社会資本総合整備計画及び事業計画を策定して、国の同意が必要となりました。平成24年度と平成25年の2カ年分の整備計画を策定し、同意を受け、平成24年度と平成25年には23公園の遊具更新と1公園の施設改築工事を実施したところでございます。

平成26年度分の補助事業につきましては、龍ヶ岡公園の大型遊具設置工事と蛇沼公園の木道改築工事を平成26年1月に本要望として提出いたしました。

以上でございます。

近藤委員

ありがとうございます。

歳出のところで、今のご答弁を踏まえて幾つかお聞きしたいと思います。

次は、45ページの真ん中あたりなんですけれども、男女共同参画推進費です。この中で、委託料で市民人材育成講座開催というのがございます。まず、その講座開催の趣旨、それから受講対象者、人数、予定する講師、どんな先生にお願いするかということ、それから受講した人たち、受講した後どのような役割を担ってもらうのかお聞かせください。

加藤市民協働課長

市民人材育成講座です。この講座は、25年度からスタートしています。以前、従来型だ

と、講座ですと、どちらかというところ啓発中心の講座が多かったんですけども、25年度から少し軸足を動かして、人材育成にちょっと視点を当てて講座のメニューを変えていこうということで、25年度からこの講座を実施しています。

その背景としましては、例えば市の審議会等への女性の登用率、25%前後で横ばい状態で、なかなか30%にいかない。そういった状況が続いておりますので、市の政策方針の決定過程や、地域や職場などで、いろんな分野で積極的に発言して行動できるような女性を育成していきたい、そういった意味からこの講座を企画しております。

講座の対象者は、市内在住、在勤の女性の方。それから、講師はNPO法人のアサーティブジャパンというところから講師をお呼びしたいと思っています。この団体は、アサーティブという言葉の意味自体がもともと自己主張という言葉の意味だそうなんですけど、自分も相手も尊重しながらよりよい人間関係を築くためのコミュニケーションの手法を教えていただける講師の方ですので、このアサーティブジャパンをお願いしたいと思っています。1回当たり2時間程度、連続2回で募集人員は大体30名程度を予定しています。

受講された方にその後どんな役割を期待するのかということなんですけど、これ短期にはすぐ成果というのは難しいと思うんですけど、一つは市の審議会等へ参加、例えば公募なんかで参加していただくきっかけとしていただきたいと思いますし、地域の中で女性リーダーとしての役割を担っていただけるようなことを期待してこの講座を予算計上させていただきます。

以上です。

山形委員長

休憩いたします。

午後1時再開の予定であります。

【 休 憩 】

山形委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、木村都市環境部長より訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

木村都市環境部長

それでは、私の先ほどの説明で1カ所ちょっと間違いがございましたので、ご訂正をお願いします。

109ページになります。土木費の土木管理費の総務費の21100番の職員給与費の人数でございまして、2人と申し上げましたが21人の誤りですので、ご訂正をお願いいたします。

近藤委員

先ほどの続きなんですけれども、加藤課長のお話で、この事業、啓発中心から人材育成にシフトしたというお話でした。隣の人も言っているんですけども、大変いい発想だと思いますかね、転換ではないかなというふうに思います。

ここで1点だけお伺いいたします。その受講された方たちの活躍の場なんですけれども、具体的に当市の審議会等においても活躍していただくという女性の割合の目安というお話があったんですけども、この人材育成講座というのは、あれですか、受講者の対象というのは女性に限られるんですか、それともそうじゃなくて男もいいよということでしょうか。

加藤市民協働課長

女性に限って募集しています。

近藤委員

わかりました。ずっとそういうふうに行っているものなんですよ。男も入れてやったほうがいいかなと気もしますがね、そういう女性を対象にするのでも。それは私の意見でございますので。

次です、91ページ。

91ページが一番下というか次のページにかかって、先ほど深沢委員もお聞きになっていましたけれども、補助金のところで新エネルギーシステム導入ということで、既にお聞きになっていきますので、1点だけお伺いいたします。

深沢委員も効果はどうだということをお聞きになっていましたけれども、私がお聞きしたいのは、やはり効果なんですけれども、補助事業ですよ。補助事業ですので、数が限られる、全部で242件になるんでしょうかね。数が限られる中で、その事業をすることによっての波及効果といいますかね、CO₂がどうかということじゃなくて、みんながあれがいいね、自分のところでもという気にさせるような波及効果という観点からお聞かせください。

宮田環境対策課長

波及効果ですと、なかなかほかの方にはわからないんですけれども、今、市役所のほうも1階のほうに、この庁舎とたつこのアリーナと馴染みのコミュニティセンターのほうにつきまして、この庁舎のほうにも、その表示のパネルで今日は今現在何キロワット発電していますというようなパネル、1階の市民課の人口の出るところに今週からつききましたので、そういうものをご家庭にもある方ですと、実際に、あ、今何キロワット、家で発電しているんだというのを、そういうので確認できますので、そういうことで少しでも省エネの意識を考えていただいて、目に見えてグラフとかも出たりするので、お子様たちにもそういうので家はこれだけ結構太陽光の発電、家でできるんだというような、そういう意識も持っていただけるのかなと思っております。

近藤委員

そういうこともあるでしょうけれども、私がお聞きしたいのは、242件でしたっけ、全部でね。数が限られるじゃないですか、補助事業ですから。だから、そういう補助事業をやることによって、そういうご家庭が増えるわけですよ。それからさらに広がっていく効果ということをお聞きしたんですけれども、その聞いていること自体、ちょっとなかなか難しいかもしれませんので、先ほど宮田課長がおっしゃられたようなことも認識しておきたいと思えます。

次は99ページです。真ん中の少し上になりますけれども、農業委員会事務費です。ここで負担金のところで農業委員会稲敷郡協議会についてお伺いをいたします。

まずこの協議会の役割と主な事業についてお聞かせください。主な事業は余りくわしくじゃなくて、項目で大体わかると思いますので、何々研修をやるとか、そういうふうにお聞かせください。

石島農政課長兼農業委員会事務局長

まず、協議会の役割でございます。稲敷郡内6市町村で構成していますが、農業委員会で組織していて、農業委員会間の相互の連絡調整、これらを図るとともに、担い手の育成、確保並びに農地利用、集積等の地域農業の振興を広域的な見地から推進するということになっております。

主な事業、項目ということなんですけど、年度当初に通常総会を開催しまして、その後、全国農業委員会長大会、東京のほうで行います。これらへの参加とか、あと12月には代表者集会がございます。それから、茨城県選出の衆参国会議員への要請集会ですかこれらと、あと会長、局長の合同視察研修会、それから農業委員親睦のソフトボール大会もございま

す。それから、郡内全農業委員が参加して行う研修会等でございます。
以上でございます。

近藤委員

ありがとうございます。

平成26年度の予算では26万5,000円の負担金ということになってはいますが、この算出根拠と、それから協議会で全体で集める金額をお聞かせください。

石島農政課長兼農業委員会事務局長

まず、負担金も近藤委員さんのほうから26万5,000円という金額ありましたが、稲敷郡協議会への負担金は20万5,000円となっております。これからちょっとその辺詳しく話したいと思いますが、まず、負担金の算出根拠なんです、これは龍ヶ崎市の農家戸数1,151戸掛ける17円と、それから市の耕地面積、これが2,013ヘクタール、これも掛ける17円です。それから、農業委員の数22名分なんです、これが1人当たり6,000円ということと、それから均等割が2万円ということになっております。これ農家戸数、面積につきましては、2010年の農業センサスのほうを用いております。

それから、協議会事務局の設置場所なんです、これは現在の牛久市のほうの農業委員会が現在の事務局を行っております。これは持ち回りしております、当市に回ってくるのが29年度に予定をしております。

それから負担金の総額ということでございますが、龍ヶ崎のほうが20万6,000円で、協議会の総額としますと118万3,000円でございます。

以上でございます。

近藤委員

私は26万5,000円が全部その負担金だと思ったんですけども、そうすると20万5,000円ですので、若干差がありますよね。それはどういうふうに理解すればいいんでしょうか。

石島農政課長兼農業委員会事務局長

これは研修会への参加負担金になっております。

近藤委員

研修会の参加負担金は別にとるということですよ。何かちょっとよくわかりにくいですが、そういうふうになっているということでもわかりました。

実は、何年前なんですか、10年ぐらい前になるのかな。そんなにはならないかもしれないけれども、私は一般質問だったと思いますが、この協議会が会員の皆さんで懇親会をやるわけですよ。その経費がこの負担金の中から協議会が各6市町村から集めるものの中から支出されているということ指摘いたしました。その後の経過は詳しくはわかりませんが、負担金はあくまでも、もちろん農業振興ということは大事なことですし、今のお話ですと、ある種の、言葉は必ずしも適当でないかもしれないけれども、圧力団体的に農業振興のために役立っているということ、研修もやるということでもいいんですけども、今申し上げた点については、今でも続いている、全額ではないようなんですけれども、続いているということも聞いていますので、龍ヶ崎が29年に担当の事務局になるということなので、そんなことを見据えて、そういうことを少し考えていったらいいのかなというふうに思いますので、お話をさせていただきました。

次です。次は103ページ。真ん中あたりなんですけれども、土地改良助成事業で、その負担金のところで地域資源保全事業というのがあります。先ほどご説明がありました4地区で水路保全というようなことをやるということでしたけれども、もう少しこの事業の内容について、概要ですね、お聞かせください。あわせて負担金が380万1,000円になって

おります。その算出根拠についてもお聞かせください。

石島農政課長

まず、事業の概要のほうでございます。

この事業は、平成19年度から農地・水保全管理支払交付金ということで、地域協働による農地、農業用水路等の資源の保全管理と農政環境の保全、公助という取り組みに対して行ってきた事業でございます。これが、今般国の施策の見直しがございます、平成26年度からは農業、農村の持つ多面的機能の発揮に対しては、地域政策として日本型直接支払い、多面的機能支払いとも言いますが、これが創設されまして、集落コミュニティーの協働管理等により農地が農地として維持されまして、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減しまして、構造改革を後押しするというのを目的として、26年度からまた新たなスタートをします。

これらの負担金の算出根拠でございますが、この事業には三つのメニューがございます。

まず一つ目なんです、農地維持支払いとしまして、農地のり面の草刈りや水路の泥上げ等、基礎的な保全活動に対する支援、これが10アール当たり、田んぼで3,000円、畑で2,000円となります。これに取り組んでいる地区が4地区ございます。

それから二つ目として、資源向上支払いということで、水路、農道等の軽微な補修、それから植栽等による景観形成、そういった質的向上を図る協働活動でございますが、これが10アール当たり、田んぼで1,800円、畑で1,080円となります。これも4地区で取り組んでおります。

それから三つ目なんです、資源向上支払い長寿命化分というのがございまして、これは農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修、更新等の活動でございます。これが10アール当たり、田んぼで4,400円、畑で2,000円となります。この取り組みには3地区で取り組んでおります。

負担割合なんです、国が事業費の2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

以上でございます。

近藤委員

ありがとうございます。

今年は4地区、一つの長寿命化については3地区のようですけれども、実際にその事業の主体となる、4地区の代表ということになるのでしょうか。その事業主体についてお聞かせください。

石島農政課長

事業主体4地区ということなんです、これ地区で協議会をつくってまして、一つは長戸北部地区、それから上佐沼地区、下佐沼地区、宮前地区ということで四つの地区でございます。

近藤委員

協議会が事業主体になって、そこが業者と契約したりとかいう、そういうやりとりをして、負担金ですから全額ということになると思うんですけれども、その請求だとか精算だとか、そういう事務を全部やるという理解でいいのでしょうか。

石島農政課長

この協議会、ここ四つの地区ということでご説明しましたが、大もとの協議会というのが、県のほうの連合会のほうに大もとの協議会がございます。そこが中心的になって、あと各地区の協議会は申請とか何か一応市のほうを通して申請していくような流れ、ですか

ら、事業主体としては、各その4地区の協議会がやるような形でございます。

近藤委員

そうすると、大もとの県のほうの連合会というのは、恐らく協議会は法人格ないと思うんですけども、その大もとの県の連合会というのは法人格があって、契約なんかはそこと実際にあるのは、龍ヶ崎のそれぞれの協議会なんでしょうけれども、契約、その他法的な手続等については、そちらが、法人格があってやるというような形になっていますか。

石島農政課長

大もとのほうじゃなくて、各協議会のほうが、大きな入札やるような、そんな大きな事業はやっていないので、ちょっと草刈り頼んだりとかそういう経費なので、各個々の地区のほうでやっています。

近藤委員

ありがとうございます。

そういう形で進めているということなんですけれども、せっかく国・県・市のそれぞれの財源でやるということなので、効果が十分にあらわれるようにということで、その辺については、龍ヶ崎市がよく見ておく必要があるのかなというふうに思います。

次ですが、119ページ。都市公園管理費のところの工事請負費、龍ヶ岡公園大型遊具設置工事です。先ほど歳入のところでお伺いしましたので、それとも関連させて何点かお伺いいたします。

ただこのことについては、一般質問で後藤光秀議員がお聞きになっていますので、若干重なる部分があるかと思えますけれども、勘弁してください。

まず、この市内143の公園があるそうですけれども、143ある公園の中でのその龍ヶ岡公園の位置づけと、それから龍ヶ岡公園の中での大型遊具の役割、位置づけについてお聞かせください。

菅原施設整備課長

お答えします。

143公園の中で龍ヶ岡公園は、最も大きな公園で面積は13.2ヘクタールございます。都市公園法上の公園の分類としましては、誘致距離1キロ、公園面積4ヘクタールを標準としている地区公園というのに分類されております。ほかに、当時では龍ヶ岡公園は今の公園なんですけど、あと北竜台公園、つくばの里向陽台公園などがございまして、同じ公園で。

現在の龍ヶ岡公園は、たつのこやまをランドマークとして多くの利用者に親しまれ利用されているところでございます。

龍ヶ岡公園の大型遊具の役割ということですが、同公園に以前は大型の木製遊具がございました、公団側の施工していただいたんですが。その木のピラミッドを撤去してから遊具が全くなかったというようなことで、多くの公園利用者から大型遊具の更新が望まれていたところでございました。

それで、当市の最上位計画でありますふるさと龍ヶ崎戦略プランの中で、若者・子育て世代の定住環境の創出と子育て環境日本一を目指したまちづくりを進める事業としても位置づけられております。

子どもたちがたくさん集まり、安心して遊べる遊びの拠点としての環境づくりとして進めているところでございます。

以上です。

近藤委員

公園じゃなくて遊具なんですけれどもね。その想定する利用者の年齢層と誘致範囲なん

ですけれども、誘致範囲については1キロというお話でしたね、地区公園ということで。それとの関連もあわせてお聞かせください。

菅原施設整備課長

対象年齢と誘致距離ということでございます。

たつのこやまの麓から斜面にすべり台を設置されます。30メートルの長いすべり台でございしますが、これがメインの遊具でございまして、これにつきましては、6歳から12歳を対象でございします。

同時に平面部に設置します屋根つきの35平方メートルほどのあずまや風の建物がございしますが、これにつきましては、3歳から6歳というようなことでの年齢対象ということで考えております。

誘致範囲ということでございますが、先ほどの地区公園の誘致距離を超えた龍ヶ崎市に隣接する市町村も想定しております。

以上です。

近藤委員

その龍ヶ岡公園自体の誘致距離は1キロなんだけれども、この大型遊具をつくることによって、車に乗ったり、電車に乗ったりしてでも来ますよと、お客さんがね。というお答えでしたよね。はい、わかりました。

今のご答弁の中で、住都公団が設置した大型遊具、木製のジャングルジムみたいのありましたよね。あれが8,000万ぐらいだったと思いますけれども、それを住都公団が設置して、当市でたしか350万円ぐらいだったと思いますが、をかけて撤去したわけですよ。私の頭の中にあるのは、また同じようなことをやるのかなという気もしないでもないんですけども、前の住都公団が設置したのについて、経緯を含めてどんな検証をされたのか、位置づけ、公園における位置づけ等をお聞かせください。

菅原施設整備課長

検証ということでございますが、あくまでも公園の長寿命化計画の中での一環で考えておりましたので、ほかの公園でもそうなんです、遊具がなくなれば新たな遊具というような部分での考え方もございます。

それと、木のピラミッドにつきましては、先ほど近藤委員のほうからおっしゃられましたような形で、平成2年に住宅都市整備公団が龍ヶ岡地区の土地開発事業の中で、龍ヶ岡公園の施設として8,000万の事業、費用をかけて整備したものでございますが、これにつきましては、木製ということで10年ぐらいの寿命しかないんですが、いろいろなメンテナンス、補修などを続けながら、平成22年にはもう主要物の劣化がひどく、修復が不能というような形になりまして取り壊してしまいました。この19年には大規模な修繕をしましたが、それで平成18年から平成22年度までの修繕料としましては600万を超える修繕料でございました。

それで、木のピラミッドの実績としましては、8,000万プラス点検などの費用を含め、補修費、撤去費まで含めると8,000万の40万の補修費600万プラス撤去費350万で20年で割りますと、ピラミッドの実績というのは年間450万円というような状況でございます。

今後の新たな大型遊具につきましては、建設費が4,900万、維持保全料、点検料、これが大体60万ぐらいかかるだろうと。それと、補修費につきましては、30年を見込んでいますので、補修費が370万、撤去費が220万、これを30年で割りますと大体185万円、これがライフスタイルコストになるのかなというようなこととございます。そうしますと、大体半分以下で設置できるのかなというようなこともございます。

それで、建設費を除いた1年当たりの維持管理コストにつきましては、木のピラミッドで約50万、新機能大型遊具で22万円となり、1年当たりのコストは56%削減されることに

なるのかなというようなことでございます。

答えになっていましたでしょうか。大体以上のことでございます。

近藤委員

あのですね。143公園あるわけですよ。それで、長寿命化計画をつくって平成24年、25年度で23公園の遊具を取りつけましたと。26年度については大型遊具ですよということになるわけなんですけれども、そうすると、24・25で23やっているのだから143引く23で120、それ引く1で119、あと119公園は残っている。ただそれもばらつきがあると思うんですね。昔あったように、六角堂とかあると思いますけれども。ただいずれにしろ、119公園残っているのは間違いないと。で119公園残ったわけですよ。それも、長寿命化計画をつくったと。それを置いておいて、何で大型遊具なんですかという疑問が私は湧いてくるんですよ。

というのは、今お話あったように、電車に乗ってくる、車に乗ってくるような人たちまで誘致して、それであと119、龍ヶ崎市内に残っている公園は、当面残しておくというやり方というのはどうかと、今のご答弁を聞いていて思いましたけれども、いかがでしょうか。

菅原施設整備課長

残りの119公園を見捨てるのかというようなことではございませんで、それにつきましても、その遊具につきましては、この予算書の中にある遊具の点検97公園、390基の遊具がございしますが、その遊具につきまして、随時点検してございます。それで、さらに長寿命化計画の中でどんなふうな形で点検していくのかと。一番有利な方法で考えてございしますので、なおざりにしているわけではございません。

この大型遊具につきましては、以前従前からあった木製のピラミッドの代替というような形の位置づけで考えていますので、あと119公園を見捨てるのかというようなことではございませんので、随時整備していくというようなことをご理解いただければと思います。

近藤委員

私は見捨てるのかそういう意味で言っていないんですよ。あのね、119があるわけですよ。長寿命化計画を立てていると、それでこの大型遊具についても、だってほかの大型遊具以外のところについては、そんなに大きなものはないわけでしょう。そうすると、何でもここ26年に大型遊具やっちゃうのということを言っているんですよ。やはりバランスを考える必要あると思いますよね。そしたら、大型遊具ちょっと我慢してもらって、ほかのところをバランスを持ってやっていくべきなんだけれども。

とりわけ先ほどのお話ですと、龍ヶ崎市民以外も利用してもらうことまで考えているということでしょう。そんな立派なものを何でつくるんですか。来てもらうのはうれしいですよ、龍ヶ崎市民として。だけど、龍ヶ崎市民として利用する側からすれば、あそこへ行くのに大変な人もたくさんいるわけですよ、市民の中でも。佐貫のほうからとかね、あるわけですから。そういう意味で、私は申し上げました。

次ですけれども、その遊びの拠点づくり検討会というのを設置して、そこで検討して今回のような結論になったというお話も伺いました。これ前の後藤委員とも重なる部分ありますけれども、まず検討課題、この検討会の。一言で言うと何だったのかお聞かせください。

菅原施設整備課長

先ほどよりご紹介しています、たつのごやまの大型遊具の設置については、委員のほうからお話がありました龍ヶ崎市の遊びの拠点づくりの検討会というのを開いてまして、その中でつくるつくりたくないも含めまして検討していったところでございます。

それで、主たる条件というようなことで、まず大型遊具をつくるんだというようなことありきでの条件としましては、まずたつのこやまの斜面を生かした遊具をつくるのであるとか、イベント等に配慮をしてステージ前には設置しないというようなこととか、未就学児や障がい者に配慮した遊具を設置する、また遊具間の動線を意識し遊具を配置する、環境に配慮した落ち着いた色の遊具をつくる、トランポリンのようにはねて遊ぶ遊具を取り入れるというようなことも、という条件で検討のほうをしていったところでございます。

近藤委員

ありきで始まったという理解でいいんですね。

菅原施設整備課長

ありきというのは、つくるのかつくらないのかというのを最初もんでいただきまして、最終的には代替となる大型遊具をつくりましょうというような方向が決まったというようなことでございます。

近藤委員

だから、その大型遊具ということ的前提に話し合いを進めていったということですよ。遊びの拠点づくりというと大型遊具にイメージとしては限らないんですけども、そうじゃなくて大型遊具づくり検討会だったというふうに理解していいんだらうと思います。

今のご答弁の中で出てきました、先ほどもお答えあったんですけども、年齢層ですね、6歳から12歳と、3歳から6歳ということありましたよね。3歳ということは未就学ということもあると思います。障がい者についても配慮をしていったということなんですけども、その障がい者についてはどのような配慮をされたのかお聞かせください。

菅原施設整備課長

先ほどもお話ししましたように、あずまや風の建物といいますか、遊び場所をつくります。それにつきましては、何というんですか、高いところに登るというようなものではなく、平地ですんなり入っていけるというようなものを利用して、その中にトランポリンのような弾むような龍の卵というようなことで表現しているんですが、そのような柔らかいもので遊べるような施設をつくっておりますので、特に幼いお子様から6歳児ぐらいまでの方であれば安全に遊べるというようなことでの考え方でおります。

以上です。

近藤委員

障がい者。

菅原施設整備課長

障がい者と言われましても、どのような障がいというような、いろいろございますが、段差を極力なくすとか、あとつかまれる部分を多く取り入れるとか、そういうような形で考えてございます。

近藤委員

今お聞きした範囲でも少しあれっというようにところが幾つか私は出てきたんですよ。菅原課長はあれっじゃないかもしれないですけども、ほかにもこれをお聞きになる方がたくさんおられるようなので、そちらの方をお願いするとして、私は以上で終わります。

後藤（光）委員

私のほうから113ページの一番下の道路改良事業についてであります。先ほど部長の

ほうからのご説明の中で、13路線の工事内容ということだったので、これちょっとたくさんありますので、この中でも代表的なもので構いませんので、少しどういった道路工事なのかちょっと内容を、主なもので結構ですので、よろしく願いいたします。

菅原施設整備課長

道路改良事業でございます。

工事請負費の中で道路番号を結構振ってあるんですけども、市道1の3号線外12路線を予定してございます。場所につきましては、これは龍ヶ崎市の概要というのは手元のほうにございますでしょうか。持っていないですか。すみません。

そうしましたら、この中でわかりやすいという部分につきましては、1の11号線という市道がございまして、これにつきましては池田病院、わかりますでしょうか。こちらから行きますと、左側に池田病院を見て、もうちょっと先に行きますと十字路がございまして、右側に卵屋さんの売り場があるのはわかりませんか。その十字路をまっすぐの路線でございまして、その十字路から泉の部落に向かうまっすぐの路線でございまして、

内容につきましては、道路境界の間の側溝の敷設と舗装の拡幅の工事となります。

そのほかの路線につきましては、舗装のひび割れがひどくなった箇所等の修繕等の工事も8路線含まれております。

以上でございます。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

今の市道第1の11ですよね。これの卵屋さんの先のこととありますけれども、以前、私、その一般質問で少し指摘させていただいた交差点であると思うんですけども、例えば、そのときのご答弁の内容では、新規路面表示とか区画線整備等を検討していただけないかというふうなお話だったと思うんですが、まだちょっと今のところ手が加えていないかなというふうな状況だと思うんですが、要はそれがどうのこうのではなくて、この工事を始まるに当たって、交差点が例えば、交通の安全対策等に特に支障はないかなというふうなところが思うんですがいかがですか。特に支障とかはなさそうですか。

菅原施設整備課長

工事に入りますれば、安全とか、そこら辺の確認というのは、今度、工事に入らなければ、うちの施設整備課のほうで道路管理者というような中で確認であるとか通常の維持管理はやらせてもらっているんですが、いざ工事に入れば、今度は請負業者のほうで安全対策きちんとやられるというような部分もありますので、あとは通行どめの工事はできませんので、片側交通というような中でやっていくような形になりますので、その中で安全確認はとれるというようなことで考えております。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

あともう1点だけ、その工事の期間だけ、予定を教えてくださいませんか。

菅原施設整備課長

期間につきましては、補助申請とかいろいろな形のことありますもので、幾ら新年度予算といわれましても、5月発注、6月発注というような部分にまいませんので、早くても9月の発注にはなろうかと思っております。

工事につきましては、長くても2カ月というようなことで、年内には改良できるのかなというような形で考えております。

以上です。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

そしたら、次にいきます。119ページの都市公園管理費でございます。

私のほうからは、まず先ほどのご説明の中で、この委託料の遊具点検について97公園の遊具点検だというお話があったと思うんですけれども、その97公園に対する遊具点検というのは定期的に行うものなのでしょうか、ちょっとお聞かせください。

菅原施設整備課長

委託料の遊具点検でございます。毎年1回実施している遊具の専門技術者が行う定期点検の委託料でございます。当市が管理している143カ所の都市公園のうち、遊具を設置している97公園の390基の遊具でございます、の点検を委託してございます。

日常的には施設整備課公園係のほうで不定期ではございますが、点検のほうはさせていただいております。

それとすみません。先ほど泉の部落というような表現してしまいましたが、地域もしくは地区と変更させていただきます。すみません。

後藤（光）委員

毎年1回行っているということなんですけれども、この定期点検というか遊具点検をする同じ委託先の業者がメンテナンスも行っている状況なのですか。

菅原施設整備課長

点検につきましては、器具の鉄の部分を使ったものもございまして、その減りぐあいであるとか、経年劣化であるとか、そこら辺を点検、もしくはボルトとかいろいろなものがありますれば、その緩みとか、そういうものを点検しております。それで簡単なものにつきましては、その場で点検業者のほうで対応しているのが現状でございます。

以上です。

後藤（光）委員

はい、わかりました。

それから、その次の龍ヶ岡公園大型遊具についてで、予定されている工事期間と何というんですか、オープンというんですか、利用可能予定時期というのは予定されているのはいつごろなのかなというようなこと、お聞かせください。

菅原施設整備課長

工事につきましては、先ほどの道路工事と同じでございます。補助対象事業ということで考えてございますので、まず仕事の流れとしまして、補助申請をして交付決定をされたからの工事の契約という形になりますので、工事契約につきましては、この交付決定がなされてからでないと発注できません。それで、早くても7月の中旬以降になるのかなという状況でございます。

契約の流れにつきましては、準備期間が約1カ月、遊具を作成するのに大体3カ月程度かかりますので、現場への着手時期、物ができ上がってからの着手ですから、着手時期につきまして、大体3カ月を見ますと11月ごろから現場に物が入ってくるという状況です。

その後、遊具を設置しまして、芝の養生期間などを考えますと、工事完成の時期につきましては、翌年の、来年の3月上旬ぐらいになるのかなというように考えております。

それで、供用の開始時期につきましては、3月の中旬から下旬を予定で考えております。以上です。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

もちろん決まってからでありますけれども、なぜこれをお聞きしたかと申しますと、次にお聞かせいただきたいのは、この期間の中で、たつのこやまはイベント等によく使われていると思うんですけれども、そういった何というんですかね、大きなイベント等に特に支障がないかどうかをお聞かせいただければと思います。

菅原施設整備課長

イベントにつきましては、年々やっていますアグリフェスタ、竜K O I 祭り、ウォークラリー、あと八原のコミュニティセンター祭り、夏祭り、あとさくら祭りぐらいがあるんですが、毎年恒例になってやっていたイベントがあるわけなんです、公団で作りましたその木のピラミッドのところに設置する予定なので、特にステージであるとか、ステージの前であるとか、そういうところはいじりませんので、特に大丈夫かなというようなことで考えてございます。

後藤（光）委員

はい、わかりました。

先ほどのご説明の中で、子ども向けといいますか3歳から6歳のと、6歳から12歳向けの大型遊具というふうにあって、何というんですかね、私もちょうど3歳から6歳の、ドストライクの子育て真っ最中でありますので、大変期待しているところなんですけれども、やはり小さなお子様がいるファミリーからすれば、やはり大型遊具がないからこそ、市外にまで足を運んで遊びに連れて行っているというのが現状でありますので、やはり当初のスローガンにふさわしいかなというふうに、私は大変期待しているところなんですけれども、市外からの先ほどのご説明の中でありましたけれども、利用者が大きく考えられるといったご答弁がありましたけれども、そういった市外からの利用者向けにといいますか、市内の、当市のアピールする場として観光マップといいますか、そういったものを設置するだとか、例えば隣のさんさん館にプチ観光物産展といいますか、ミニ観光ステーションみたいな、そういったものがわかりやすくあれば、さらにいいのかなと思いますので、これはぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

次であります、蛇沼公園の工事費ですね。木道改築工事費、これについて詳細をお聞かせください。

菅原施設整備課長

蛇沼公園には木の道、木道というのがございまして、幅が3メートルの長さが80メートル弱、七十何メートルという木の道があったんですが、これがもう経年劣化で腐ってきてしまいました。その代替といいますか、交換工事でございます。

後藤（光）委員

その木の道が大変腐っているというのは、私もよく知っています。ここで聞かせいただきたいのは、今回新たに改修工事になりますけれども、耐久期間というのはどれぐらいなのかお聞かせいただければと思います。

菅原施設整備課長

木の遊具と大体同じくらいの年数では考えてはございますが、ただメンテナンスのほうは何分道ということなので、人がその上を歩くというような状況なので、木材を塗り塗りしても、恐らく耐用年数、遊具であれば10年なんです、同じくらいの耐用年数なのかなというようなことでは考えてはいるんですけれども。

以上です。

後藤（光）委員

あとちょっと1点思ったんですけれども、確認といいますか、この蛇沼公園に防犯カメラって設置されておりますか。

菅原施設整備課長

現在設置されておられません。

後藤（光）委員

したら、ちょっと私も知らなかったんですけれども、できれば、今後はこの蛇沼公園も奥のほうへ行くとちょっと非常に暗闇になっているところですので、そういった防犯カメラの設置も今後検討していただきたいなと思います。

あと、その次です。

龍ヶ岡公園の防犯カメラ設置工事についてです。これ先ほど大型遊具関連の新たにつける、設置する防犯カメラということでわかったのですけれども、これは大型遊具だけを狙ったカメラになるんですかね。それで、何台分なのかをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

菅原施設整備課長

今龍ヶ岡公園には防犯カメラはついております。ただこれはステージを確認しているカメラでございまして、余り人がこう動く、性能のいいようなカメラではありません。この大型遊具の防犯カメラにつきましては、大型遊具の安全並びに防犯等を確認するための防犯カメラでありまして、大型遊具周囲に4カ所つきます。これにつきましては、結構精度のいい顔までわかるような防犯カメラでございまして、工事費としまして100万円を計上させていただいているところでございます。

以上です。

後藤（光）委員

たしか今お話もありましたけれども、現行のステージを狙った防犯カメラが、最近でしたよね、設置されたこともあったので、どこを狙うのかなというのがあったのと、あとステージを狙っている防犯カメラが結構いたずらに遭っているというふうなお話もお聞きしましたので、ぜひ今後これを設置することに当たった際には、いたずらされないような場所に設置するなどよろしく願いいたします。

最後ですが、この下の森林公園管理運営費についてですけれども、このうちの宿泊施設内消毒の詳細、こういったものなのか、お聞かせください。

菅原施設整備課長

森林公園は6月の中旬から9月の半ばまで宿泊できるような施設でございます。その施設のログハウス5棟とキャビンハウス20棟について、きれいに、衛生上支障のない状態に保つためにオープン前とオープン後、2回消毒を行っています。

委託料につきましては16万4,000円ということで計上させていただいています。

以上です。

後藤（光）委員

ありがとうございました。これは、ログハウスとキャビンハウスのものだということがわかりました。

この森林公園管理の全体のほうに入るのかもしれませんが、以前一般質問でも触れさせていただいたように、やはり特にシーズン期間中というのは、市外からの利用者も多いかと思うので、一般質問でも前言いましたけれども、特にシートに汚れがついて

いたりですとか、そういったものは早く処分していただいて、できるだけそういったところも定期的にチェックを強化していただきたいなということと、あとはやはりトイレですとか、龍の形した水路みたいな、水が流れているところもあると思うんですけども、あれも象徴的なものであるのに、何かシーズン期間中、そこが水の流れて行き渡ってなかったりとかありましたので、そういった設備のメンテナンスも含めて、改めて今後強化していただけますように要望とさせていただきます、質疑を終わりにします。

ありがとうございました。

油原委員

まず61ページですね。地域コミュニティ推進費でありますけれども、今各地域でコミュニティセンターを中心に地域コミュニティの取り組み、中核的なコミュニティの取り組みというようなことでいろいろと行動を起こしているわけでありましてけれども、いろいろな状況を見ますと、これまでの公民館よりは非常にセンターのセンター長なり、副センター長とかですね。あとは各地域の区長さんとか、従来よりは非常に出番が多くて仕事量も非常に多くなってきている。特に、センターの人たちの負担というのは非常に大きい。

そういう意味では、やはりこれまでも地域計画というか、地域福祉計画、敷いて言えば行動計画ですね。そういう中で、その各コミセンに社協の職員を配置をして、地域コミュニティの活性化を図っていくというのが一つの方針ですね。

ですから、できるだけ早い段階でやはりそういう仕事の面とか、それから中核コミュニティがより前へ進むような形の中であれば、やはり考えれば、社協等の職員ですね。の配置が地域福祉計画の方向にありますように、早期に配置をすべきなんだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

加藤市民協働課長

25年度地域コミュニティが7つできて、今、油原委員からお話があったとおり、地区公民館時代は生涯学習活動を中心で、それに加えて施設の管理運営という形でセンター職員で動いていたと思うんですけども、確かに25年度地域コミュニティができたところは、そういった生涯学習活動に加えて、防犯や防災、環境美化といろいろな事業が展開されていますので、かかわる範囲が広がってきたのは確かかなと、現場を預かる市民協働課もそういうふうに思っているんですけども。

今ご提案いただきましたコミュニティセンターに社会福祉協議会職員を配置してはというお話なんですけど、今7つ地域コミュニティがありまして、これは準備の段階から社会福祉協議会とも協議をしまして、できた後も特に福祉関係の委員会のほうには、担当割を決めて社会福祉協議会の職員にも一緒に同席していただいています。

今後の考え方なんですけれども、地域コミュニティが設置されたことにより、コミュニティセンターの業務が増えるということであれば、これは市としての問題ですので、コミュニティセンターの嘱託員を増やすことで対応していくのか。その場合にはもちろん予算が絡んできますので、財政当局、それから人事当局のほうと協議が必要になってくると思っています。

まだできた段階ですので、もう少し様子を見たいと思っているんですけども。ご提案のように、社会福祉協議会の職員を充てるのであれば、その場合には市とは別組織ですので、社会福祉協議会の考え方などを所管課の社会福祉課を交えて協議が必要になってくるのかなと思っています。

ただ今地域福祉計画のお話をされたんですが、地域福祉の推進の観点からは、将来にわたってはそういったことを検討しなければならない時期も来るのかなというのは、担当課としても少し考えていますけれども、当面は現状のように福祉関係の委員会のほうに、社会福祉協議会のスタッフにも、市民協働課と一緒に同席してもらって対応して行って、状況を見守っていきたいということを考えています。

油原委員

目指すものは地域福祉，社会福祉協議会自体も地域福祉の向上というかね，そこが仕事なわけでありますから，目指すものは，地域コミュニティも含めて，やはり同じなんだろうということであれば，当然市からそれなりの今指定管理になっていますけれども，金を出して社協も運営をしているわけでありますから，本来の地域福祉と，糸賀委員からも，ちょっと昨日でしたっけ，話があったんですけどもね。地域福祉の本来の仕事というものもマッチしてできるんだろうというふうに思いますので，今後ひとつ課題として研究をしていただきたいというふうに思います。

それから，101ページですね。農業経営基盤強化促進対策事業です。

この中で，農業振興地域整備計画基盤調査及び計画変更とありますけれども，これは予算の概要等にも載っているんですが，これの調査目的，それから内容，それから計画変更の考え方についてお願いをしたいというふうに思います。

よく都市計画であれば，5年ごとに都市計画の基礎調査をやりますけれども，これはそういう法的な要素がないのかどうか，それも含めてお答えをいただきたいと思います。

石島農政課長

まずこの整備計画なんですけど，この計画は農業の振興を図るべき区域を明らかにしまして，その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に，市町村が定める総合的な農業振興計画でございます。

今回この業務委託に当たりましては，計画の全体見直しを行うための業務でございまして，当然この見直しに当たりましては，市の上位計画や都市計画などとも整合性を図りながら農用地等の面積，土地利用，農業就業人口の規模，人口規模，農業生産，その他農林水産政令で定める事項等に関する現況や将来の見通しについて基礎調査を実施しまして，10年先を見据えた計画とするものでございます。

変更の考え方ということで，この基礎調査というのは，5年に1回くらい，本来であれば実施すべきものであったんですが，これも平成9年度の変更以来，この整備計画の見直しというのは行っておりません。本来であれば，基礎調査は5年に1回くらいですべきだったんですが，ちょっとひとつ行っていなかったような状況でございまして，今回，おくれればせながら実施をするということでございます。

油原委員

基本的に農業振興地域というか，全体的なそういう見直しで，要するに都市計画との整合性も踏まえてということであれば，基本的にはそういう地域というのは，集団で前は20ヘクタールか何かの団地規模みたいな形に指定をしながらやっていったわけですけどもね。例えば，この駅北あたりはそこから除いていくとかいうような，全体的な都市計画との整合性も踏まえてこうやっていくということなんですか。

石島農政課長

その辺も含めましての当然，基礎調査の中でいろいろなほうの面積であるとか，何かの全部こう細かく調査していくんですね。その中で，この計画づくりに当たっては，例えば土地改良区との調整だったりとか，都市計画サイドとの調整であったりとか，そういう検討の調整もしながら進めていくんですが，そういう中でいろいろな意見をもらった中で最終的な決定になっていくと思いますので，現時点では今のところ何とも。

油原委員

当市のこれからの農業地域というか振興地域も含めて，一つの大きい方向性をつくっていくということよろしいでしょうか。

続きまして，105ページです。商工事務費です。

この中で企業誘致の奨励金がございますけれども、これまで制度としてずっと何年間かきているわけでありましたが、これまでの実績というか対象となった会社の数と、それからそこで生まれた雇用について、要するに実績についてお知らせをいただきたい。

大竹商工振興課長

まず企業誘致条例対象件数でございます。平成19年4月1日に龍ヶ崎市企業誘致条例が施行されてから、平成26年3月末時点で工場等を新設、増設されました企業7社でございます。このうち、既に交付終了しているものを含め、今年度末の時点で6社終了いたします。

また、平成26年度におきましては、新たに4社が企業誘致条例の対象となっております。

続きまして、雇用の人数でございます。雇用の人数につきましては、平成26年3月末時点で、新たに341名の雇用が生まれたところでございます。

以上です。

油原委員

常に企業支援をしながら、要するに雇用の場を確保しながら、要するに活性化というか、基本的にはこういう所得の得る場というのが、非常に町の自主財源なり、活性化に大きくつながっていくんだらうというふうに思いますが、前の一般質問の中で、この制度自体は、要するに地区計画が定めている場所とか、要するに対象地区が決まっていますよね。それから、対象の業種も決まっている。それをやはり外して、この龍ヶ崎地域の中で、企業として新たにやっていく方とか、他の地域で増築というかをしていくとか、そういう人は当てはまらなかったわけですが、そういうものの見直しというのは、状況はどうなんでしょうか。

大竹商工振興課長

企業誘致条例による優遇措置の見直しでございます。企業誘致奨励金の交付率及び交付期間、適用区域の範囲内につきましては、県内市町村によって様々でございます。

また、茨城県におきましては、製造業以外の事業に対しましても、優遇制度の対象事業としていただいております。

当市の企業誘致条例による優遇措置の見直しにつきましては、区域の拡大範囲及び事業の種類選定などによる企業誘致奨励金に対しての経済波及効果を示すことなども必要であることから、今後も引き続き調査、研究をまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

油原委員

まだよく検討していないということなんだろうけれども、要するに、対象地区は最低限取り除くべきなんだろう。あの制度だと工業団地なり、白羽の地区計画の定めたところしかないわけですよね。

ですから、市内でそういう、前にもお話ししましたけれども、ダイワハウスなんか今やっていますよね。あれなんか対象にならないですよね。せっかく地元で設備投資をして雇用の確保をしていただけるような環境ができるということでもありますから、そういう意味では最低対象地区を外す。龍ヶ崎地域ならいいでしょうよと。それから、業種もやっぱりいいんじゃないかと。当然雇用がその必須要件ですけどもね。その程度で、あとは細かいところについてよろしいかと思っておりますので、最終的にはその2つぐらいは見直すべきで、早急をお願いをしたいなというふうに思います。

それから、113ページ。道路維持補修事業です。

これは余り中身ないんですけども、みんな中身はないんですが、備品購入で回送車を購入するということですよね。実質この回送車車両の購入について、現実的に具体的に何

を回送するんですか。あわせて、レンタルとかリースがありますけれども、そういう検討はしたのかお伺いいたします。

菅原施設整備課長

回送車で何をというようなことでございます。

まず、大型のパワーシャベル、いわゆるユンボというようなものと、あとこれはまた大型になってきていますバロネスという大きな乗って草をこう刈る機械みたいなんですが、そういうようなものを現地のほうに運んでというようなことでの回送車というようなことで計上してございます。

あとはレンタルもしくはリースはないのかということですが、レンタルはございません。例えば、レンタルのニッケンとかいろいろなところでやっていますが、自社で回送車を持っていて、その自分の大型機械を現地へ運ぶために使っているもので、その回送車だけのレンタルというのがありますかというようなことで確認はしていますが、レンタルはございません。

それでリースということですが、リースというのは5年間のリース契約というようなことになろうかと思うんですけれども、そうしますと月々大体22万円、5年間で大体合算しますと、1,320万くらいのリース料が発生します。リース完了後なんですけど、買い取りというような話になってくるんですけれども、その中古になった回送車を買取するというような話になってきますと、その回送車自体の価格というのが大体300万から400万するということなので、これもまたお金のかかることでございまして、そこら辺を合算しますと、大体1,700万ぐらいに総額5年間でなってくるのかなと。中古になった改装車の買い取りも含めての話なんですけど、それが大体1,700万ぐらになつたりとかというように、新車で購入というように見積もり依頼したところ、980万ですよというように見積もりをいただきましたので、じゃ1カ年でやったほうがいいのかということで見積もりをいただきました。

以上です。

油原委員

リースのいいところは、修理とかそういうのはなくていいわけですからね。計算上そういうのが入っていないような気もしますけれども、十分検討したということでもありますけれど。ユンボですね、バックホーとか大型の乗ってやる草刈りですね。バックホーあたりは、将来的には今いろいろな建設会社考えたら、自分で持っているというのはいくつかあるんですけど、だから、常時動いているわけじゃないということであれば、バックホーあたりがそれなりにちょっと老朽化してきたというときには、やはりレンタルなり、そういうところでかえていけば、当然修繕費もかからないし、要するにレンタル料というか、そういうことで進んでいくので、できればそういう方向でこれからは検討したほうがよろしいのかなと。要望とさせていただきます。

117ページ、これ予算の概要書ですね。18ページですけども、この中でいろいろ書いてあるんですけど、これは戦略プランそのものを掲載したのかどうかですけども、まだまだこの時点で予算は計上していませんが、要するに、平成26年度は調査研究を行って後に予算化するんだと。要するに、基本的には補正対応するから、一応説明として26年度事業としてこうやって載せてきたんだろうというふうに理解をしますけれども、この中で、要するに商業拠点形成をするんだというふうにまだ書いてあるんですね。だから、要するに商業拠点形成を目指しているのかどうかお伺いをいたします。

鈴木都市計画課長

予算の概要に載っている中身なんですけれども、今、委員さんが申されましたように、来年度はまだ農業振興計画の見直し作業を見据えた中で、その中で26年度中に地区計画の

具体的な調査等が可能となった場合、そういった場合に状況に対応できるようにということで概要の中に示したところでございます。

それと今の商業施設ということで、話しなんですけれども、それにつきましては、議会のほうでも、市長のほうで答弁されましたように、この部分については、商業、サービス、交流機能を有した施設を基本といたしまして、商業施設をはじめ生活利便性を高める施設を今後検討していきたいと思っております。

油原委員

一般質問等で大いに出ているからあれです。にぎわいを創出するんだということですから、大きい意味では大型商店もあれば、そういうサービス交流もあるんだろうというふうに思いますけれども、この中で、要するに地区計画ですね。地区計画の策定とあるんですよ。地区計画というのは、具体的な方向がなければ、要するに地区計画の県あたりの協議にはなりません。

具体的な方向があってはじめて地区計画の協議ができるんです。私はそういうふうに理解をしておりますけれども、いかがなものなのでしょうか。

鈴木都市計画課長

今の委員が申されましたように、最終的にその地区計画の策定といった場合には、事業の中身とか、そういったものがより具体的になり、なおかつ先ほど申しましたように、その農地転用、当然そういう可能性とか、そういったものが具体的になっていかないとその地区計画という点と。ですから、両方、両輪という形にはなってくるとは思うんですけれども、その辺の中で、農業振興整備計画の見通しというものがある程度見通しが立った段階で検討していきたいと思っております。

以上です。

油原委員

大野議員の一般質問の中での答弁で、にぎわいの創出、中身はあれですけれども、市長はこの2期目4年間の中でそれなりに取り組んでいくということでお話がありましたけれども、担当部長は26年度はできれば事業者の選定をやっていききたいと言っているんですよ。要するに、もう具体的な拠点づくりの方向というのは決まっているんじゃないんだろうかと、そういう答弁を聞くとですが、いかがなものでしょうか。

鈴木都市計画課長

事業者については、決まっているというわけではなくて、これから市の土地利用計画とあわせたような形で公募という形でやっていくような形で考えております。

以上です。

油原委員

どういう公募の仕方をするかあれですけれども、要するに26年度に事業者の選定をするんだということであれば、もう現段階でそれなりの方向づけがなされなかったら、事業者の選定、要するに公募をするということはなかなか難しいのかなというふうに思います。

続きまして、119ページです。

近藤委員から大型遊具の話がございました。いろいろとお話を聞かせていただきましたけれども、要するに、龍ヶ岡公園というのは地区公園という位置づけですね。要するに、龍ヶ岡地区です。たつのこやまのシンボリックなものがありますから、周りからいろいろと集まったりというようなことはあるんだろうというふうに思いますが、基本的には地区公園としての位置づけですね。

先ほどお話ししましたけれども、これを広域化、要するに広域公園にするんだよという

話ですけれども、その辺についていかが、そういう答弁がありましたけれども、そういう考え方なのでしょうか。

菅原施設整備課長

大型遊具を設置すれば、周りの市町村のほうからもお客様が来るのではないかというようなことの考え方ありますが、それを広域公園にするというようなことでの考え方ではございません。

油原委員

私の先ほどの話の聞き間違いかどうか、要するに広域的に人を集めるような大型遊具を設置して広域的に人を集めるんだよというお話ですから、そういうことであれば、地区公園ではなく広域公園の位置づけになってしまうということですよ。

要するに、公団はあそこにいろいろと遊具、公団は昔からお金がありましたから、非常にぜいたくな施設をつくっていましたよね。でも結果、それを引き継いだ自治体というのは、その維持管理費に非常に泣いてきたんですよ。あそこだって、8,000万かかって多分維持管理トータルしたら1億かかっているでしょうね、トータルで。ですから、そういう維持管理上、非常に厳しいというようなことで、北竜台にもあった施設とか龍ヶ岡の施設とか、そういうのはもう撤去してきているわけですよ。

ですから、これはもう非常に一自治体としての維持管理というのは、非常に厳しいという方向での撤去作業があったわけでありまして。北竜台も地区公園ですけれども、あそこにあった施設は稼働していないし、取っ払った部分もありますよね。

要するに、その大型遊具等を設置をして広域化というか、大いに人が来ていただく、にぎわいを創出するということなんだろうけれども、地区公園の位置づけで、要するに、今でもいろいろなイベントやっていますが、なかなか住宅地ですから、苦情も多いんですよ。これは担当よくわかっているでしょうけれども。

ですから、それは地区公園でいろいろなイベントをやってもそういう、広域的にそういうことがあったら、住宅地としてのそういう位置づけで、トータル的にはですよ。つくった龍ヶ岡地区の地区住民の対応というかは、非常に大変なもんなんだろうというふうに思いますが、どう想定されますか。

菅原施設整備課長

現在でも、1月1日、結構皆さん、たつのかやまに上りまして、初日の出を見ようというようなことで結構な人が集まって来ていると。ただそれにつきましては、集まってきてどうのこうのというような苦情というんですか、それはダイレクトにはうちのほうに上がってはきておりません。ただ車のとめるスペースが、たつのかやまの下に70台、あと下の破竹側の防災調整池のテニスコートのほうにも100台を超える駐車場ございますので、皆さん、そこにを入れて楽しんでいただければいいんですが、なかなか路上駐車とか、1月1日の話なんですけど、路上駐車とか、そういうような形の中での苦情というものはあるんですけども、ただ委員おっしゃられましたような、うるさいであるとか、人が集まっちゃって困っちゃったというような話の苦情というものはまだちょっと入っていないというのが現状でございます。

油原委員

基本的に大型遊具設置の件でありますけれども、近藤さんからもお話がありました。私はその要するに、民間とのすみ分けというのはきちんとしなくちゃいけないのかなというふうに思うんですよ。やっぱり大型遊具、それはあったらいいなというふうには思う方も多いでしょうけれども、やはり遊園地と民間とのすみ分けをきちんとすべきだというふうに私は思います。

そういうお金が5,000万ですよね、防犯カメラも含めれば。やはり街区公園というのが、児童公園ですね、簡単に言えば。そういうのの環境整備というものに、まずは努めるべきなんだろうというふうに思います。

ですから、街区公園というのは、本当にそこにお住まいの方の近く、地区公園はやっぱり龍ヶ岡全体とか、ですよね。そういう公園公園の位置づけがあるわけですから、そういう意味では、今の公園の環境というものを少しでもよくしていただいて、地域の方に喜んでもらえるほうが私はよろしいのかなというふうに、こう思います。

最後です。

これも予算の概要書なんですけれども、16ページですよね。これも一般質問か何かにあったような気もしますけれども、住みかえ支援ですね。住みかえ支援策の構築ということで、この支援策について、具体的な支援の考え方というんでしょうかね。要するに、対象者はどういう形にするのか。今年、この制度自体を研究して制度の構築をしていくんだということで、まとまれば補正予算に対応しますよということなんだろうけれども、そういう具体的な支援の考え方についてお知らせをいただきました。

鈴木都市計画課長

予算の概要の中の住みかえ支援策の構築につきましてですけれども、やはりこれにつきましては、ふるさと龍ヶ崎戦略プランの中で、若者・子育て世代に対する施策の一つとして検討しているものでございます。

今年度、都市計画課のほうで調査検討してきましたものにつきましては、市内に居住している子育て世代の方が市内の空き家や中古住宅に住みかえをする場合に何らかの支援を行い、定住の促進を図ろうとするものでございます。

今年度、事例調査や子育て世代に対するアンケート調査を行いまして、その結果をもとに支援策をまとめているところであります。

現段階での支援内容といたしましては、子育て世代が空き家を取得した場合の奨励金、それから取得した空き家をリフォームする際の助成金、また移住・住みかえ支援機構、JTIが行っているマイホーム借り上げ制度の活用、それから空き家を子育て世代に貸した方への奨励金、謝礼金といった、そういう形について考えております。

それについて、内部で協議しているわけなんですけれども、今後、対象の範囲、先ほど言いました市内の子育て世代ですか、その辺の対象の範囲や、それからそれ以外の新たな支援策につきましても、再度検討していこうということで、今現在、庁内当課だけじゃなくて、都市計画課だけじゃなくて、関係課を交えて来年度、26年度につきましては検討していきたいと思っております。

以上でございます。

油原委員

ありがとうございました。

これは基本的には、子育て世代という、あくまでもライン引くのは子育て世代というのは、どこら辺を言うんでしょう。それとも、子どもがいるということの前提なんだろうかね。

鈴木都市計画課長

これにつきましては、同じような支援策をしている自治体が県内にも幾つかあります。そういった中で考えていきますと、中学生以下の子どもを持っている世帯というのが一番妥当かなと考えております。

以上です。

油原委員

ありがとうございました。
終わります。

伊藤委員

45ページです、失礼しました。市民行政推進活動費です。

これなんですけれども、まちづくりポイント制度を現在始まったんですけれども、この対象がまだ三つなんです。市民の方から、この対象がいつ広がるのかというような期待も言われているわけなんですけれども、26年度に当たって、どういう方向性を出していくのかということについて伺います。

加藤市民協働課長

このまちづくりポイント制度を市民の皆さんに地域や行政に対してこれまで以上に興味や関心を持っていただいて、市民活動への理解や参加を促進することを目的として1月からスタートしたものです。

恐らく伊藤委員さんが今おっしゃられたのは、12月の後半号の「りゅうほー」に1月、3月のまちづくりポイント制度を対象活動イベントということで、1月・2月・3月と笑いヨガ、プレママ教室、プレパパ教室と三つしか対象事業が載っていないので、ほかになんかあるのかというご質問だと思うんですけれども、これは「りゅうほー」に載せたのは、あくまで行政がポイントをつけるための1月にスタートしていますので、年度内の3月までのメニューを載せてございます。

もちろん4月以降、担当課とヒアリングをして、2桁以上の事業が行政が主催する場合の講座や講演会、それからいろいろな活動に対してポイントを与えるメニューが「りゅうほー」のほうでご紹介をしていこうと思っています。

と同時に、今住民自治組織やそれから市内の市民活動団体はじめ、中核的な地域コミュニティもそこに含まれるんですけれども、それぞれの団体が活動している内容について、ポイント対象として募集をして応募してもらっています。今約60件ぐらい、例えばある自治会であれば、近くの公園の環境美化やっているから、それにポイントを与えてくださいとか、それから地域でやっている防災訓練にポイントを与えてくださいとか、そういった申請が来ていますので、行政が担う活動と、それから市民自らが行う団体の活動、両方がポイント対象になってきますので、「りゅうほー」に市の事業を載せるとすれば、4月以降に市が主催する事業については、この三つだけじゃなくて、たくさん掲載されるようになってくると思います。

以上です。

伊藤委員

わかりました。

皆さん、結構期待しているんだと思うんですね。具体的に市の今各自治会のほうから60ぐらいの提供があるというんですけれども、具体的に行政のほうとして、もう今はっきり決まっているものがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

加藤市民協働課長

それは行政主催の活動をおっしゃられている。

伊藤委員

とりあえず自治会のほうからは今申請がされてて、これから検討するということなんですけれども、もう4月からということであれば、行政のほうではこんなものがあるよというのが決まっていれば教えてほしいということなんです。

加藤市民協働課長

例えば、シルバーリハビリの指導者の方にはポイントをあげたり、例えば、市としてウォークラリーの参加者を増やすのに、ウォークラリーの参加者にポイントをあげようとか、ちょっと今手元に資料がないので、思いつくのは二つしかご紹介できないんですけども、たくさん複数、市が主催するやつでも対象事業が出てきますので、ぜひ参加していただきたいと思っています。

伊藤委員

わかりました。

次です。55ページの公共交通対策です。

22の補償金のことなんですけれども、デマンドタクシーへの補償金もあるということなんですけど、これは今行き先が5カ所の限定なんですよね。市民の方から、もう少し行き先の対象を増やしてほしいという希望が出ているんですけども、このことについて、26年度の予算の中で何か検討されたことがあるのか、今後の計画についてお伺いしたいと思います。

鈴木都市計画課長

乗り合いタクシー、デマンドタクシーにつきましては、公共交通の空白地域にお住まいの方、それから高齢者などのバス停までの移動が困難な方などの移動手段として、平成24年7月から導入した交通システムでございまして、これにつきましては、一応目的地、先ほどの委員さんからあったように5カ所ということで、目的としまして市役所、関東鉄道の竜ヶ崎駅、済生会病院、総合福祉センター、文化会館の今現在5カ所ということで運行しております。

そういった中で、目的地についても、現在アンケート等も実施はしているんですけども、そういった中で、行き先につきまして、新たな場所としての病院だとか、佐貫駅とか、サプラなどの意見は出ているところなんですけれども、その運行の見直しにつきましては、目的地ですか、それにつきましては、今後もその乗り合いタクシーに対するニーズと課題とか、そういったものを引き続き検討していく中で、当市の地域公共交通会議などにおきましても、諮りながら、現在の路線バス、それから現在運行しているタクシー業者、タクシーの運業者などへの影響等もありますので、その辺も踏まえながら利用については今後検討していきたいと思っております。

以上です。

伊藤委員

ぜひ、それで今の運行状態だとまだ乗客数が少ないということですよ。そうなれば、やはり行き先なんかも増やさない限りはだんだん厳しい状態になるのかなと、私も心配していますので、ぜひ行き先が増えるように努力をしていただきたいと思います。

次です。57ページのコミュニティセンター管理費です。

工事請負費なんですけれども、大宮コミュニティセンターの外装工事とか、川原代コミュニティセンターの空調機改修工事とかあるんですけども、これについて、工事期間とか具体的な内容について、この工事期間中に空調機の改修工事では使用できないということはないかと思うんですけども、その辺の使用のあり方についてお伺いするものです。

加藤市民協働課長

工事請負費の概要です。予算書では5,072万6,000円ですかね。大きい見出しとして、大宮コミュニティセンターほか改修工事、川原代コミュニティセンターほか空調機改修工事と大きく2本載せてあるんですけども、上の大宮コミュニティセンターほか改修工事については、現在のところ、大宮と八原の屋根と外壁の改修工事を見込んでおります。

それから、その大きいところに、今24年度から建築年度が古い順から屋根と外壁をやった後に翌年度内装を改修していくという順番で今年も内装については、昨年度やりました長山とか馴染の内装工事をやっています。同じような形で内装工事が松葉、北文間、長戸、川原代と予定しています。

それから、空調機の更新については、順番としては川原代、馴染、八原、この3施設の状況を見ながらやっていこうと思っています。

それから、大きいものでは、北文間の浄化槽の改修工事、それから長山、龍西の駐車場の一部舗装ですかね、伊藤委員さんの地元の長山なんか一部未舗装のところがあるので、ああいったところを舗装していきたいかなと思っています。

それと工事期間、今幾つもたくさん工事をちょっとご紹介させていただいたので、これ場合によっては、当該年度に詳細にもう一度現場確認して設計を組むと、工事が三つ予定したところが二つになる可能性もあるので、そのところについてご承知置きいただきたいと思うんですけれども、外壁と屋根の改修工事なんかについては、大体3カ月程度で、短いものだと1カ月程度でこれ様々です。そういった工事期間になっていくと思います。

特に、空調機のところは、空調機を使う時期に当たらないように、そこは現場のコミセンと調整していつも改修工事していますので、そういったところに配慮していきたいと思っています。

以上です。

伊藤委員

浄化槽の改修工事という言葉、浄化槽っていうことだから、お水のことなんだと思うんですけれども、この点については、例えば一時使わないようにするとかという期間はあるんですか、なければいいんですけれども。

山形委員長

休憩いたします。

午後3時再開の予定であります。

【 休 憩 】

山形委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

加藤市民協働課長

すみません。今の伊藤委員からの浄化槽の件でちょっと質問されていたんですが、先ほどの市民行政推進活動費のまちづくりポイント制度、少し説明不足だったので、ちょっと追加させていただきたいんですが、26年度例えばウォークラリーとかシルバーリハビリ体操も対象ですよというお話しさせていただいたんですが、ポイント制度は二通りのポイント対象者の考え方ありまして、例えばシルバーリハビリ体操なんかであれば、指導していただける先生方にはポイントつけるけれども、参加者にはつけない、ウォークラリーなんかもスタッフとして協力願う人にポイントを与えて参加者にはつけないみたいな、ものによって違ってきます。例えば参加者につけるものでもう一、二紹介しますと、例えば防災講演会に参加される方とか、ヘルス講演会に参加される方とか、そういったものは参加者にもポイントを与えようということで、その対象事業によって、ただ参加してもポイントがつく場合とつかない場合と両方ありますので、そこだけ追加でちょっとつけ加えさせていただきます。すみませんでした。

それから、浄化槽の件なんですけれども、これは浄化槽もちろん下水道がないところに

布設するものですので、浄化槽を交換する場合には、ある一定期間トイレが使えない時期が出てきます。今年も大宮のコミュニティセンターで浄化槽の入れかえをしているんですけども、その場合には、ちょっとある期間は不自由なことになってしまうんですけども、仮設のトイレを用意して、それで工事中は使ってもらう期間が出てくるということで、ご了解いただきたいと思います。

伊藤委員

わかりました。すみません。浄化槽ちょっと私も勘違いしたことがありまして、でも仮設のトイレを使ってコミュニティセンターが使えるように努力するということでは、了解をいたします。

それで、今のポイント制度の話なんですけれども、講師にポイントをつける場合と参加者だけにはつけないでなっちゃうと、何となくその点については、行きたくなくなっちゃうではないけれども、そんな雰囲気が出るようなことも考えられるので、はっきり市民にわかっちゃうという点ではどうなのかなとちょっと不安があります。その点だけちょっと考え方をお伺いします。

加藤市民協働課長

これは今お話ししたのは、あくまで市が主催するもので、決め方ですので、スタート時点ではそういう決め方をしていこうということで、それでないと全ての事業に全部ポイントを与えるようになってしまうので、その選択は難しいところなんですけれども、スタート時点ではそういう形でスタートしまして、もちろん今、伊藤委員からご指摘のあったようなことがたくさん出てくるようだったら、その時点で制度の変更か必要なのかも含めて、検討していきたいと思っています。

伊藤委員

わかりました。なんかなかなか難しい問題だなと改めて感じます。

次です。61ページの地域コミュニティ推進費なんですけれども、今年26年度は2地区で予定しているというんですけれども、わかりましたらその地域のどこどこなのかというところをお伺いしたいということと、まずその地域がわかればお伺いします。

加藤市民協働課長

地域コミュニティの補助金のことでよろしいですか。25年度に7地区設立されたのをご存じだと思うんですけれども、龍ヶ崎、龍ヶ崎西、川原代、北文間、馴柴、長山、城ノ内、25年度中に設立のための準備会をつくったところが八原と大宮と松葉でした。八原については、もう話し合いが大体まとまってきて、4月後半の設立に向けて今最終準備をしています。大宮につきましては、当初から2カ年での議論をしていこうということで、話し合いが26年度まで続きますので、26年4月での設立は現在のところありませんので、八原と松葉の2地区で平成26年度で設立するだろうということを見込んで予算は計上してあります。ただその後、松葉地区においては、2月23日の準備会議においてももう少し時間をかけての設立検討ということから、準備会議としては協議を中断する方向性となりましたので、予算ができることを前提にここはつくってあります。これは2月23日までわかりませんでしたので、そこはそういう計上をしてあります。当然26年度になりますと、予算の執行のことが出てきますので、それについては、予算の執行の仕方を財政当局のほうと協議していく必要があるのかなと思っています。

伊藤委員

わかりました。なかなかその設立については、住民合意というところが大事なので、難しいと思うんですけれども、あとやはりほかの地域のところで高齢者ばかり集まっている

ので、その辺をどうやって考えていったらいいかというような意見もちょっと出ているので、この設立については、やはり十分住民の中で話し合って進めていってほしいなというふうに、今まででもそうはしているというふうに長山のことなんかでも考えてもすごく思っているんですけども、なんかそういう意見もほかからも出ていますので、そこは本当十分に話し合いの結果というところをお願いしたいなというふうにこれは要望です。

次です。93ページです。環境対策費です。

これは予算の概要の18ページのナンバー60なんですけれども、クリーンプロジェクトということでなされているんですけども、この内容についてお伺いしたいと思います。

宮田環境対策課長

この環境衛生対策費の中のクリーンプロジェクトという形で、こちら事業としては、報酬とかあと委託料とかありまして、こちら報酬につきましては、歩きたばこポイ捨て等防止条例を施行しておりまして、平成23年5月30日から佐貫駅及び竜ヶ崎駅前を中心とした喫煙禁止区域になっております。こちらにつきましてポイ捨て指導員ですね、朝3時間と夕方3時間交互に1週間で、朝3日間続けたら次は夕方から夜、5時から夜の8時まで3時間、特に佐貫の駅のほうですか、そちらを重点的に歩きたばこことあとは喫煙されている方を一応防止するために行っていて、その嘱託員の報酬と、今4人雇用しておりますが、2人ずつペアになっていただいて、週3日ずつ1日3時間やっていただいているその報酬が158万3,000円です。

あと9番の旅費です。こちらはその人たちの通勤手当、交通費です。そちらになっております。

この歩きたばこポイ捨て等防止指導員につきましては、そのたばこの喫煙以外にも現在は市内で犬のふんの放置されているところが多いところ、こちらについても前に後藤委員さんからの質問がありましたけれども、それで今は月に4回そういう地区を回って一応そういうのが見かけられないように何回かパトロールしております。

あと、13番の委託費です。こちら部長からも説明ありましたように、雑草等の除去とかという形で、空き地の草の伸びたところの除去とか、そちらの委託料が1,950万4,000円、委託料全体で2,193万6,000円、そういう形で行っております。

伊藤委員

すみません。ちょっと聞き方が悪かったのかもしれませんが。要するに環境対策、これ全てをクリーンプロジェクトというのですか。私それではちょっと具体的に聞きますけれども、事業概要として自然環境美化のイベントを開催するとか、環境美化サポーター制度の構築と事業概要では書いてあるんですけども、これの具体的なものが26年度どんな形でやる計画をしているのか、お伺いをします。その点を伺いたかったんです。

宮田環境対策課長

すみません。クリーンプロジェクトですね。実際的に先ほどのポイ捨て等の防止指導員の報酬が主だってなってしまうてあるんですが、予算上はほとんど今現在はおかかっているんですが、ノーポイサポーター制度、こちら環境美化としてボランティアで市民の皆様、現在登録が293名の方登録していただいております。平成24年4月から募集しております、その方ご自分が散歩されるときに市役所へ登録していただくと青いバンドとか、あと手袋、ごみを拾う火挟みですか、そういうものを市役所のほうで支給しておりまして、それで市民が監視の目となっていただいて、そういうのをして歩いていけばポイ捨てとか、散歩している方は見ている人がいるんだよというふうに気づいていただけるかなと思っております、そういうことでノーポイサポーターのほうを募集しております。行く行くはそのノーポイサポーターの方にも、やはり活動の報告とかも今年はどういう活動をされていらっしゃるのかなということも300名近くの方いらっしゃると思いますので、そのあたりも把握して

この26年度に生かしてまいりたいと思います。

伊藤委員

わかりました。要するにノーポイサポーターの中身を充実するというのでいいんでしょうかね。わかりました。

次です。93ページ、同じ放射線対策事業なんですけれども、なかなか本体のところでも束もされていないというところではいろいろあるんですけれども、当市において現状と今後この施策を改めてどんなふうに進めていくのかをお伺いします。

酒川放射線対策課長

今ほどやはり東日本大震災3年を経過して黙祷を捧げたところでございますけれども、やはりこの原発事故による放射線対策につきましては、当初から比べますと市内の今空間放射線量の状況ですが、実際的に60%ほど減少しています。昨年11月から12月に実施しました市内609地点での数値から申し上げますと、平均で毎時0.08マイクロシーベルトというところで、除染の指標値の0.23マイクロシーベルトは大きく下回っています。

しかしながら、やはり各施設の詳細調査を実施しましたところ、やはりマイクロホットスポットというのが実際的に存在しているのが確認されました。施設で言いますと、幼稚園が1カ所、小・中学校、公園を含めまして13カ所の計14カ所で約1,500平米ほど、そちらのほうをやはり生活する空間でございますけれども、子どもたちの生活の上に結びつける場所でありましたので、その辺のところは積極的に除染をしております。

今後の26年度以降につきましても、やはりもうそういう放射線物質はなくなるということはありませんので、詳細調査を続けながらそういうマイクロスポットを発見した場合には、やはり市としての責務として積極的に除染を実施してまいりたいと思います。それにつきましても、情報発信、市のホームページ等で市民の方々にはお知らせをして、当然新たな情報の意識づけと不安の払拭につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊藤委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次です。95ページです。塵芥処理費です。負担金が約3,300万円増えているわけですが、この理由についてお伺いいたします。

宮田環境対策課長

こちら龍ヶ崎地方塵芥処理組合への負担金でございます。こちら約3,300万円の増額なんですけど、平成26年度から平成28年度まで清掃工場の焼却等の長寿命化に伴う大規模改修が始まってまいります。26年度から始まりましてまだ一部なんですけれども、こちらが焼却棟の屋上の防水工事とか外壁工事こちらを予定しております、こちらの費用を工事費のほうが1億5,704万5,000円を処理組合のほうで26年度工事を予定しております。そちらに伴いまして、経費とかそちらが3,000万増加になっております。こちら構成3市町、龍ヶ崎市、利根町、河内町こちらでその増額分を割り振って、龍ヶ崎の負担分が約3,300万円増額となっております。

伊藤委員

そうしますと、その3市町の負担割合については、どんなふうに分けられているんでしょうか。

宮田環境対策課長

すみません。計算式がございまして、均等割ということで、3市町それぞれ等分という

のが費用の中で10%等分割しております。あとは人口割，こちら人口の多い少ないで，こちらが30%部分を人口の割合で算出してしております。そのほかにごみの実際の総量ですね，搬入量をこちらが費用の60%を搬入割合で割っております。やはり人口が龍ヶ崎市多いので，ごみの量も多いという形で，トータル的に負担割合は，龍ヶ崎市が70.98%，利根町が17.92%，河内町が11.1%となっております。

伊藤委員

ありがとうございました。

次です。97ページのごみ減量促進費です。

この中ではごみ調査毎年行っていますよね。それでごみの中身を見ますと，やはり生ごみが約30%ということで，いろいろなところではやはり生ごみをいかに減らすかというところが問題になっているということなんですけれども，この生ごみの堆肥について，段ボールを使った堆肥のことなんかもあるんですけれども，そもそも生ごみの堆肥化についてこの予算編成の中で検討されたのかどうかお伺いします。

宮田環境対策課長

やはりこのごみ質調査によりまして，生ごみの比率がやはり夏と冬2回調査しておりますが，平均するとやはり生ごみが30%ぐらい構成比率でございます。そちらにつきましては，平成22年度まであったんですが，生ごみ処理容器の補助制度ということで，各家庭で段ボールコンポストとか，あとは電気式の生ごみ処理機とか，そちらに対する市の補助金があったんですが，23，24はちょっと廃止されておまして，今年度25年度からまた再開させていただいております。こちらは税抜きの購入金額の2分の1を補助するような形で，電気式で最大で3万円まで市民の方に補助しているような形で，その生ごみの対策のほうは行っております。

伊藤委員

個別の容器そのもののことではなくて，以前から生ごみの堆肥化については，きちんともっと事業として取り組む，堆肥化をどうするのかということについて取り組むべきだということも言われているわけなんですけれども，以前は検討するようなお話もありましたけれども，そういった検討はされているのかどうか，具体的に牛久なんかでも始めていますよね。そういうことを始める時期だというふうに思うんですが，その点についてどんなふうに捉えているのかお伺いします。

宮田環境対策課長

お答えします。

前にも一般質問とかで委員さんからご質問あったときに部長のほうからお答えさせていただいているかと思うんですが，生ごみについては，やはり昨年度も検討しまして，25年度今年度も検討いたしております。実際的にやっているところ，私もこの4月から来て初めてでしたので，再度改めて今年度検証するような形で，処理の施設ですか，何カ所か見てまいりまして，一番よさそうなところは，我孫子市のクリーンセンターで行っているHDM菌による生ごみの処理，こちらですと容量的に10%ぐらいまで減少させることができるような方式で，においもそのほかの方式に比べて結構出ないような形ですので，こちらのほうで進めていければと内部のほうで検討しております。

前にもやはり委員さんのほうで話題になっていました土浦市でも行っている日立セメントのプラントで行っているような事業，こちら土浦市の場合はまだ一部町内だけでやっているんですが，2年後ぐらいには全市的にやっていけるだけの処理能力がある設備らしいんですが，あと先ほど伊藤委員さんからもありましたように，牛久市でも行っているんですが，牛久市のほうは刈谷団地の部分だけでやっておまして，こちら牛久市のほうで

広げていきたいらしいんですが、処理能力がないということで、一部地域だけにとどまっているような形です。

ですから、龍ヶ崎市のほうも今方法的には検討、大体固まってきておまして、あとはやはり最初から全市的に行うのはちょっと危険があるというか、失敗する可能性もあるかもしれないので、我孫子市でもまだ3,000世帯ぐらいということですので、龍ヶ崎市のほうでも1,000とか1,500世帯でまずはパイロットプラントで行っていければということで、市長のほうとも打ち合わせをさせていただいて、ですから少しずつは進んでいるような形でご理解いただければと思います。

伊藤委員

少しずつ進んでいるということではよかったなというふうに思いますが、具体的に今まで我孫子のやり方がよかった、龍ヶ崎市には合っているのではないかというお話をしていの中で、具体的にやり始める時期について今のところわかればお話をしてください。

宮田環境対策課長

こちらにつきましては、やはり施設がパイロットプラントですので、そんなに広い面積までは要らないんですけども、ちょっとストックするようなところと、あとはやはり車ですね、搬入するトラックとかそういうものの作業スペースとかも必要ですので、やはりトータル的には最低でも500平米ぐらいは必要になってくると思います。やはり皆さんのイメージとして、生ごみを処理しますので、幾らにおいは少ないと申しましても、市のほうの事業としてやるとなると、地元の方のほうからすると迷惑施設という意識があると思いますので、そちらについても地域のほうをある程度考えさせていただいて、地元のほうの了解をとっていかなければ先に進めていけないと思いますので、そのあたりを26年度から少しずつ進めていければと思っております。

伊藤委員

具体的に事を進めていただけるということでは、よかったなというふうに思いますので、地元とのもちろんそういう施設を建てるについては、合意が必要だと思いますので、よろしく進めていってほしいと思います。

次です。105ページです。商工事務費です。これはコミュニティビジネスのことでしたので、割愛します。

次、109ページです。109ページの住宅建築物耐震改修促進事業です。予算は前年度と同じでこのところずっと同じ予算なんですけれども、これの具体的な実績まずお伺いしたいと思います。

鈴木都市計画課長

耐震補助金のこれまでの実績戸数なんですけれども、まず平成21、22年度につきましては、補助といたしましては、診断と改修だけになっております。それで、21年度につきましては、改修のほうですか、改修が1件あっただけです。22年度につきましては、診断、改修ともございませんでした。

それから、23年度から23、24、25なんですけれども、この間につきましては、耐震計画の補助が入りまして、23年度は耐震診断が6件、計画が8件、改修が5件、それから24年度は、診断が6件、計画が3件、改修が2件、25年度につきましては、診断がゼロ、計画がゼロ、耐震改修が1件という状況でございます。

伊藤委員

震災があったときは少しは進んだんですけども、その後やはりだんだん少なくなってきて25年度は改修が1件ということなんですけれども、これから30年の間に大きな地震が

起きるかもしれないという報道もあるわけなんですけれども、本当にこのところ大事だと思っただけなんですけれども、今後これが進むような方向性につきまして、26年度ではどんな取り組みをなさるのかお伺いします。

鈴木都市計画課長

本日、東日本大震災3年目ということで、当初なんですけれども、震災のあった年などにつきましては、住民の方々の震災に対する関心が非常に高く、申込者も多くありました。その後1年、2年と過ぎていく中で関心が失せたというか、申込者が減りまして、問い合わせの件数も減る傾向でございます。

そこで、地震、災害に対する安全対策というのは、今委員さんがおっしゃったように大変重要なことですので、耐震化の普及を一層進めるため、今後もこれまでどおり広報やインターネット、そういったものの広報活動、それから防災フェアなんですけれども、そのときに会場に耐震関係のそういった広報する場所をセッティングしたんですけれども、そういったときに今年もその1カ月くらいの間はすごく問い合わせはあったんですけど、実際実施した方はなかったというような状況で、改修だけが1件あったということが状況なんですけれども、その辺の広報活動、案内活動について今後も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

伊藤委員

それともう一つ私がどうなのかなと思っただけなのは、やはり補助の金額が工事をするに当たっては低いのではないかとこのように思っただけですので、その辺の検討もお願いしたいというふうに要望しておきたいと思っただけです。

次は、117ページの都市計画事務費です。これの委託料の用途地域変更と調査、具体的な内容を教えてください。

鈴木都市計画課長

今回の委託料に入っています用途地域変更等の調査についてなんですけれども、この内容といたしましては、現在若柴町地内におきまして、県道のところなんですけれども、都市計画道路の佐貫1号線と主要地方道の龍ヶ崎潮来線の交差点部分で、今現在交差点の拡幅工事が行われております。当地域における都市計画区域に係る用途地域のほうが県道潮来線の南側の今回工事で拡幅した部分なんですけれども、道路境界から30メートルの区域までが第1種住居地、それ以降が第2種中高層の住居専用地域となっております。

今回の拡幅に伴いまして、6メートルほど南側に第1種住居地域の区域が移動することになりまして、そういったことによりまして、第2種中高層住居の専用地域の北側部分約6メートルの部分が第1種住居地域に用途変更していくといったことになりまして、そこで用途地域を変更する区域に係る既存の建物が約10件ほどあるんですけれども、その部分が新たな用途地域にかかる既存の建物の適正等を調査していくことがその用途変更に関して必須の条件でありますので、事項であるということから、今回その調査を実施していくというような内容でございます。

以上です。

伊藤委員

わかりました。

次の都市公園管理費とその住みかえのことについては、質問されておりましたので、割愛いたします。

以上です。

大竹委員

119ページ、01024300先ほどから各委員さんにおいてご質問なされておりますけれども、私から2点質問させていただきます。

先ほどのお話の中で、幼児から小学生までという話が対象者とお聞きしました。そういう中で、当然保護者等々がついてこなければならぬということになると思いますと、お車で来る子とそれからまた先ほどの話の中で広域を考慮しているという話もありますから、そういう中で駐車場の確保は大丈夫なのかどうなのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

菅原施設整備課長

駐車場の確保ということでございます。現在龍ヶ岡公園の駐車場はたつのこやまのふもとといえますか、脇に70台分の駐車場がございます。それと、破竹川の常設池のほうのテニスコートの脇に45台分ございまして、その脇に平成19年度に増設しました駐車場が159台ございます。ちょうど散歩がてらに登ってこられるとロケーションもよくていいのかなと思いますのですが、合計で下の部分につきましては、破竹川のほうに174台になりますでしょうか、それで大型遊具利用の来場者の方についても対応できるのかなということで考えてございます。

以上です。

大竹委員

駐車場問題はそういう面で対応できるかなという話ですから、対応できるように、また対応ができなければ増設するなり、どこが増設したらいいかということの次の策を考えてほしいと思います。

先ほど近藤委員さんのほうから大型遊具についての遊びの拠点づくりの中で検討委員会がありましたよと、そういう中でお話し聞いたんですけども、遊具の選定に当たって、ハード的な面だけでなく、ソフトの面ではどのようなお話がなされたのか、そういう中でなぜ先ほどのお話だと30メートルの滑り台が選ばれ、なおかつあずまや風のトランポリンのある遊び場が選ばれたのか、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

菅原施設整備課長

まず遊びの拠点づくりの検討会議ということで、これが5回ほど開かれております。まず、1回目につきましては、候補地の選定であるとか、そうしますとその次には今度は設置遊具のコンセプト遊具案というのをやりまして、それで3回目につきましては、いよいよ遊具の選定というような形で順々にやってきたような経緯でございます。その中に遊具の主たる条件というのは、どういうものがあるんだろうというようなことで、意見を出し合ったところ、先ほども言いましたが、たつのこやまの傾斜を利用した遊具がいいのではないかと、あとイベント等に配慮してステージ前には設置しないほうがいいというような意見と、あと就学児、障がい者に配慮した遊具を設置しなさいと、遊具間の導線を意識した遊具を設置しなさいと、環境に配慮した落ち着いた色の遊具を設置したほうがいいのではないかと、あとトランポリンのようなはねて遊ぶような遊具もあつたらいいねというようなさまざまな意見が出されまして、その中でこういうコンセプトを入れた遊具をメーカーのほうにどんなのがあるのかというようなことで打診しました。

それで、メーカーにつきましては、最終的には4社に絞りまして、その中からその遊具のコンセプトの絵を出させまして、その中でまた検討委員会に諮りまして、その中で選ばれた遊具が今回のたつのこやまの傾斜を利用した滑り台とそれにそのたつのこやまへ登るための導線を生かした、その登るための導線を生かしたジャングルジムのような形のもの、あと幼児と障がい者の子どもたちが遊べるようなあずまや風のトランポリンでぼんぼんはねていくような遊具がいいのではないかと、そのあたりがございまして、最終的なそのような

絵柄になりました。というようなことでございます。

最終的には、その検討委員会5回開かれまして、その中で最終決定をしたところでございます。

以上です。

大竹委員

最終決定したという話ですけれども、その遊具の子どもの遊び場とか、居場所をつくっていくという、その目的は子どもたちの心身とか、それから発育の発達とか、それから子どもたちの自立性とか独創性とか、そういう等々を養うのが目的だと私は思っています。だから、そういう中で、例えば滑り台に対して恐らく小学生対象だと思いますけれども、ちょっとしたリスク、冒険心みたいなのが滑り台一つにとってもあるのかどうなのか、その辺のところの滑り台の機能をちょっと聞かせていただければ幸いです。

菅原施設整備課長

滑り台につきましては、たつのこやまの中腹からこれ高低差9メートルございます。その9メートルの傾斜を滑り台が滑るような状況がありまして、これが長さが30メートルでございます。ただ、たつのこやまの傾斜を利用するもので、滑り台とたつのこやままでの地肌の面までの高さは1メートルでございます。ただ、その9メートルを登るのに今度はジャングルジムのような施設をつくりまして、その中をくぐっていくような形で9メートルの高さのところまでたつのこやまを登っていくというような形での滑り台でございます。当初26メートルで計画されていましたが、もうちょっと延びないかというようなことで、きりのいい30メートルというようなところで交渉したような経緯もございます。

以上です。

大竹委員

私の言わんとしているところは、子どもたちの発育とかそういうものを視点に遊び道具も考えなければならないですよという話の中で、子どもたちがなれてくると冒険心とかリスクに対してのイメージがだんだん薄くなっていくので、そういうところで今度一部リニューアルとか何かのときにフレキシビリティに更新できるとか、そういう等々の遊具になっているかどうか、その辺のところをお聞かせください。

菅原施設整備課長

いろいろな形で改修といいますか、ステージアップできないかというようなご質問だと思うんですけれども、ちょっと開園してみないとその後の対応というものはどんなふうなのがいいのかなというものはわかりませんので、それを見ながら対応のほうをさせていただきたいというようなことで、答えになったかどうかわかりませんが、よろしく願いいたしたいと思っております。

大竹委員

そういうところを恐らく先ほどだと30年ぐらいのスパンで考えているというから、メーカーさんと例えば3年あたり切ってそのときにメンテナンスの問題もいろいろ含めてくると思いますから、そこらのところでバラエティに、あとバランスよく考えていただきたいと思っております。よろしくどうぞ。

横田委員

それでは、よろしく願いいたします。

まず105ページ、商工事務費でございます。番号24番の投資及び出資金の欄で、県信用保証協会損失補償寄託金310万円あるんですけれども、この寄託金の制度についてお伺い

をしたいと思います。よろしく申し上げます。

大竹商工振興課長

茨城県信用保証協会損失補償寄託金につきましては、市町村中小企業金融制度、自治振興金融制度でございますけれども、この制度を利用している中小企業者が借入金の返済が不能になった場合に金融機関に対しまして中小企業者のかわりに県保証協会が借入金残高を弁済することとなります。この弁済する財源を茨城県信用保証協会に寄託している資金から補填することとなります。この茨城県信用保証協会に寄託している資金が茨城県信用保証協会損失補償寄託金であります。この損失補償寄託金につきましては、県保証協会において寄託している資金の残金と前年度の実績等により算出し、その算出額が当市へ要請されるところでございます。

以上です。

横田委員

ありがとうございます。県のほうの保証協会付きの融資を受けまして、当初から回収まで正常債権でいけば非常によろしいわけですが、中には何らかの原因によって不良債権化してしまうということが往々にしてあるわけですが、その場合に代位弁済という形が発生すると思うんですが、平成24年度の発生件数と25年12月あたりの現在の件数がわかればお願いいたします。

大竹商工振興課長

代位弁済の発生件数でございます。平成24年度につきましては、発生件数が11件、代位弁済額にしまして580万7,254円です。平成25年度につきましては、発生件数が3件、代位弁済額が88万9,926円となっております。

以上でございます。

横田委員

ありがとうございます。24年度が11件で580万、25年度の12月までで3件で88万9,000円ということであります。景気が回復しているのかどうかわかりませんが、代位弁済の件数も金額も大分減っておりますので、それは非常にいい傾向かなというふうに思います。このままのとおり景気のほうも進んでいってくれればと思います。

次です。同じ105ページの市街地活性化対策費でございます。そのプレミアム商品券事業であります。深沢委員も質問しておりましたけれども、私からも質問をさせていただきます。

まず、このプレミアム商品券予算額の内訳960万と入っているんですが、この内訳を教えてください。

大竹商工振興課長

プレミアム商品券1億1,000万に対しまして1,000万円分がプレミアム部分となっているわけでございます。このうち当市負担分が600万円、商品券印刷やのぼり旗作成、チラシ印刷等の事務費が260万円となっております。また、商品券販売や事業者から換金事務等約6カ月にわたる事業でありますので、新年度から人件費相当分として100万円分を増額いたしまして、合計960万円を編成してございます。

以上です。

横田委員

ありがとうございます。先ほどはこのプレミアム商品券の延長ということをお聞きしたと思うんですが、私からは現在の販売の期間と今の使用期間をちょっと教えていただけ

ればと思います。

大竹商工振興課長

販売開始につきましては、11月1日販売開始をいたしまして、12月24日に完売という形になっております。あと使用期間につきましては、11月1日から今年の2月末日の4カ月となっております。

以上です。

横田委員

ありがとうございます。

次に、プレミアム商品券でいろいろな方が購入しているわけでありまして、購入者の人の声というのはわかりますか。よかった点とか悪かった点等がもしわかればお聞かせください。

大竹商工振興課長

引き続きアンケート調査を実施しておりまして、よかった点でございます。龍ヶ崎市に引っ越してきて30年、スーパーでお魚を今まで買っていましたが、今回たつこの商品券で初めて買ったということで、遠くてもまた行きたい店であったということで、そういう意見でございました。また、今まで主なスーパーばかり利用していましたが、市内の店で購入するよいきっかけとなりましたとか、あとはお得な商品券を使えることで買い物意欲がそそられたという意見がよかった点でございます。

次に、要望を含む点でございますけれども、牛久市と同じように夏と冬2回販売してほしいという意見でございます。また、毎年発行してほしい、使用期間を長くしてほしい、ファミレス、コンビニ等で使えたらもっといいなということでございます。また、周知、PR等が足りないという意見もございました。

以上です。

横田委員

ありがとうございます。非常に私もこのプレミアム商品券の制度は非常にいい制度だと思います。地域活性化にも非常に役立っていくのかと思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

以上です。

糸賀委員

105ページ、商工事務費についてはわかりましたので、取り下げます。

119ページ、都市公園管理費の工事請負費、龍ヶ岡公園大型遊具設置工事についても、多くの質問がされましたので、私のほうから意見だけ申し上げたいと思います。

木製ピラミッドにかわる遊具として検討委員会でどんな遊具がいいか検討されて、今回の大型遊具に決まったということですよ。ということですので、できるだけ尊重したいとは思いますが、果たしてこの大型遊具を設置するのが龍ヶ崎の子どもたちの、この遊具を設置するということが、龍ヶ崎の子どもたちの遊びの拠点とするんだということが龍ヶ崎としてふさわしいのかということなんですね。私はどうもそぐわないように思うんです。龍ヶ崎の魅力は何かという大きな観点から考えますと、公団の広告だったか、龍ヶ崎は都心から一番近い田舎みたいなコピーがあったと思うんですけれども、このキャッチコピーにあるように、龍ヶ崎の大きな魅力は、豊かな自然環境だと思います。実際そういう環境で子育てしたいという方も多いと思います。そして、そこが龍ヶ崎の子育て環境を考えたときのアピールポイントの一つだと思いますし、そこをPRしていかなければならないということだとも思います。

今申し上げたような観点からすると、この大型遊具を設置してそこを遊びの拠点とすることは、龍ヶ崎のイメージですとか、龍ヶ崎ブランドには合わないように思います。ふるさと龍ヶ崎戦略プランにあるように、たつのこやま周辺などを子どもたちの遊びの拠点と位置づけ、安心して楽しく遊べる環境づくりを進めますということについては、この優先プロジェクトそのものはいいと思うんですけれども、例えばたつのこやまで芝滑りをしている子どもも多いので、安全に芝滑りをできる環境を整えていくとか、芝滑りに関係するコンテストを催すとかいうようなことを考えてこの事業を進めていったらいかかなと思います。そのほうが龍ヶ崎らしいんじゃないかと思いますので、ちょっとこの大型遊具設置というのについては、少しやはり私としては疑問があるということをお申し上げて終わります。

後藤（敦）委員

それでは、よろしくお願いたします。

91ページ、16600番環境行政推進費です。重複しないように質疑をさせていただきたいと思いますが、説明の中で次の93ページ、補助金新エネルギーシステム導入です。これご説明の中で太陽光パネル補助が130件、高効率給湯のところで100件というようなお話で、件数別の内訳はございましたが、この1,605万円の予算額の内訳を教えてくださいませんか。

宮田環境対策課長

お答えします。

予算額の内容的になんですが、太陽光発電システムのほう、こちら1キロワット当たりの補助単価が3万5,000円となっております、3キロワットを限度としてございます。これが130件、合計で1,365万円を予定しております。そのほか高効率給湯機関係、こちら何種類かありまして、名称でまいりますとエコキュートというほう、こちらが補助単価が3万円で50件を見込んでおります。こちら150万になります。そのほかエコジョーズ、エコフィールというシステム、こちら補助単価が1万円で50件見込んでおります。50万円になります。そのほかエコウィルというシステム、こちらが補助単価が3万円で、8件を見込んでおります。合計で24万円ともう一つエネファームというシステム、こちらが補助単価が4万円で4件見込んでおまして16万円、合計で1,605万円の補助を予定してございます。

後藤（敦）委員

ありがとうございました。参考に25年度の実績をちょっとお聞かせいただきたいんですが、ホームページを見ますと、太陽光パネルの補助金については、2月25日の時点での情報なんですけれども、予算額に達して受付を終了していると、高効率給湯については、残り4万円お早めというように記載があったんですけれども、太陽光パネルについては、平成25年度いつの時点で予算額に達したのかおわかりであれば教えてください。

宮田環境対策課長

平成25年度に関しましては、5月7日から募集いたしまして、7月8日で予算枠に達しました。こちらであとはそのほか昨年度は工事が間に合わないとかでキャンセルの方もありましたので、今年度はキャンセル待ちの方も10件ほど一応受け付けて予備としてございます。

後藤（敦）委員

ありがとうございました。先ほど深沢委員からもご質疑あった点なんですけれども、やはり再生可能エネルギーの固定買い取り価格制度が始まってから非常に新築住宅に関して

は太陽光パネル載せることが大変多くなってきているのかと思います。固定資産税の算定の説明のときには、新增築で300件見込んで固定資産税増額ということで計上されていました。これはやはり平成26年度の消費増税を控えた旺盛な住宅の需要というものを反映していると思うんですけども、平成26年度においてもこの消費税10%引き上げ前に関しましては、やはりこの住宅の需要かなり旺盛なのかと思います。今お聞きしたところでも太陽光パネルについては、5月7日から7月8日ということですので、2カ月で130件ぐらいいあったんでしょうか、平成25年度も予算枠に達してしまったということでございます。そういったところで市民の方からもやはりぜひやりたかったのに補助金受けられなかったよというお声もお聞きしております。そこで、やはり補助金ですのでそういった抽せんであるとか、先着順ということでしたし方ないところはあると思うんですけども、やはりできるだけそういった不公平感といいますか、そういった不満ということが出ないように、予算平成26年度執行に当たっては、その応募の状況などを見ながら補正の対応などもぜひご検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問なんですけれども、16850の放射線対策事業については、割愛いたします。

119ページ、24300都市公園管理費です。こちらにも既に多くの委員からご質疑があったところなんですけれども、私のほうからも龍ヶ岡公園の大型遊具設置工事についてお聞きをしたいと思います。

近藤委員のご質疑の中で、新しく設置する大型遊具のトータルコストのライフサイクルコストのお話しございました。そういったところでそのご説明いただいた中には防犯カメラについては含まれていなかったのか、少なくともインシヤルについては含まれていなかったのかと思うんですけども、これは大型遊具のみを4台ということですので、付随する設備なのかなと思いますので、その防犯カメラの維持管理、また30年ということですので、更新も含まれてくると思うんですけども、その防犯カメラ部分も含めた大型遊具のトータルコスト、ライフサイクルコストを改めてちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

菅原施設整備課長

ライフサイクルコストにつきましては、先ほど近藤委員のほうから出ましたところでございます。それで、防犯カメラにつきましては、電化製品というのか、電気器具なもので、恐らくこの大型遊具の年数とイコールにはならないと思います。もっても10年なのかなというようなことでの考え方でございます。30年はもたないと思うので、もし計上するのであれば最初は100万円かかりますが、その後の器具の交換であれば50万ぐらいで交換できるのかなというようなことを考えまして、その上でライフサイクルコストに乗っけますと、30年ですから100万円の10年、10年で50万ずつですから、プラス200万で、これを30年で割りますので、年間6万円増というようなことでございます。6万円足しますと191万円になります。木のピラミッドにつきましては、450万というような試算といたしますか、ライフサイクルコストになるのかというようなことでございます。

それで、最後にちょっと今回の遊具の設置の件であります。先ほど誤解を招く発言をしましたが、大型遊具の設置による広域的公園を目指すものではなく、結果的に市外から集客があると思われませんが、あくまで地区公園の位置づけは変わりませんので、ご理解のほど願えればと思います。

以上です。

後藤（敦）委員

先ほど来て出ておりますが、今回のものは30年耐用期間ということで、年間に直すと木のピラミッドよりは大幅少なくなると思いますが、総事業費の点でいえばやはりかなりの金額になるわけですね。インシヤルと維持管理、そして撤去まで含めるとかなりの金額に

なってくるわけですので、そういうことであれば皆さん喜んで当然いただけると思います。私も娘がいますので一緒に滑ったら楽しいだろうなどは想像するわけですが、先ほど油原委員のほうからも民と官とのすみ分けというようなお話もございました。やはりこれだけ大きな金額をかけて公で設置するべき施設なのか、しかも平成26年度において早急に整備をしていく必要があるのかという点については、私もほかの多くの委員と同様にもう少し慎重な検討が必要なのかと感じております。

以上です。

大野委員

45ページ、市民行政推進活動費、それから59ページの自治組織関係経費は、詳細な説明を受けましたので、質問はありません。

そして、97ページの17800のごみ減量促進費を質問いたします。

13の委託料のごみ質調査なんですけど、毎年150万前後の費用でごみ質調査がされております。この活用方法についてお伺いいたします。

宮田環境対策課長

お答えいたします。

こちらにつきましては、家庭系のごみとかの内容について夏と冬と年2回調査してございます。あと中身については、市街地ですか、ニュータウン地区とかとあとは住家の少ない地区と種類を分けて、やはり住宅地ですね、マンションとかそういう大きい団地みたいなところのごみ質の内容とあとは農村地区ですか、こちらですとごみの内容的に少し差がございますので、そういう形で調査してございます。

内容的ですが、先ほどもうちょっと申し上げさせていただいたんですけども、夏冬平均しますと、生ごみ関係が30%、あとは雑紙類ですね、こちらが構成比として20%ぐらい含まれてございます。その変化があるかどうかという形で毎年調査しております、こちらにも統計をとってございます。

大野委員

毎年ごみ質調査が行われているわけなんですけど、言うなれば焼却場ができてからずっと毎年やっていることですね。ただこれをどのように活用するのか、今課長がお話したようないろいろなことがわかっているわけなんですけど、それに対する対応策がこのごみ減量促進の中に織り込まれていないと、あるいはこれまでもされていないということが問題ではないかと思ひ、そういった質問をいたしました。ぜひそのごみ質調査を生かした活用方法を考えて対応していただきたいと思ひます。

続いて、19の負担金補助及び交付金でございます。補助金の生ごみ処理機器購入費111万円です。近頃配られましたアクションプランにも26年度ばかりでなく、27年度、28年度も同じように生ごみ処理機器購入費が111万ということに掲げられております。この内容なんですけど、一応電気機器、あるいは生ごみ処理容器、あるいは生ごみ処理機器ということでもってコンポストやEM菌によるもの、あるいは乾燥式、分解式というような形でもっていろいろ機器が考えられ、そしてまた、段ボールコンポストも入っております。聞くまでもなく26年度はどういう形で内訳といたしましうか、考えられておりますか。

宮田環境対策課長

こちら内容ですが、今大野委員さんからお話がありましたように、何種類かの種別によって補助金の単価が違います。電気式の生ごみ処理容器、こちら補助の単価の上限が3万円、補助自体は税抜きの2分の1を補助するような形で、単価の上限を設けてございます。電気式に関しましては、3万円を上限として29件予定してございます。あと電気を使わないごみ処理容器、こちらについては、上限単価が2,000円で50件、10万円を予定しており

ます。そのほかに段ボールコンポストのセットというものに2,000円を限度として20件、4万円とあと段ボールコンポストの中にごみを減量する菌の入った品物名で申しますと、ピートモスとか燻炭とかというものがございまして、こちら腐葉土みたいなものなんですけれども、それに菌が混じっております、それを上限が500円で200件予定してございます。10万円を予定してございます。

以上でございます。

大野委員

昨年度を見ますと、やはり26年度と同じように段ボールコンポストセットが20セット考えていたようですが、1セットのように聞いております。実際やったあれば購入して実践している方は1セットと、それで総額としては30万ぐらいしか使われてなかったというようなことかと思えます。今年度この111万円いろいろ予定されている数をこなすための推進策というものは何か考えていらっしゃいますか。

宮田環境対策課長

今大野委員さんからお話しありましたように、先日実績のほうをちょっとお話しさせていただきましてと、電気式のほうが2月までで12件、電気を使わない機器のほうで44基、段ボールコンポストが先ほど委員さんおっしゃられましたように1基です。あとその機材ですね、こちらが14袋です。総額的に対象品目としては71件、申請された件数として57件、総額でやはり100万からの予算があるんですけども、2月現在では36万6,800円までしかございませんでした。やはり12月ごろまで今年2年ぶりに復活したにもかかわらず申請件数が少なかったものですから、市の広報紙「りゅうほー」とかホームページのほうでもPRさせていただいたほかに、電気式ですと電気の量販店市内にも何件かございますので、そちらのカウンターとかにも龍ヶ崎市ではこういう補助を行っていますというポスターですか、こちらを張らせていただいておりますが、なかなか伸びていない状況です。あとはこちら龍ヶ崎市だけではなくて、茨城県内でも何市町村かで同じような補助を行っているんですが、8月ごろですか、茨城新聞とかでも県内のアンケートをとらせていただいて、やはりどちらでもちょっと伸びていないような状況ですので、今後もっとPR活動を何かの折に、イベントの折にとか、またPRしていければと考えております。

大野委員

PRということでもって具体的な推進策はなかったかと思えます。ぜひ推進策を考えていただきたい。

24年の2月の調査結果に段ボールコンポストモニターのアンケート調査結果があります。このときは段ボールのコンポストを無料で配布して、その使い勝手をアンケートしたというようなことかと思えます。そのときに書かれております反応が大分詳しく書いてありますが、その中での段ボールコンポストの講習会をして、あるいは生ごみの堆肥化、ひいては龍ヶ崎のごみ問題というものを講習会という形でやったその反応が大変いいです。驚くほどいい、職員の皆さんが親切で、大変懇切よくごみ問題を開設してくれて生ごみの堆肥化の必要性がわかったということが大分書かれております。そういったことを考えますと、やはり講習会とこういった機器類の段ボールコンポストを加えた中でのそういった講習会は、かなり有力な結果が出てくると思いますので、そういった形で回数を多く開催することが有効な推進方法だろうと思います。

それと続きまして、99ページの18700の農業総務事務費でございます。この中に農業体験が含まれておりますが、ぜひその概要、あるいは項目等を説明していただきながら概要を説明していただきたいと思えます。

石島農政課長

農業体験の入っているところは、需用費の消耗品費でございます。この中で主な用途としましては、牛久沼稚魚放流事業としまして、ワカサギやフナ、ウナギなどの稚魚を購入する予算といたしまして、ここで稚魚放流で20万円を一応予定しております。

この事業ですが、牛久沼漁業組合と共同しまして、放流事業を実施しておりますが、放流に際しましては、市内の小学校の4年生に参加の呼びかけを行い、実施をしております。

ちなみに、25年度につきましては、2回実施しまして、うち1回に児童が参加しております。ちなみに、児童、保護者で約50人が参加いたしております。

また、龍ヶ岡の農業振興センターというのがございますが、そちらのほうで食育の一環としまして、農作物の苗、これは学校との相談になるんですが、大根の種とかイモ苗とそれから農業資材としまして、マルチ等の消耗品費といたしまして10万円を計上いたしております。ちなみに今年度につきましては、八原小の2年生、3年生約300人が参加をして、サツマイモの植えつけ、それから収穫というような体験をしております。

以上です。

大野委員

農業体験、八原小の子どもさんたちを対象にやったということでございますが、各小学校でそれなりに農業体験をしている学校もございます。できればその学校が全地区になれるように、あるいはまた、全市民に向けて、あるいは今度は市外の方、都市の皆さん方を対象にした農業体験も開催することも必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

石島農政課長

確かにそのとおりだと思います。この農業体験するに当たりましては、J A 龍ヶ崎市のほうにもご協力をいただいております。実施の際にはJ A 職員による定植、それから収穫方法、栽培の管理の仕方、それから生育の流れであったり、農家が例えば収穫後にどのように市場に出荷してそれが家庭の食卓にどう届くのかななどの話も含めています。ですから、単純な農業体験というだけでなく、実施していますので、当然そういったところの協力もみるしかないのかというふうには思っております。

ひとつ別の学校のほうにもちょっと今声かけしておりますので、ちょっと検討してくれるということになっていきますので、随時拡大できればなというふうを考えております。

以上です。

大野委員

龍ヶ崎は農産品の龍ヶ崎ブランド、それからグリーンツーリズムを拡大するとか、あるいは地産地消を拡大する、あるいは龍ヶ崎そのものをブランド化していくというようなことが進められておりますので、関係各課と協議を進めながらぜひとも拡大をさせていただきたいと思っております。

続きまして、101ページの18950の龍ヶ崎ブランド育成事業でございます。この19番の負担金補助及び交付金の中の補助金、減農薬米普及促進事業いわゆる特別栽培米の給食米の補助が350万だろうと思っております。これまでの話では、この平成26年度をもって小・中学校の給食につきましては、全部カバーができるというような話を伺っております。今後小・中の学校給食のみならず、幼稚園、あるいは保育園とか、そういったいろいろ幼稚園、保育園によって対応はさまざまなことはわかっておりますけれども、できる限りそういった形の特別栽培米を保育園に、それから幼稚園等々に振り向けること、そしてまた、そういった子どもたちのみならず、龍ヶ崎全体の皆さんの地産地消という意味で、そういった展開をすることについての考えはいかがなものでしょうか。

石島農政課長

今、大野委員のほうからありましたように特裁米の学校給食米につきましては、今年度約100トン超の予定をしております。一応26年度は全量学校給食に使えるというようなことをございまして、その後大野委員のほうからの提案ですと、例えば保育所、幼稚園の供給はというようなことでもございます。その辺も当然これ補助を出してやっているということもございますので、その辺もよく検討した中での対応になるかと思っておりますけれども、当然今現在特裁米のブランド化ということで進めていますので、その最終着地点というのは、やはり有利販売で農家の方がもうかる、それだけ高く売れる米を、今話もありましたが、例えばまず市内から、それから外部へと、市外もだんだん拡大していくということがやはり大事なことなのかと思っております。いい米を高く売るとというのが一番の最終課題だと思いますので、そういった幼稚園、保育所等へのいわゆる補助金も出ていますので、そういうのもあわせてちょっと検討していくしかないのかと思っております。

以上です。

大野委員

何が何でも補助金を出さなくてはブランド米が売れないということもやはり問題かと私は思います。そういった意味では、やはり地産地消という形でもって龍ヶ崎戦略プランにも直売の場の拡大ということがうたわれておりますけれども、直売の場を拡大して地産地消を進めると、まずは身近な市民の皆さんに食べていただくということが一番肝要かと思っておりますが、そういった直売の場の拡大ということについては、どう考えていますでしょうか。

石島農政課長

そうですね、戦略プランのほうでも直売の場の拡大ということで、私どももいろいろ目標立ててやっています。朝市であるとか、たつこのやまの下でやっていますマルシェへの参加とか、あと今度4月に桜まつりもあるかと思っております。そういうのへの参加とか、豊作祭りへの参加とかということで、回数もなるべく多く出るような形で実施していますので、また東京なんかへもこれまで何回かいろいろ行って、銀座のマルシェとか月島とかいろいろやってきてはいるんですが、こういったのをどんどん拡大していくこともそれは当然必要だと思いますし、そういう機会があればどんどん参加していきたいなと思っています。

以上です。

大野委員

より一層の拡大をお願いいたします。

続きまして、103ページの19450農業振興事業です。この19番の負担金補助及び交付金の補助金の地域農業振興支援活動費でございますが、説明としましては、農地利用の集積の円滑事業に使いますということでございますが、これは人件費という形で考えてよろしいのでしょうか。それとも面積ごとに交付される金額なんですか。その800万6,000円の内容をちょっとお尋ねいたします。

石島農政課長

地域農業振興支援活動費でございます。これも今大野委員さんのほうからありましたように、農地利用集積円滑化団体というのがまちづくり文化財団の中にございますが、そこで行っている農地利用集積円滑化事業を行うための事務担当職員の人件費、それから事務経費でございます。当然人件費というのは給料です。それから、福利厚生費としまして健康保険、労働保険、健康診断等、それから事務経費としましては、農地の賃借料の支払い通知とか請求書とかといったもの、それから燃料費とそういったものに充てているもので

ございます。

大野委員

わかりました。

続きまして、同じページのその下の19600の畜産振興事業でございます。毎年思うんですが、6万8,000円の畜産振興事業、どんな畜産振興をしているのかなというふうに思っております。確かに内容を見れば家畜の防疫の衛生事業だという形で、あるいは県畜産協会の負担金ですよというのわかりますけれども、現在龍ヶ崎には乳牛農家が2件だろうと思います。3件ありましたが、1件はちょっとやめる方向でなんかいくみたいですので、2件、養鶏が1件、養豚が1件ということでございます。どういう形の畜産振興を考えているのかお尋ねいたします。

石島農政課長

今、大野委員さんからありましたように、今現在もう10数年前から比べればかなり畜産農家が減ってきている状況でございます。ここにあります龍ヶ崎市家畜衛生指導協会というのがございますが、こちらでは防疫事業が主な事業となっております。その中で今後畜産事業の市でやっている振興ということなんですが、牛が2件、それから鳥が1件、あと豚が1件ということで、4件の農家で有機肥料生産組合というのをつくってまして、当然家畜ということなので、排泄物が出るわけです。それを当然市のほうで環境にやさしい農業というのを推進していますので、そこでつくった堆肥をいわゆる畑、田んぼに還元しながらそれ以降循環型の農業を形成すると、その推進に一躍担っていただいておりますので、その有機肥料生産組合への補助等はこれまでどおり実施しているわけでございます。

あと、堆肥の販売につきましても、当然市のほうの「りゅうほー」でお知らせしたり、土日の販売なんかしているんですが、そういうときのチラシをつくって販売場所に掲示したり、そういった面での支援はこれまでも行ってきましたし、これからも行っていく予定でございます。

それから、枯れ草の分別、今放射能で枯れ草は搬入してないんですが、市の公共から出た草なんかもこれを分別するための人件費なんかもみていたんですが、ちょっと放射能の関係で今はストップしていますが、そういった面での支援になってしまうのかなというふうに現在のところは考えております。

以上でございます。

大野委員

龍ヶ崎コロッケがあります。あるところで見かけましたけれども、北海道のジャガイモと千葉県産の豚でつくった龍ヶ崎コロッケというのが書かれてありました。やはり龍ヶ崎にもこういった養豚農家もいるわけですから、龍ヶ崎で栽培したジャガイモと、あるいは龍ヶ崎産の豚でつくった龍ヶ崎コロッケと、そんなのが形がいいかなと私は思うわけなんですが、ぜひ今後とも畜産の振興をしていただきたいと思います。

続きまして、105ページ、20500の商工事務費でございます。19番の負担金補助及び交付金の補助金、中小企業事業資金制度信用保証料補給金が2,650万になっておりますが、この信用保証料の額ですか、一体どれだけの申し込みがある予定でこの2,650万の信用保証料を計上したのか、その内訳、あるいはこの制度の概要などを説明していただきたいと思っております。

大竹商工振興課長

まず制度の概要でございます。龍ヶ崎市で事業を営む中小企業のための融資制度でございます。県信用保証協会の保証をつけることにより、取り扱い金融機関から低金利で事業資金が調達できるものでございます。その際、本来利用者が保証協会に負担することと

なる信用保証料を市が全額補助するものでございます。

先ほどの2,650万の内訳でございますけれども、平成26年度の融資あっせん総額でございますけれども、自治金融、振興金融、合計で8億円を見込んでいるところでございます。以上でございます。

大野委員

8億円を見込んでいるということですのでけれども、こういった使い方というか、そういった主な使い方がもし説明お願いできればお願いいたします。

大竹商工振興課長

事業経営上つなぎ運転資金が必要なとき、またはあとは設備購入資金ということで、使用されることになっております。

以上です。

大野委員

わかりました。

続いて、119ページ、都市公園管理費でございます。大分皆さん質問がありましたもので、一つお聞きしたいと思います。

15の工事請負費、龍ヶ岡公園大型遊具設置工事でございますが、長寿命化対策ということでもっておりますけれども、これを設置することによってどのように長寿命化になるのかをお願いしてよろしいでしょうか。

菅原施設整備課長

長寿命化計画でございますが、遊具の寿命を延ばす、これも長寿命化でございますが、だめになった遊具の交換というようなことも長寿命化の中で見られていまして、これも交付金の対象になるよというようなことで受けていますので、そういった意味での交換というようなことでございます。

以上です。

大野委員

先ほど説明がありました遊びの拠点づくりの検討会というのは、5回開催したということですが、これは遊びの拠点づくりをどんなふうにしようかということから始まったことではなくて、遊具の設置をどういうものがいいだろうかという形で始まったものなんですか。

菅原施設整備課長

場所的なものを精査していただいて、その中で龍ヶ岡公園というような形を見出して、それでその中の遊具をどうするのというような話の中で協議していただいたという経緯でございます。

また、それと主要施設のアクションプランの中で、もう既にたつのかやま周辺の子どもの遊びの拠点となる位置づけ、安心して遊べる環境づくりを進めますというようなことで、アクションプランの中でもうたっておりますので、あとは遊具の選定というような形での検討会というようなことでございます。

以上です。

大野委員

私もこの龍ヶ岡公園はイベントもやる関係大分いつも見ておるわけなんですけど、やはりそれぞれがそれぞれの思いというか、やり方で遊んでいるということを考えますと、この

遊具設置そのものが疑問であるというふうに思うわけなんです。やはり遊びの拠点づくりということですから、違ったいろいろな創意工夫ができるような遊びで、そういったものを用意するという形でもって遊びの拠点づくりがいいのかなというふうに思います。そんなことをちょっと思いましたもので、質問いたしました。

私の質問は以上でございます。

大塚委員

45ページ、男女共同参画推進費について伺います。

最初に、この事業の元来の目的、同じようなことなんです、なぜこうした事業が必要なのか、まずその2点お答えいただければと思います。

加藤市民協働課長

なぜ必要なのかということですが、男女共同参画社会基本法にもありますとおり、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会及び文化的に影響を享受でき、かつともに責任を担うべき社会を構築できるようさまざまな事業を展開する必要があるのかと考えています。

大塚委員

もうこの事業が始まってかなり久しいと思うんですが、26年度で何年になるんですか、最終的にどういう理想の姿というか、男女共同のそういうどういう姿を描いているんですか。

加藤市民協働課長

先ほどの近藤委員の質問でもちょっとお答えしましたけれども、この間長い間やってきていますけれども、啓発に力を入れてきましたけれども、今後の将来展望としては、一番大きなテーマは、仕事と生活の調和、ワークライフバランスをいかに推進するかというのが一番大きいテーマになってくるのかと考えています。それに加えて実際の事業の中では、先ほどお話ししたような人材育成のところとか、特にうちのここ二、三年ちょっと仕掛けをしているんですが、なかなか相手があつてうまくいかない、例えば中学生、高校生向けの男女共同参画を推進するための講座なり、そういったものを近々のうちには企画していきたいかと思っています。大きいテーマとしては、ワークライフバランス、それが重要になってくると考えています。

以上です。

大塚委員

この13の委託料のところでも市民人材育成講座とあります。これは近藤委員からも質問ありましたけれども、先ほどの近藤委員に対する答えの中で、いわゆる市の審議会などへの女性の参加を促進すると、もう一つは各さまざまな分野での女性のリーダーを育てるといような趣旨でやっているというようなお話しだったんですが、これ今言ったのはいわゆる市民向けというか、そういう事業だと思うんですが、庁内においては、この考え方はどうなんですか。

加藤市民協働課長

審議会等への女性の登用が進まないというのに関連して、女性職員の登用ということでもよろしいですか。

市の職員の管理職員への女性の登用ということで、テーマを絞ってちょっとお話しさせていただきますと、ちょっと前提としては所管ではありませんけれども、職員が性別によ

り差別されることなく、持てる能力を十分に発揮できる職場環境の整備、女性ならではの発想や考え方を生かし、女性職員が市の政策、方針の決定過程に参加できるようになることは重要だと担当課としては考えています。

以前から大塚委員さんも一般質問されていたとおり、計画部門への女性をぜひという質問を何度かされていたと思うんですが、現在は企画課にも女性職員が配置されている状況もご存じだと思うんですけども、ただ一方で当市の場合には、男女の性別にかかわらず職員個人個人の業績や能力に応じて、昇給や処遇に反映される人事評価制度が導入されております。また、毎年総務課が全職員を対象として職員の異動希望を確認するためのアンケート調査を実施したり、職員の異動規模を自ら申し出るフリーエージェント制度なども活用しておりますので、女性の登用ということにつきましては、人事部局のほうもそれなりの意識をして対応しているのかと担当課としては考えています。

以上です。

山形委員長

本日の会議時間を延長いたします。

大塚委員

いわゆる決定権を有するような立場での女性の登用というのも大きな目標だと思うんですが、具体的な人事というのは総務ですので、それを議論しようとは思っていませんけれども、そういう人事を担当するような部局とのいわゆる推進している市民協働課との話し合いというか、そういったたぐいのものはあるんですか。

加藤市民協働課長

直接女性の登用のことを人事、うちでいう総務課と具体的に私どもの市民協働課が協議する場面というのはほとんどありませんけれども、基本的に全庁全て例えば審議会等への女性の登用を3割目標にぜひ審議会等へは女性を優先的にお願いしますという啓発なりの通知はしています。そこでよくお話するのは、例えばある団体に委員をお願いするときに、代表者ではなくてその団体からの女性を推薦してもらおうような形でぜひ働きかけてもらえませんかということをご数年具体的にやったりしているんですけども、そういった中でお願いをしていますので、人事の総務のほうも恐らく女性の登用ということは、そういう審議会等への女性の登用と同様に意識をされているのかということで、担当課としては理解していますけれども、直接うちの課が総務課に女性の登用を働きかけしているという実態はございません。

大塚委員

先ほど言ったようないわゆる政策の決定権とか、方向性を定めていくような部署のいわゆる要職にいるような女性の育成というのをごくどういようですけども、一つの目的ですよ。それと目標に掲げていても具体的なアクションがなければ私変わらないと思うんですが、実際にほとんど変わってないですよ。そういう構成を見ると男女比一進一退で、これ市民協働課長に聞いていてもなかなかそれが言いにくいんだと思うんですけども、これは副市長、市長にちょっとお聞きしたいんですけども、その辺の考え方はいかがなんでしょうか。

長岡副市長

いわゆる職員の処遇の関係かとは思いますが、今全職員を対象にしまして現状についての個々人のアンケート、意識調査、これを毎年度やっております。その中でいろいろなものが見え隠れしております。ちょっとオブラートに包んだ言い方をさせていただきますと、男、女かかわらずやはり積極的なポジティブな意識の持ち主、あるいはその逆でネガティ

ブな意識を持った職員もいることは現実であります。

そういったことで、女性だから、男性だからというようなことの意識はなくて、職員としてこの手あかのついた言葉になります。適材適所これを基本としながらこれまでも人事、処遇等々については考えておりますので、引き続き大塚委員の考え方等々も参考にしながら引き続きあるべき人事を進めていきたいと思っております。

その基本となりますのが先ほど加藤課長からも出ましたとおり、それぞれ人事評価がありますので、これは人物評価ではなくて業績評価でございますので、そういったことも重を分含めた上で、適正な処遇、適正な人材配置これに努めていきたいと、そのように考えております。

大塚委員

わかりました。今国もだんだん、国というのは日本ということではなくて、最初北欧から始まったんです。ヨーロッパにもだんだん広がっていわゆるクォータ制ですね。最初は私らもやっているような議論でずっといくんです。いわゆる適材適所でやっておりますと、でもそれ適材適所はわかるんだけど、現実問題全然男女比が縮まっていかないと、やはり圧倒的に男性優位、圧倒的に女性不利というような状況で、これは解消するには具体的に目標値を設定しなければだめなんだということだんだんふえてきているんです。企業もそうですよね。取締役の人数を何人、何人中何人入れなければだめだと内部規程で決めたり、クォータ制というのは皆さん勘違いするのは4分の1ということではないんですよね。決めるということなんです、何人と。やはりこれ課題だと思うんですが、本気で男女共同参画の市役所をつくろうとするのであれば、そこまでやらないと私は変わらないと、私随分長年やっていますけれども、変わらないですよ。やはり今年から本当に変えるんだったらその辺の……。

山形委員長

大塚委員、ただいまの発言は議題外にわたっておりますので、お願いします。

大塚委員

わかりました。と思いますので、ぜひその辺も考慮させていただきたいというふうに思います。

以上です。終わります。

山形委員長

ほかにございませんか。

【 なし 】

山形委員長

質疑なしと認めます。

以上で、議案第38号の環境生活委員会所管事項について、説明と質疑を終了いたします。

この後、各特別会計の説明と質疑に入りますが、ここで市民生活部の課長は退席していただこうかと思いますが、いかがでしょうか。

【 異議なし 】

山形委員長

それでは、市民生活部の課長は退席していただいて結構でございます。

【市民生活部職員 退席】

山形委員長

続きまして、議案第40号 平成26年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計予算について議題といたします。

執行部から項目にわたってご説明願います。

木村都市環境部長

それでは、公共下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

208ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございます。これにつきましては、公共下水道の水洗便所改造資金融資に関する損失補償でございます。限度額が6,500万円、個人の借り入れ限度額は60万円でございます。

続きまして、第3表の地方債でございます。公共下水道事業につきましては、補助事業では90%、単独事業では95%の充当率となっております。その下3つの地方債につきましては、充当率は100%でございます。

212・213ページへお移りください。

歳入でございます。

主なものにつきまして、説明欄でご説明を申し上げます。

まず、一番上、1番の下水道受益者負担金現年賦課分でございます。26年度は対象が156件となっております。

続きまして、使用料でございます。1番の下水道使用料現年賦課分、これにつきましては前年同様の99%の収納率で計上いたしております。

その下の滞納繰越分でございますが、前年17.5%で計上ですので、本年につきましては、2.5ポイントアップの20%で計上いたしているものでございます。

その下の下水道施設目的外使用料でございますが、こちらにつきましては、東電、NTTの電柱に係るものでございます。

続いて手数料でございます。1番の下水道工事指定店登録手数料、こちらにつきましては、更新を56件、単価6,000円でみております。そのほか新規を1件、1万2,000円の単価で見込んでるところでございます。

一つ飛びまして、3番の下水道事業区域照明手数料、1件当たり300円でございます。

続きまして、国庫補助金でございます。1番の社会資本整備総合交付金、こちらの対象事業でございますが、管渠の整備事業、管渠改築実施設計、そして中継ポンプ場の長寿命化設計及び宅内ますの接続補助が対象となっております。

その下の県補助金でございます。下水道接続支援事業費でございます。こちらにつきましては、供用開始3年以内の接続が対象となるものでございます。1件当たり2万円、30万円の補助が県のほうからいただく、交付されるものでございます。

続きまして、214・215ページへお移りください。

諸収入の貸付金元利収入でございます。1番の水洗便所改造資金貸付金元利収入でございます。こちらは金融機関への預託金の返戻でございます。歳入歳出同額を計上いたしております。

雑入でございます。2番の下水道賠償責任保険金、こちらにつきましても、歳入歳出同額の計上でございます。

市債につきましては、第3表地方債でご説明したとおりでございます。

続きまして、216・217ページへお移りください。

歳出でございます。

まず一番上になります。100番の職員給与費、こちらは5人分の人件費でございます。

その下の200番の下水道事務費でございます。13番の委託料でございます。県の生活排水ベストプランの見直しに伴いまして、当市でも同プランを見直すための図書の作成でございます。27番につきましては、消費税でございます。

続きまして、300番の下水道普及費でございます。補助金で上段の水洗便所改造資金、こちらにつきましては、対象3年以内の接続につきまして、1件当たり最大10万円で30県ほど予算計上しております。その下段につきましては、利子補給金で、これは1件ほど見込んでいるところでございます。21番の貸付金につきましては、各金融機関への預託金になります。

400番の下水道使用料等徴収事務費でございます。1番の報酬につきましては、一般職の非常勤職員の報酬でございます。8番の報償費につきましては、受益者負担金の前納報償金でございます。続いて14番の使用料及び賃借料でございますが、これはその上に表示ございます下水道受益者負担金システムの賃借料となっております。19番の負担金の下段、県南水道企業団徴収取扱事務費、1件当たり96円で負担するものでございます。

続きまして、600番の公共下水道管理費でございます。委託料でございますが、下水道台帳補正、こちらにつきましては、前年度整備箇所に加除補正でございます。下段の雨水排水ポンプ場の維持管理、こちらにつきましては、佐貫排水ポンプ場に係るものでございます。一つ飛びまして、電気工作物の保安全管理、こちらにつきましては、佐貫排水ポンプ場及び地蔵後の中継ポンプ場に係るものでございます。その下の流量計保守点検、市内7カ所を年1回行うものでございます。水質検査につきましては、市内5カ所年4回行うものでございます。

続きまして、218・219ページにお移りください。

一番上の管渠等調査でございますが、こちらは管路の不明水の調査でございます。15番の工事請負費でございます。こちらは管渠の漏水保守及びマンホール等の補修でございます。16番の原材料費、こちらはマンホールのふた40基の購入でございます。こちらにつきましては、施設整備課で道路の改修工事を行います。その際に使用するマンホールのふたの購入となっております。19番の負担金でございます。南が丘地区の公共下水道につきましては、利根町へ流しております。1立米当たり38円の負担でございます。それに消費税を掛けるものでございます。

続きまして、700番、流域下水道管理費でございます。負担金でございますが、霞ヶ浦城南流域下水道維持管理費、基本負担額につきましては、1立米当たり3.1円、そして使用負担額につきましては、1立米当たり38.1円を負担するものでございます。

続きまして、下水道建設費でございます。一番上の職員給与費につきましては、2名分の人件費になります。

900番でございます。公共下水道整備事業、13番の委託料でございます。補償調査こちらにつきましては、工事に伴う家屋等の事後調査でございます。下段につきましては、佐貫地区の雨水幹線工事の基本設計という表示でございますが、雨水の貯留管の基本設計でございます。15番の工事請負費につきましては、上段、中段が補助事業、そして3段目が単独事業となっております。22番の補償金につきましては、地下埋設物の移転及び家屋工作物等の補償でございます。

その下の950番、公共下水道改築事業でございます。新規事業でございます。委託料でございますが、どちらも長寿命化計画に基づくもので、上段の下水道長寿命化計画策定、これは地蔵後の中継ポンプ場に係るものでございます。その下になります。流域下水道整備事業でございます。負担金でございます。霞ヶ浦城南流域下水道整備事業、こちらにつきましては、国が行う事業への補助ですので、国庫補助金を控除後、県と市町村が折半して負担するもので、当市を含めました6市町の負担のうち、当市の負担は25.5%となるものでございます。

220・221ページへお進みください。

公債費及び予備費でございますが、記載のとおりでございます。
説明につきましては、以上でございます。

山形委員長

これから議案に対する質疑に入ります。
通告順に発言を許可いたします。

近藤委員

213ページの社会資本整備総合交付金につきましては、公園のところとあわせて今ご説明をいただきましたので、割愛いたします。

215ページの平準化債なんですけれども、これについては平準化債発行による記載残高の変化と公共下水道事業の財政運営に及ぼす影響、メリット、考え方についてお聞かせください。

栗山下水道課長

お答えいたします。

平準化債の発想額等でございますけれども、平成17年度から借入れを行いまして、平成25年度までで40億3,660万円を借入れております。

今後の予定でございますけれども、平準化債の借入れ限度額は、当該年度の下水道事業の借入れ分の元金補償費から当該年度の減価償却費を引いた額となります。今後の試算では下水道事業債分の償還額が減少していくものと考えております。

平準化債発行によります今後の変化と影響などでございますけれども、新規地区の下水道建設費用を縮小し、起債の借入れ額を抑制しておりますが、基本費平準化債などを借り入れることにより大きく起債残高は減っておりません。平成17年度が169億円、平成24年度が149億円でございます。今後も低金利の借り入れが可能であることや公共料金措置が設けられていることから、借り入れの継続はしていきたいと考えております。

以上でございます。

近藤委員

ありがとうございます。

次は、217ページの上のほうなんですけれども、下水道事務費、委託料で生活排水ベストプラン変更図書作成、今のご説明で県の事業といいますか、県の計画の見直しがあってそれに伴うものというお話でございました。まずその生活排水ベストプランについて概要を少しお話をください。そして、今回その計画変更があったから変更図書の作成ということになるんだろうと思いますけれども、それをつくる必要性といいますか、変更だから必要だということでしょうかけれども、それとその変更図書をつくった後、その用途、それからちょっとイメージがなかなか浮かばないので、これまでの図書の活用事例一つでいいですからお聞かせいただければと思います。

栗山下水道課長

この生活排水ベストプランの委託の概要でございます。生活排水ベストプランは、茨城県の生活排水対策のマスタープランであり、平成7年に作成後、平成15年、平成21年度5年ごとに改正がありまして、3回目の改定となります。内容でございますけれども、生活排水の対策につきましては、手法としまして下水道、農業集落排水、浄化槽などといった汚水処理施設の整備区域や手法について手法がございます。そういうものについて都道府県単位で効率的な整備を推進するために作成するベストプランでございます。

今回の委託の必要性ということでございますが、この計画につきましては、茨城県の計画となりますが、地域の特性などを踏まえまして、各市町村ごとの見直しが必要となって

おります。

今回の改定は、今までよりもちょっとレベルというか、見方が変わってきました、今後の整備区域や整備手法、そういうもの検討ですとか、現在できております区域の効率的な改築、更新、また運営、管理、手法ですとか、そういうものも新たに検討することとなっております。こういうことから、今までよりも一層高度な専門性を要するということになりましたので、委託が今回必要になったということで、予算を計上をさせてもらっております。

今までの活用事例ということですが、この活用につきましては、ベストプランで先ほども申しましたけれども、水処理の手法、下水道、農業集落排水、浄化槽といったことの方法がございますけれども、ここには各茨城県内全部の区域が定めております。龍ヶ崎市におきましても、今までの汚水、排水、生活排水処理の方向につきまして、浄化槽の位置ですとかそういうもの、浄化槽の設置が必要な位置ですとか、そういうものが克明に出ているものがございます。今回、下水道の全体計画の見直しなども行いましたが、そういうものに参考にさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

近藤委員

ありがとうございます。

今一番最後におっしゃった全体計画の見直しに反映させるということなんですけれども、そこをもうちょっと説明してもらえますでしょうか。

栗山下水道課長

全体計画ですけれども、地区的に見ますと、下水道の流域というか、流末というのは、今まで利根川とかに全部行っていたわけですが、今度調整区域などにつきまして見直しをさせていただきました。そうすると下水道の使用する最終的な処理区域とは別に一般排水路に流れていくということになりますと、龍ヶ崎地区においては、主に河川に流れまして、それが霞ヶ浦へ流れていくということになりますので、そういう部分の位置なども地区的にわかってくるような地図になってきております。

近藤委員

この変更図書というのは、平成26年度でつくるわけですよ。それで間に合うというか、整合性はちょっと疑問なんですけれども。

栗山下水道課長

整合性というのは、下水道の見直しかと思えますけれども、下水道見直しにつきまして、今年度25年度におきましてある程度の計画の見直しがつきますので、それに合わせたものを今回の生活排水のベストプランに合わせて盛り込めるものと考えております。

近藤委員

ありがとうございました。

もう一つ、219ページの下の方なんですけれども、新規事業というふうにおっしゃってました。公共下水道改築等事業なんですけれども、下水道長寿命化計画の策定があります。長寿命化計画自体は前からやっていたんですよ。たしか24年、25年、26年ですか、これまでの計画、長寿命化計画の策定の進捗状況と今後の予定、そして前にも若干ご説明ありましたけれども、計画に基づく事業実施の見通し、具体的にでなくて結構ですので、こんなイメージでいきますよという観点からお聞かせいただければと思います。

栗山下水道課長

下水道の長寿命化計画の策定でございますけれども、これまで長寿命化計画につきましては、平成24年度に工業団地処理区を含めた西坪雨水幹線において策定をしております。今年度は佐貫排水ポンプ場、これは佐貫排水区にあります雨水のポンプ場の機械設備、電気設備の長寿命化計画を今年度実施しているところでございます。また、26年度予算にも計上させていただきましたが、地蔵後の中継ポンプ場、これも中継ポンプ場の施設の機械設備、電気設備の計画策定をする予定でございます。

また計画に基づく事業の実施の見通しでございますけれども、今年度から計画に裏度つきまして、一般質問などでもお話しさせていただきましたけれども、マンホールのふたの交換を着手しております。また、次年度からは長寿命化計画で更新等が必要と判断されました管渠やそういう施設の改築や布設替えの判定も含めました工法の選定を順次講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

油原委員

1点、213ページです。一番下の一般会計からの繰入金の話です。説明欄では給与の繰り入れ、これは当然ルール分でしょう。その上の3億1,900万についても、この中にもルール分というのはあるんであろうというふうに思いますけれども、基本的に経営という観点から、公共下水道の繰入金の考え方についてお知らせをいただきたい。

栗山下水道課長

お答えいたします。

下水道繰入金の考え方ということでございます。下水道事業は独立採算制を原則としております。また、厳しい財政状況を考慮しますと、一般会計から繰り入れは、市民サービスにも影響を与え、下水道の恩恵を受けている方、そうでない方との間に不公平を生じることにもつながることから削減していかなければならないと考えております。

市といたしましては、歳入の面からは使用料の徴収の一元化ですとか、資本費平準化債の活用、また歳出の面からは、補償費免除の繰入償還による利子負担の軽減などを下水道事業費の縮小により繰入金の削減に努めておるところでございますが、必要な下水道サービスの維持といたしましては、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況でございます。

一般会計先ほど委員おっしゃられた下水道の負担のルールとしまして、総務省などの通知で繰入金の繰り入れ基準などがございます。それに基づきました繰り入れにつきましては、平成20年度のベースで申し上げますと、3億7,037万2,000円の繰り入れのうち2億9,049万1,000円が基準内でございます。基準外としましては7,988万1,000円となっております。今年度以降も同様の水準割合でいくと考えております。

基準外の削減が当面の課題とはなりますけれども、今後老朽化対策など維持管理などの経費が増えていくことから、水洗化率などの向上によりまして、有水量の増加ですとか、下水道使用料の適正化、また整備費の削減など収支面から経営の健全化の方針を継続して検討、実行し繰入金の削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

油原委員

要するに平成20年度のお話でありましたけれども、現実的には今回一般会計からの繰り入れ、給与以外は3億1,900万円、その考え方で整理すると、そんな大きい金は一般会計ルール以外に入れていないよという考え方ですよね。平成20年度3億7,000万、そのうち2億9,000万がルール分だと、だから7,900万が一般の赤字分だという説明ですけれども、要するに下水道の分流方式というのか、公共下水道を整備することによってほかの環境も

よくなるからその分もルール分だという考え方なんですか。

栗山下水道課長

失礼しました。先ほどの繰入金の年度ベースの話ですけれども、24年度ベースで一応お話をさせていただきました。ルールにつきましては、受益者負担金という経費の公平性、そういうことが国のほうからの繰り入れの基準ということでもありますので、そういうことを加味して分流式ですとか、雨水、汚水の費用負担の考え方というのがその中に示されておりますので、そういうことの基準でお話をさせていただきました。

油原委員

終わります。

山形委員長

伊藤悦子委員。

伊藤委員

いいです。

山形委員長

ほかにごいませんか

【 なし 】

山形委員長

質疑なしと認めます。

以上で議案第40号に対する説明と質疑を終了いたします。

続きまして、議案第41号 平成26年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計予算について議題といたします。

執行部から項目に沿ってご説明願います。

木村都市環境部長

それでは、農業集落排水事業特別会計予算についてご説明をいたします。

238ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございます。こちらにつきましては、農業集落排水水洗便所改造資金融資に関する損失補償でございます。限度額3,500万円を設定しておりまして、個人の限度としましては100万円としております。

第3表地方債でございますが、こちらにつきましては、資本費平準化債のみでございます。この記載につきましては、事業債ではございません。償還期間の30年、これまで30年だったものが45年になったものに伴う記載でございます。

続きまして、242・243ページをお開きください。

歳入でございます。

説明欄で主なものをご説明申し上げます。

まず一番上の農業集落排水使用料現年賦課分でございます。こちらにつきましては、区域内戸数167戸のうち対象戸数が102戸と前年比較しまして3戸ほど増えております。徴収率につきましては100%と考えております。

その下でございます。滞納繰越分につきましては、これまでの未納者3名おります。徴収率20%で計上させていただいているところでございます。

続きまして、県補助金でございます。1番のリン除去支援事業費でございます。放流水

のリン除去のための薬剤や汚泥処分等の経費が対象となるものでございます。

諸収入の貸付金元利収入でございます。こちらにつきましては、金融機関への預託金の返戻金で歳入歳出同額でございます。

市債につきましては、第3表地方債のとおりでございます。

続きまして、244・245ページへお移りください。

歳出でございます。

一番上の100番の職員給与費につきましては、1名分の人件費でございます。

200番の補助金でございますが、こちらにつきましては、改造資金の利子補給金でございますが、科目設定になってございます。21番の貸付金につきましては、金融機関への預託金でございます。

300番の農業集落排水施設管理費でございます。需用費の主なものでございますが、光熱水費で236万3,000円、そして修繕料が163万5,000円ほどございます。23番の委託料でございますが、一般廃棄物等の処理につきましては、浄化センター等の汚泥の収集運搬処理、その下の農業集落排水処理場維持管理費、こちらにつきましては、浄化センターやマンホールポンプ等の維持管理でございます。一番下のマンホールポンプ等清掃、これにつきましては、緊急対応で計上させていただいているものでございます。

続きまして、公債費、予備費につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

山形委員長

これより議案に対する質疑を行います。

通告順に発言を許可いたします。

近藤委員

243ページ、歳入のところですが、上から3段目に県補助金がございます。りん除去支援事業費ということで、今部長のご説明では、そのりんを除去するために放流水に薬剤を投入すると、そういうものですよということで、仕組みと申しますか、どういう方法でやるかというのはわかりました。

1点だけ伺いますけれども、そのりん除去というのは、恐らく公共用水域の富栄養化を防ぐためのものだと思うんです。そうするとりんだけではなくて、窒素についてもそうだと思うんですけれども、ここでそういうのは出てこないんですけれども、それについてはどのように考えたらいいかお聞かせください。

栗山下水道課長

お答えいたします。

りんの除去につきましては、委員がおっしゃられたような形の方法で農業集落排水のりん除去は行っております。そこで、りん、窒素につきましては、公共用水域の汚濁の原因ともなっております。霞ヶ浦に関しましては、生活排水の富栄養化については、りんもそうですけれども、窒素についても大きな原因の一つとなっております。そこで、りん、窒素の除去でございますけれども、窒素につきましては、農業集落排水におきましても、浄化センターにおきまして浄化して水質基準内におさめて放流をしております。その他一般生活排水の中では、現在龍ヶ崎市でも進めております合併浄化槽の設置などによりまして、窒素の除去ができるような仕組みになっておりますので、そういうものを推進することがこれからの公共水域の浄化につながっていくものではないかと考えております。

近藤委員

そうすると1点だけ伺いますけれども、その窒素については、放流水からは問題になるほどの汚濁と申しますか、出ていないということよろしいんですか。

栗山下水道課長

農業集落排水の放流水につきましては、基準内で運転をさせていただいております。

山形委員長

ほかにごいませんか

【 なし 】

山形委員長

質疑なしと認めます。

以上で議案第41号に対する説明と質疑を終了いたします。

これをもちまして、環境生活委員会所管事項の説明と質疑を終了いたします。

本日の予算審査特別委員会はこの程度にとどめ、3月13日午前10時に予算審査特別委員会を再開し、文教委員会所管事項の説明と質疑を行います。

本日は、これをもって散会いたします。